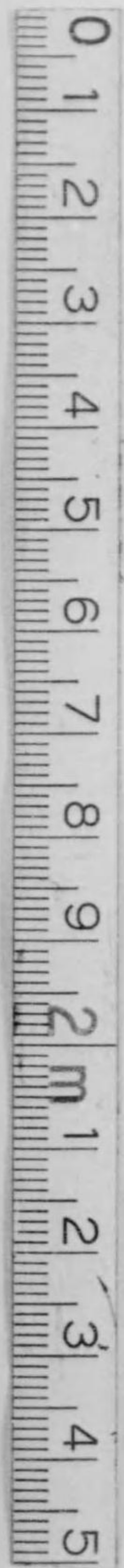


398
120



始



35 5.15

210

大阪府全志

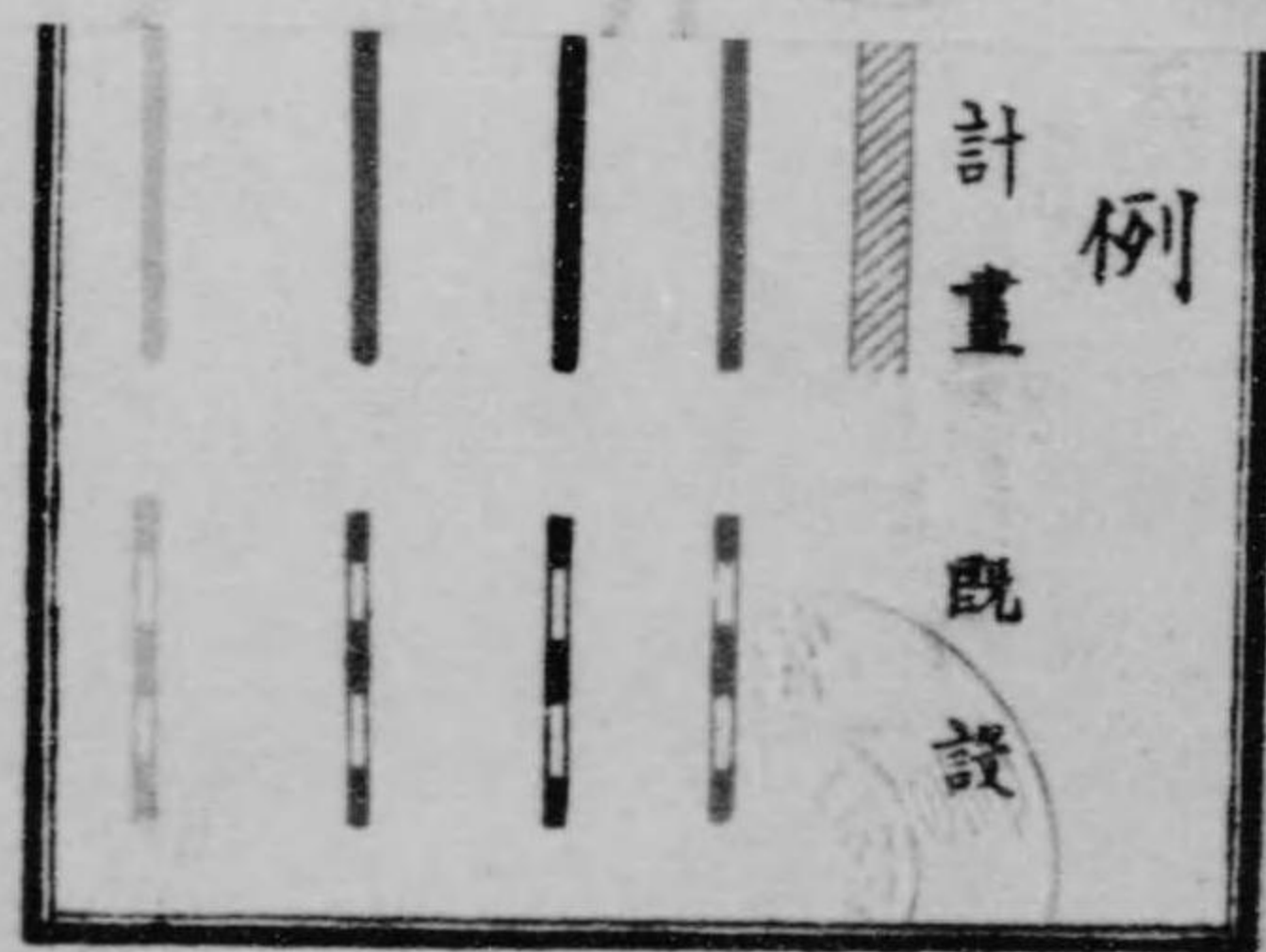
卷之二

大正
11. 11. 28
内交

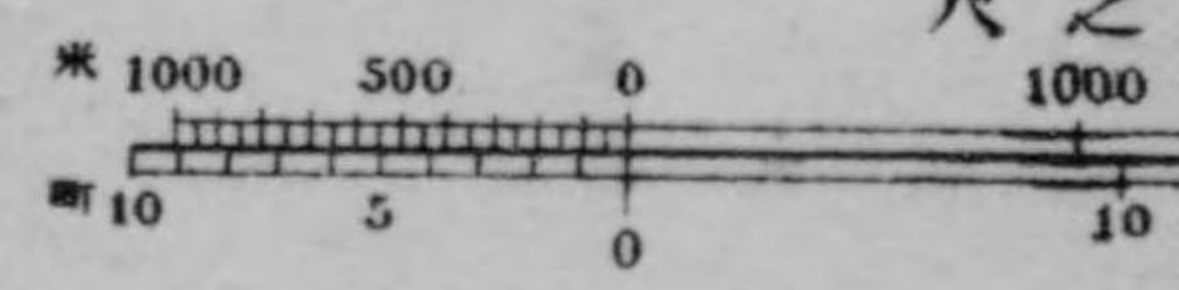
神
路
村

小
路
村

巽
村



尺之一分



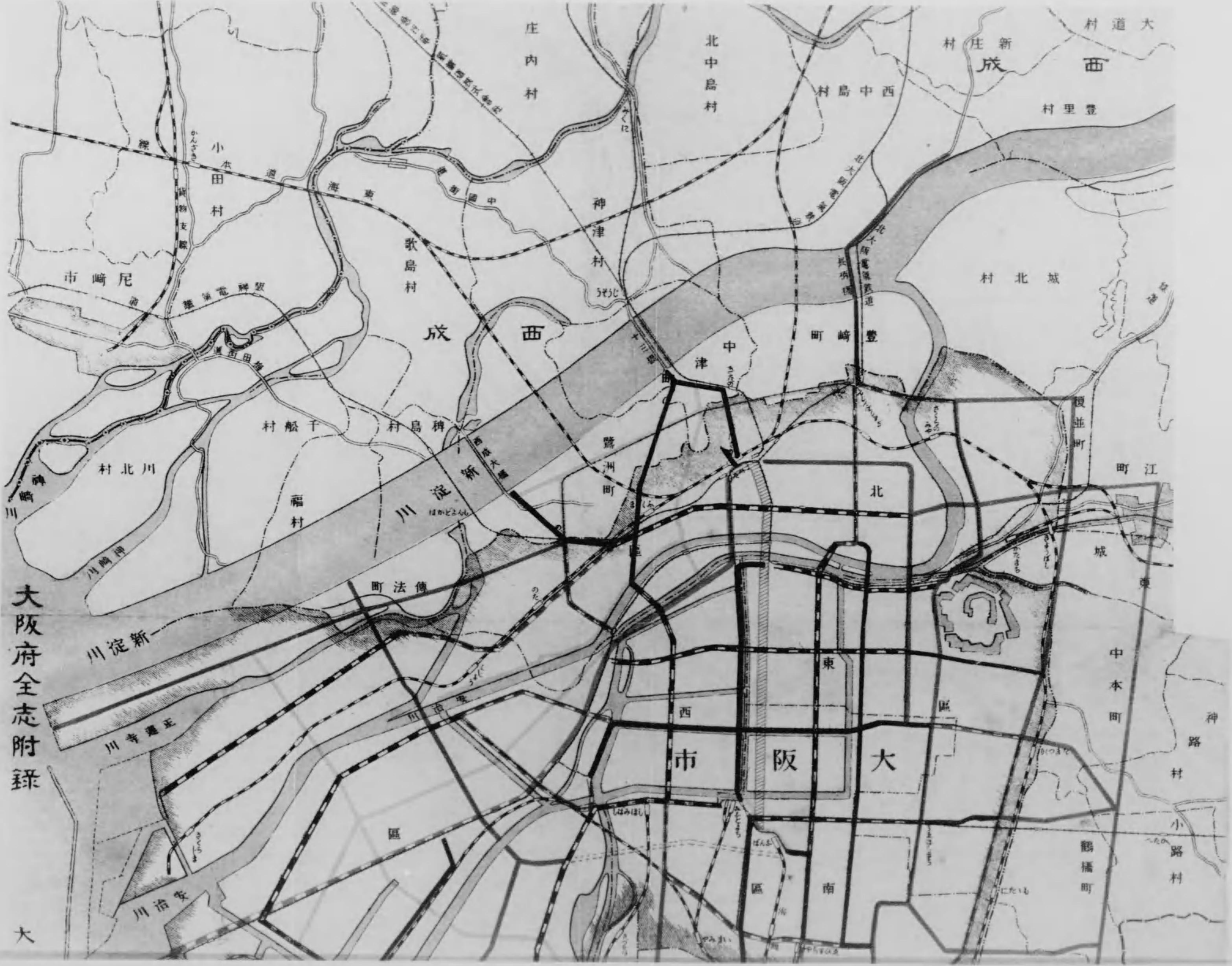
濟百南

喜連村

村田矢

瓜破村

川和



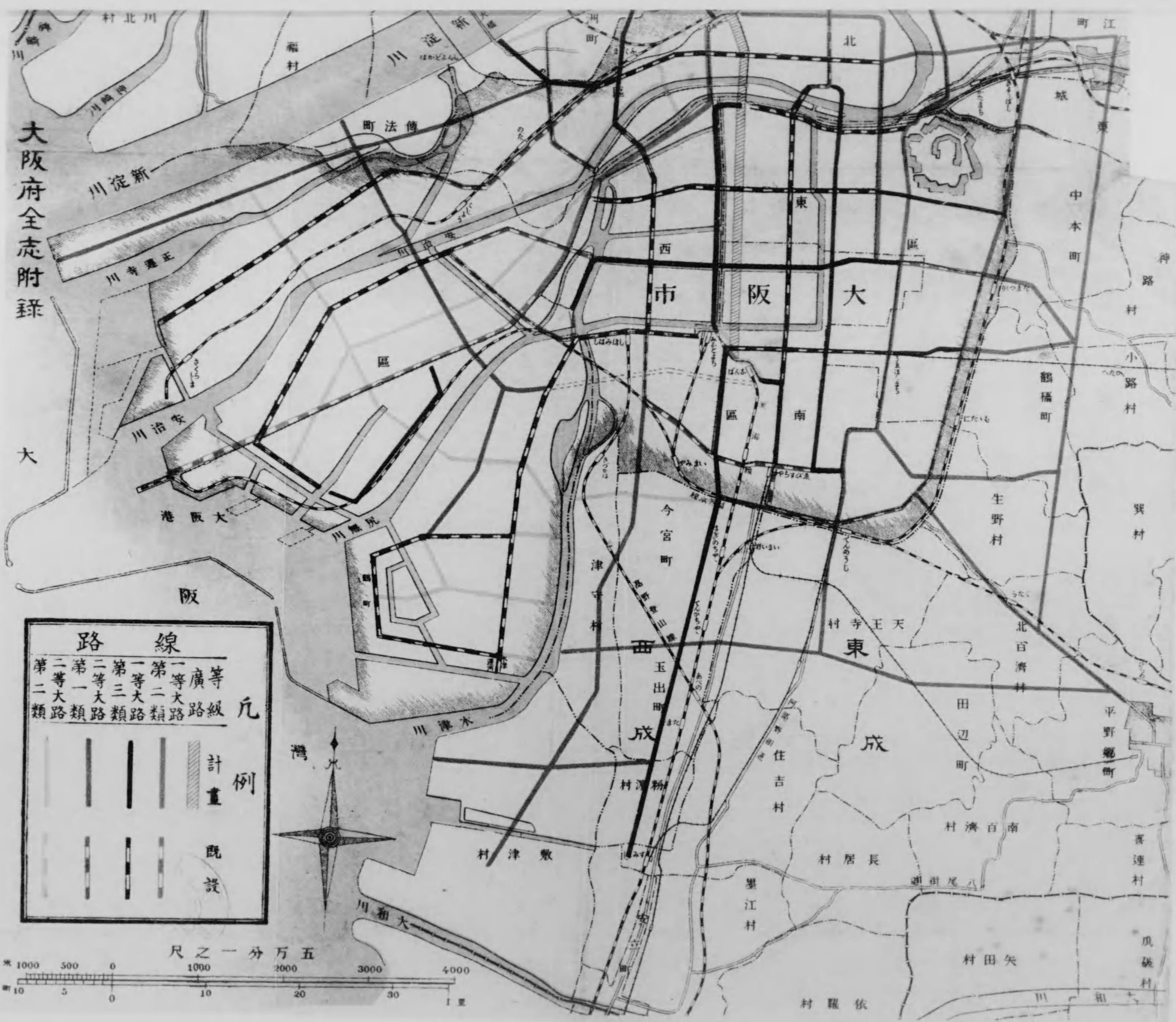
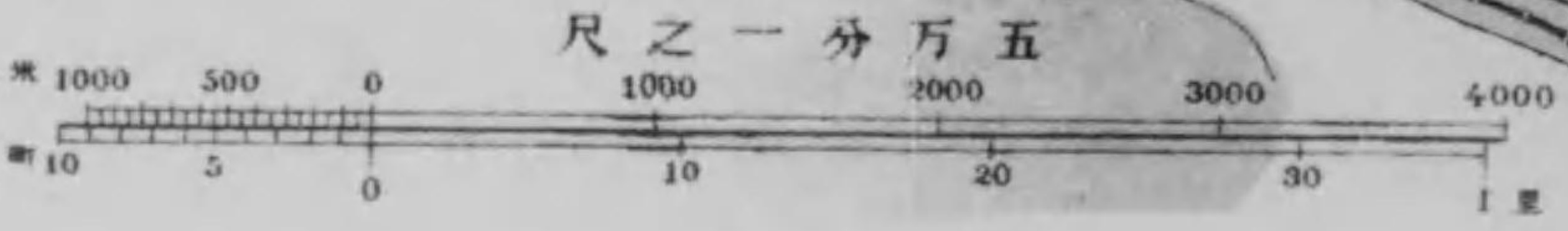
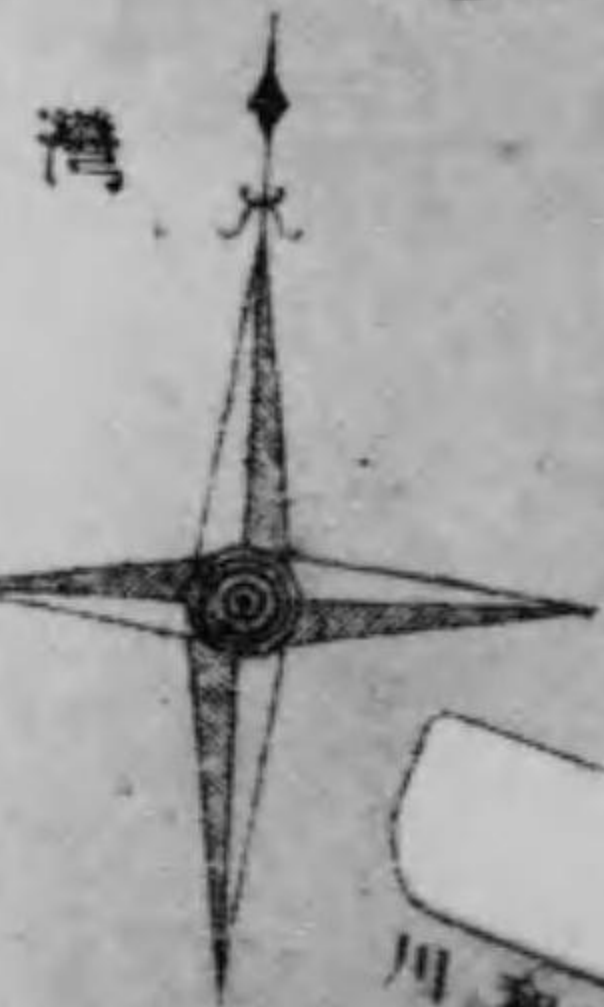
大阪府全志附録

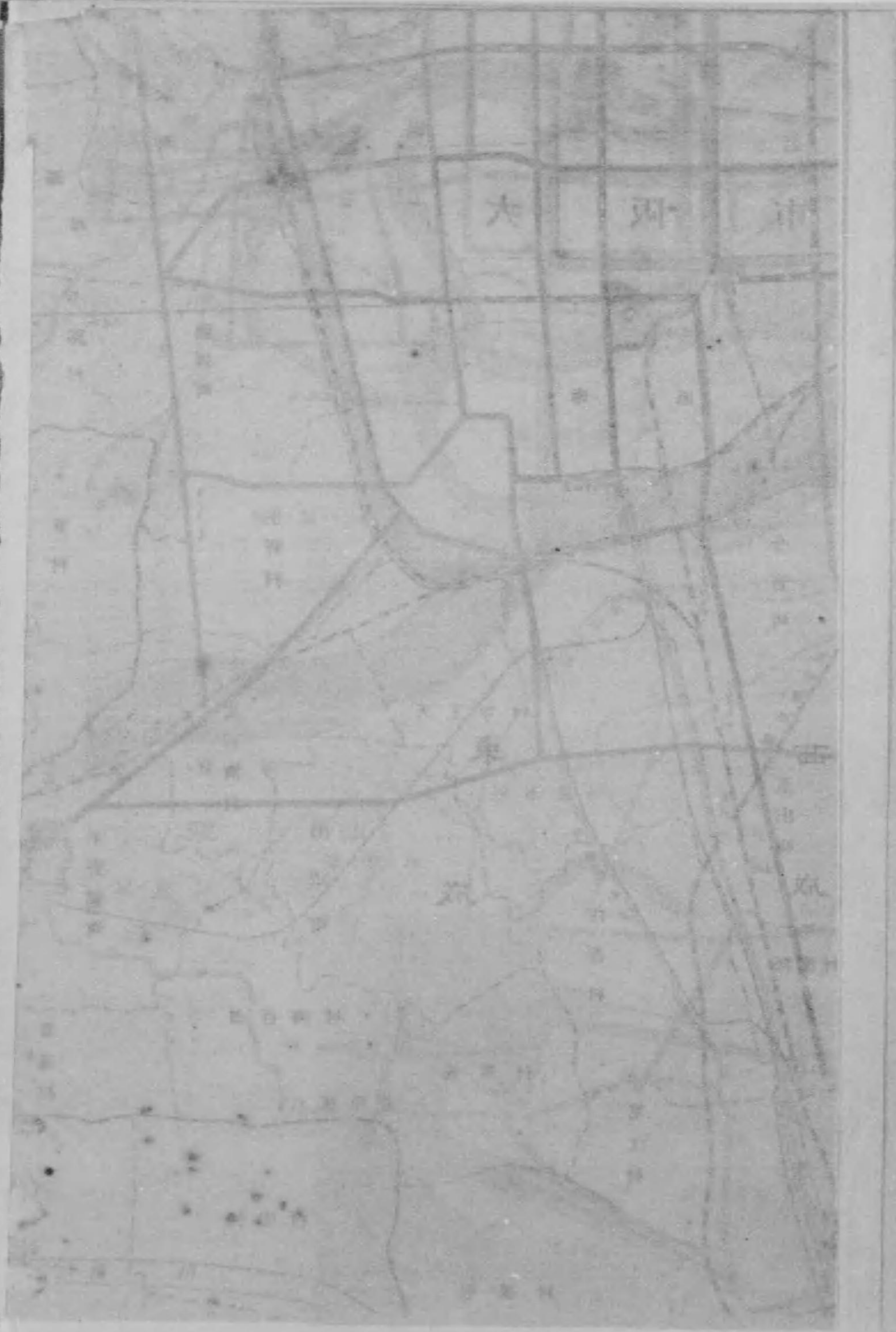
大

大阪府全志附録

大

路線		計畫	既設
等級	種類		
一等大路	第一類	粗實線	粗實線
二等大路	第二類	細實線	細實線
三等大路	第三類	細實線	細實線
第一等大路	第一類	細實線	細實線
第二等大路	第二類	細實線	細實線
第三等大路	第三類	細實線	細實線
廣路	廣路	粗實線	粗實線





398-120

大阪府全志卷之二目次

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國……………一

位置、面積、境界、河川、交通、街道、鐵道、軌道、地勢、水路、治水、洪水、淀川
 改修、潰地反別、國名の由來、浪速、浪華、難波、津の國、攝津國、國內郡市、國境
 の變遷、國府、國守、幕末に於ける各領各管の分布、各領各管地の大阪府に統轄され
 たる徑路、區畫の變遷、租稅・石高・反別・人口、

第一節 大阪市……………五

位置、境界、面積、地勢、河川、橋梁、鐵道、軌道、臨港鐵道、市營電車、難波津、
 難波里、大坂、小坂、大阪、難波津の現はれ初め、帝都の地となる、韓半島との交通、
 神佛の争ひ、漢土との交通、遣外使船の發航、難波津の全盛、難波津の衰微、大坂再

第三篇 目次

興の曙光、三郷の起原、關西の鎮府、城代の氏名、市街地擴張及び河川開發の徑路、幕末三郷町名、幕府の政權奉還に依りて王政復古、大阪府の所管となる、開市場、開港場、三郷を廢して四大組に改む、四大組所屬町名、東・南兩大組の區域變更、いろは組の制定に伴ふ町名の改廢、町名及び附屬地の大改正、同明治五年改正の町名、市郡境界の整理、町名の新設改廢、市制施行後の市の發展、接續町村の編入、編入町村名、編入町村の稱呼、新市町名の新設、町名の新設改正、現在町名、商業の發展、街區の一斑、舊石高、地子銀免除、公役・町役、元祿年間に於ける家數・無役數の町別、元祿以後に於ける町數・石高・家數・役數・無役數の三郷別、市郡兩屬地、編入地の舊石高、明治以前に於ける大坂の人口、現在區域に於ける舊石高・反別・人口等の區別、區畫の沿革、聯合區の沿革、歷代市長及び助役、歷代各區長、

第一項 東區

大阪城地……………二五三

馬場町 大手前の町 京橋前の町 法圓阪町

各町の區域及び現況、杉山の址、大阪砲兵工廠、谷町代官所址、東町奉行所址、元堺町の舊地、青物市場濫觴の地、難波碕、高津宮址、生國魂神社の舊地、難波の杜、石山本願寺、大坂城、秀吉の薨去、豊・徳兩家の乖離、冬の役、夏の役、徳川時代に於ける大坂城修築、幕末に於ける大坂城、明治維新後に於ける大阪城、大阪鎮臺、第四師團、第四師團所屬部隊、大阪鎮臺司令官、第四師團、師團司令部、古手洗鉢、千疊敷及び大奥の址、黄金水、銀水井、濠池及び石垣、町名及び區畫の變遷表、

第一聯合……………二七五

廣小路町 上本町一丁目 龍造寺町 十二軒町 粉川町 神崎町 内久寶寺町一丁目 同二丁目 同三丁目
同四丁目 谷町四丁目 同五丁目 住吉町 和泉町一丁目 同二丁目 南農人町一丁目 同二丁目 農人橋
一丁目 同二丁目 兩替町一丁目 同二丁目 農人橋詰町 材木町

鈴木町代官所址、愛宕清水、寶泉寺、藏屋敷、朝日神明社の址、上人屋敷、信樂寺、蓮通寺、徳成寺、光臺寺、安養寺、古林見宜翁の宅址、町名及び區畫の變遷表、

第二聯合……………二八六

常盤町一丁目 同二丁目 鍵屋町一丁目 同二丁目 内本町一丁目 同二丁目 内本町橋詰町 徳井町一丁目
 目 同二丁目 谷町二丁目 同三丁目 南新町一丁目 同二丁目 北新町一丁目 同二丁目 糸屋町一丁目
 同二丁目 大手通一丁目 同二丁目 内淡路町一丁目 同二丁目 内平野町一丁目 同二丁目 豊後町
 まがり、妙見新地、牢屋敷の址、西町奉行所の址、大阪府立博物場、大阪府立商品陳
 列所、懷徳堂、藏屋敷、神明神社、本覺寺、圓龍寺、圓周寺、壽光寺、天野屋利兵衛
 邸址、町名及び區畫の變遷表

第三聯合

三〇一

船越町一丁目 同二丁目 釣鐘町一丁目 同二丁目 島町一丁目 同二丁目 石町一丁目 同二丁目 谷町
 一丁目 京橋一丁目 同二丁目 同三丁目 高麗橋詰町
 難波碕の一部、大江岸、大江坂、宮北の堀江、大江浦、渡邊岸、南渡邊、北渡邊、渡
 邊網、大江厨、大江殿、渡邊渡、國府渡、窪津、浪速之渡、難波濟、葉渡、難波之大
 渡、御津前、大津、柏渡、渡邊は海路交通の要衝、渡邊王子の址、難波橋、大江橋、
 渡邊橋、渡邊橋の古戰場、樓の岸、黒牢瀉、樓岸の寨、八軒家、十日宿、三十石船、
 今井船、國府の址、大伴氏の舊址、座摩神社の舊址、神功皇后の休憩石、舊江島神

の址、藏屋敷、天満橋、天神橋、高麗橋、大阪府里程元標の址、牡蠣船、釣鐘屋敷、
 欣淨寺、受念寺、長光寺、日限 藏、正福寺、町名及び區畫の變遷表

第四聯合

三三三

北濱一丁目 同二丁目 今橋一丁目 同二丁目 高麗橋一丁目 同二丁目 伏見町一丁目・同二丁目 道修
 町一丁目 同二丁目 平野町一丁目 同二丁目
 北濱、難波橋、築地、多景色樓、花外樓、專崎樓、大阪會議、少彦名神社、大阪株式
 取引所、町名及び區畫の變遷表、

第五聯合

三三四

淡路町一丁目 同二丁目 五町一丁目 同二丁目 備後町一丁目 同二丁目 安土町一丁目 同二丁目 本
 町一丁目 同二丁目 南本町一丁目 同二丁目
 曾呂利新左衛門の邸址、賀川産科醫の址、藤澤東暎の泊園書院、東區役所、淨雲寺、
 蓮光寺、町名及び區畫の變遷表、

第六聯合……………三四〇

唐物町一丁目 同二丁目 北久太郎町一丁目 同二丁目 南久太郎町一丁目 同二丁目 北久寶寺町一丁目
同二丁目 南久寶寺町一丁目 同二丁目 博勞町一丁目 同二丁目

圓光寺、光德寺、淨源寺、玉泉寺、長圓寺、高良齋の邸址、町名及び區畫の變遷表、

第七聯合……………三四五

博勞町三丁目 同四丁目 同五丁目 南久寶寺町三丁目 同四丁目 同五丁目 北久寶寺町三丁目 同四丁
目 同五丁目 南久太郎町三丁目 同四丁目 北久太郎町三丁目 同四丁目 唐物町三丁目 同四丁目 南
渡邊町 横堀五丁目 同六丁目

南北渡邊町、傳馬町、座摩神社、難波神社、難波別院、芭蕉翁終焉の地、油煙齋貞柳
の舊蹟、佛願寺、西光寺、專光寺、善瑞寺、仁託寺、聞信寺、稱念寺、妙琳坊、三品
取引所、町名及び區畫の變遷表、

第八聯合……………三六一

南本町三丁目 同四丁目 本町三丁目 同四丁目 安土町三丁目 同四丁目 北渡邊町 備後町三丁目 同
四丁目 同五丁目 瓦屋町三丁目 同四丁目 同五丁目 淡路町三丁目 同四丁目 同五丁目 横堀三丁目
同四丁目

街名の異名、夢の浮橋、圓江の址、御靈神社、文樂座、津村別院、先帝陛下の行幸、
淨照坊、淨久寺、光宗寺、龍泉寺、廣瀬旭莊邸址、町名及び區畫の變遷表、

第九聯合……………三七七

平野町三丁目 同四丁目 同五丁目 道修町三丁目 同四丁目 同五丁目 伏見町三丁目 同四丁目 同五
丁目 高麗橋三丁目 同四丁目 同五丁目 今橋三丁目 同四丁目 同五丁目 北濱三丁目 同四丁目 同
五丁目 大川町 横堀一丁目 同二丁目

西横堀川、木屋七郎右衛門、淀屋與石衛門の邸址、虎屋饅頭、定專坊、光專寺、藏屋
敷、舊懷德堂、筱崎小竹の邸址、尊光寺、大阪毎日新聞社、緒方洪庵の邸址、町名及
び區畫の變遷表、

玉造聯合……………三九八

東雲町一丁目 同二丁目 同三丁目 仁右衛門町 岡山町 玉造町 東阪町 玉堀町 北國分町 八尾町

半入町 元伊勢町 左官町 越中町 紀伊國町

町名及び區畫の變遷表、猫間川、猫間川入江、細川越中守邸址、稻荷神社、稻荷山、梅薬師の址、阿波十郎兵衛の舊棲地、雨奇晴好樓、佐々木義夫、玉造清水、九軒茶屋、唐塚、高津屋吉右衛門の邸址、白瓜市場の址、蓮久寺、

森之宮東之町 同西之町

四天王寺の舊地、龜井、物部守屋難波の邸址、鵜森神社、蓮如松の址、玉造湯、朝日庵、森祐光寺、光乘寺、

南玉造町

忍墳井、領主及び區畫の變遷、

宮林町

領主及び區畫の變遷、

中道唐居町 同黒門町 同川西町

難波館、玉造門の址、黒門橋、二軒茶屋、

清堀聯合

上本町四丁目 八丁目中寺町 八丁目東寺町 小橋寺町 山小橋町 宰相山町 山下町 清堀町 空堀通一
丁目 同二丁目 同三丁目 清水谷東之町 同西之町 寺山町

大坂城外濠の址、秀吉茶亭の址、清水谷、舊稻荷神社、七小公園の一、ヨナ塚、心眼寺、興徳寺、大應寺、兼葭堂の墓、傳長寺、本覺寺、西念寺、熊谷直敏の墓、兩岩寺、大圓寺、僧聖觀の墓、慶傳寺、最勝寺、寶國寺、武田野坡の墓、成道寺、楞嚴寺、大善寺、宗心寺、洞泉寺、宗圓寺、寶樹寺、全慶院、佛心寺、法藏院、十萬寺、天龍院、大通寺、榮松院、極樂寺、龍淵寺、飯岡澹寧の墓、誓安寺、誓福寺、蓮生寺、長安寺、超善寺、慶恩寺、梅松禪院、片山北海、入江長輔、坂村葵園の墓、天然寺、大福寺、念佛寺、實相寺、五井蘭洲及び椀久の墓、天性寺、源光寺、誓願寺、中井發庵、同竹山、同履軒、並河樺翁、井原西鶴の墓、專念寺、白雲寺、長樂寺、大念寺、常徳寺、善福寺、ドンドロ大師、三光神社、宰相山、陸軍墓地、眞田山下、姫山と比賣島松原、領主及び區畫の變遷、

小橋元町 小橋東之町 小橋西之町

味原郷、小橋、大小橋命館舎の址、産湯清水、産湯稻荷、山下清水、味經宮の址、法藏山、比賣許曾神社の舊地、磐船の蹟、光蓮寺、青龍庵、領主及び區畫の變遷、

味原町 下味原町 木野町 舟橋町

船橋、古始真江、味原池、

平野聯合

上木町五丁目 同六丁目 東高津北之町 同南之町 餌差町

真田丸の址、圓珠庵、契沖及び其の墓、衣川長秋及び石津良澄の墓、觀智院、蓮華院、佛性寺、寶辛庵、常行院、欣求庵、良專庵、高津宮の碑、傳光寺、梅川忠兵衛の墓、無量寺、龍泉寺、小橋の墓地、新梅屋敷、東高津宮、難波寺、野中觀音、墨懸地藏、竹林寺、西光寺、光明寺、正念寺、十時梅巖の墓、西光院、妙中寺、遍照庵、了幸寺、白蓮寺、菩提庵、西海寺、寶樹寺、紀海音の墓、源正寺、領主及び區畫の變遷、

東平野町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁目 同七丁目 同八丁目

上鹽町、欣心庵、良政寺、夕願寺、貞松院、長願寺、心光庵、了西寺、駒ヶ池、清海庵、吉野五雲氏の邸、領主及び區畫の變遷、

東平野町九丁目 同十丁目 上綿屋町 上本町八丁目 同九丁目 同十丁目

神子町、一心庵、光照寺、藥蓮寺、來迎寺、宗林庵、明法寺、壽福院、蒼龍寺、天正寺、宗恩寺、領主及び區畫の變遷、

谷町八丁目 同九丁目 西高津中寺町 生玉町 下寺町一丁目

高津の地名、蝦蟇の行宮、子代離宮、小郡宮、生國魂神社、北向八幡社、眞言坂、馬場前及び神主屋敷、齡延寺、藤澤東暎の墓、大蓮寺、稱念寺、淨國寺、日高耳水及び夕霧の墓、源聖寺、本行寺、蓮成寺、妙壽寺、田中華城父子の墓、寶泉寺、福原寺、法性寺、古手屋八郎兵衛の墓、法雲寺、供茶地藏、江國寺、荻野早人の墓、本經寺、豊竹越前少椽の墓、久成寺、本覺寺、常國寺、妙堯寺、蓮光寺、正法寺、中村芝翫・雁金文七・極印千右衛門の墓、圓妙寺、大倫寺、坂本貞齋の墓、顯孝庵、禪林寺、中島貫齋・古林見宜・小島形山及び物外の墓、雲雷寺、本要寺、大雲寺、藥王寺、妙德寺、本照寺、法妙寺、近松門左衛門の墓、正覺寺、妙光寺、姉川櫻、姉川新四郎の墓、久本寺、妙法寺、海寶寺、重願寺、井上新開・三瓶信庵・小山伯鳳の墓、大仙寺、石井宇衛門・三浦道齋及び淀屋の墓、願生寺、專修院、頼燒地藏、本政寺、本長寺、妙像寺、妙經寺、長久寺、永元寺、藤次寺、領主及び區畫の變遷、

第二項 南區

第一聯合……………五二四

内安堂寺町通一丁目 同二丁目 同三丁目 上本町筋二丁目 同三丁目 北桃谷町 南桃谷町 谷町筋六丁目 同七丁目 空堀町 田島町 市賑町 西賑町 松屋町

高原溜、野漠、六軒、藤の棚觀音、十二軒屋敷、庚申塚、桃谷、大坂城三の丸の濠址、松屋口門、谷町口門、札の辻口門、冬の役の戦地、町名及び區畫の變遷表、

第二聯合……………五三〇

瓦屋町一番町 同二番町 同三番町 同四番町 同五番町

寺島氏の邸址、寺島清水、吉助牡丹、明圓寺、町名及び區畫の變遷表、

第三聯合……………五三三

順慶町通一丁目 同二丁目 安堂寺橋通一丁目 同二丁目 鹽町通一丁目 同二丁目 末吉橋通一丁目 同

二丁目

末吉孫左衛門邸址、油街地蔵、安曇寺の舊址、安曇江の祓、明善寺、蓮教寺、光圓寺、町名及び區畫の變遷表、

第四聯合……………五三七

順慶町通三丁目 同四丁目 安堂寺橋通三丁目 同四丁目 鹽町通三丁目 同四丁目 末吉橋通三丁目 同四丁目 横堀七丁目

順慶町の夜店、蘆間樂師、蘆間池、四つ橋、光西寺、町名及び區畫の變遷表、

第五聯合……………五四三

心齋橋筋一丁目 同二丁目 鑷谷西の町 大寶寺町西の町 西清水町 周防町 八幡町 三津寺町 久左衛門町 北炭屋町 南炭屋町

御津、御津前、御津村、御津松原、御津濱祿、御津八幡宮、萬福寺、三津寺、善福寺、半時庵淡々翁終焉の地、新屋敷、心齋橋、町名及び區畫の變遷表、

第六聯合……………五六

長堀番筋一丁目 同二丁目 饗谷中の町 大寶寺町中の町 東清水町 千年町 玉屋町 笠屋町 疊屋町
宗右衛門町

道頓堀川、六軒町、宗右衛門町及び御前町の遊所、安井氏の邸址、道頓・道下の紀功
碑、端坊、圓融寺、誓得寺、光清寺、町名及び區畫の變遷表、

第七聯合……………五六七

饗谷東の町 銀治屋町 大寶寺町東の町 間屋町 竹屋町 南堀屋町 大和町

南區役所、寶泉寺、妙蓮寺、淨行寺、定久寺、淨安寺、法案寺南坊、町名及び區畫の
變遷表、

第八聯合……………五六七

日本橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 二つ井戸町 高津町一番町 同二番町 同三番町 同四
番町 同五番町 同六番町 同七番町 同八番町 同九番町 御藏跡町

高津入堀川、高津新地御藏、天王寺村錢座、高津入堀川・難波入堀川及び鮎川の聯絡
工事、極樂川、極樂橋、溝の御筋、鐘筋、菊畑、二つ井戸、磐硝山、七小公園の一、
羽吳神社、高津宮、自性院、小林寺、報恩院、北向不動、圓成寺、大乘坊、町名及び
區畫の變遷表、

第九聯合……………五六三

日本橋筋一丁目 高津町十番町 東櫓町 西櫓町 九郎右衛門町 湊町 阪町 難波新地一番町 同二番町
同三番町 同四番町 同五番町 同六番町

芝居、遊所、日本橋、相生橋、太左衛門橋、戎橋、大黒橋、芝居五座の所在、道頓堀、
法善寺、並木正三・義重勘太郎の墓、竹林寺、法祐寺、夕雲庵、延命寺、腹帶地藏、
南區の大火、町名及び區畫の變遷表、

難波區……………六〇六

難波元町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 難波新川一丁目 同二丁目 同三丁目 難波
東圓手町 難波西圓手町 難波東神田町 難波西神田町 難波櫻川一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

難波稻荷町一丁目 同二丁目 同三丁目 難波木田町 難波鹽草町 難波廣原町 難波久保吉町 難波立葉町 難波反物町 難波藏前町 難波河原町一丁目 同二丁目

難波御藏、難波入堀川、難波入堀川と馳川との聯絡工事、千日前、黒船新地、千日の墓、刑場、六坊、焼場、長吏邸、自安寺、金刀比羅神社、阿多福茶屋、難波清水、瑞龍寺、豆茶屋、大津屋、法照寺、洞源庵、光照寺、多聞院、超願寺、月江院、八阪神社、西正庵、流宣寺、常念寺、正覺寺、最法寺、西念寺、安養寺、稻荷神社、八阪神社、永寶寺、正覺寺、寶蓮寺、領主及び區畫の變遷、
南阪町

毘割

木津町一丁目

前垂島、蟹の胥、領主及び區畫の變遷、

木津川町二丁目 同三丁目

難波島、月正島、領主及び區畫の變遷、

木津聯合

六三三

木津北島町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 木津大國町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目
本津島町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 木津勘助町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 木津敷津町 木津三島町

馳川、願泉寺、唯泉寺、木津勘助の墓、敷津松之宮神社、七小公園の一、

今宮聯合

六四四

惠美須町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 廣田町 垂關谷町 西關谷町 船出町 北高岸町 南高岸町 宮津町 貝柄町 馬淵町 水崎町 南霞町 北霞町

大悲浦、刎木舟の掘出、廣田神社、今宮神社、星が池の址、海泉寺、小西來山夫妻の墓、十萬堂、小西來山、憶念寺、光明寺、光受寺、新世界、國技館及び大阪相撲、

西濱聯合

六六三

西濱南通一丁目 同二丁目 同三丁目 西濱中通一丁目 同二丁目 同三丁目 西濱北通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

町名及び區畫の變遷表、阿彌陀寺、正宣寺、德淨寺、順照寺、

天王寺聯合……………六六六

天王寺生玉寺町 天王寺六萬體町 天王寺生玉前町 天王寺夕陽丘町 下寺町二丁目 同三丁目 同四丁目
 日本橋筋東一丁目 同二丁目 天王寺推寺町 天王寺俗人町 逢阪上之町 同下之町 天王寺玉水町 天王
 寺茶白山町 天王寺阿倍野筋一丁目 同二丁目 天王寺悲田院町 天王寺南河堀町 天王寺北河堀町 天王
 寺大道一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 天王寺寺田町 天王寺元町 天王寺跡山通一丁目 同二丁
 目 同三丁目 天王寺烏ヶ辻町 天王寺眞法院町 天王寺小宮町 上本町七丁目 天王寺上之宮町 天王寺
 北山町 天王寺石ヶ辻町 天王寺筆ヶ崎町 天王寺細工谷町 天王寺松ヶ鼻町 天王寺堂ヶ芝町 天王寺東
 上町

源聖寺坂、愛染坂、口繩坂、相坂、楠正成の天王寺陣、四天王寺、堂宇の沿革、寺領
 の施入及び別當職、寺域、石華表、下馬の碑、引導石、納骨堂、引聲堂、一奇院、短
 聲堂、西大門、輪轉藏、五智光院、萬燈院、金堂、講堂、五重塔、仁王門、南大門、
 和光堂、虎の門、太子殿、南門、鐘樓、猫門、用明天皇殿、石上祠、三味堂、炊屋、
 經書堂、龜井の水、關御井、卷物橋、東大門、相輪椽、寶藏、僧坊、六時堂、大寺池、
 舞臺、樂屋、聖靈會、無常院、上の池、食堂、鐘樓、大黒堂、大師堂、北大門、總坊
 門、高橋多一郎父子の墓、三代目長門太夫の墓、三大會、寺寶、秋野坊の址、舊中小

路町、阿彌陀寺、法山寺、淨願寺、興禪寺、新清水寺、油煙齋貞柳及び一本亭魚鱗の
 碑、増井の清水、舊料亭浮瀨樓、眞光院、奥の庵、狐小路、法岩寺、太平寺、北山壽
 庵の墓、龍徳寺、天鷲寺、東成郡役所、鳳林寺、吉祥寺、大石良雄父子の碑、四十七
 士の木像、國恩寺の址、蜂須賀正勝の墓、月江寺、天王寺城址、尼寺前、大江神社、
 勝鬘院、夕陽丘、藤原家隆の墓、陸奥宗光及び父伊達千尋の墓、小松帶刀の墓、淨春
 寺、春日横塘・同古處・三井棗州・田能村竹田・鹿田剛立の墓、昌林寺、洞岩寺、天
 瑞寺、春陽軒、尾崎雅嘉の墓、梅舊院、橋本稻彦・安藤秋里・齋部道足の墓、珊瑚寺、
 黒澤翁滿の墓、持明院、安樂寺、本誓寺、一乘寺、菩提寺、法泉寺、法音寺、隆專寺、
 糸櫻、圓通寺、清恩寺、大乘寺、堂閣寺、宗惠寺、光聖寺、光正寺、了安寺、道善寺、
 玄徳寺、錢觀音、大島默翁・澁井太雪の墓、光善寺、大善寺、増福寺、薄田兼相の碑、
 淨蓮寺、長圓寺、寶泉寺、寶國寺、青蓮寺、九應寺、西方寺、大安寺、大寶寺、銀山
 寺、金臺寺、萬福寺、大覺寺、光明寺、河野如齋の墓、心光寺、宗念寺、光傳寺、鯛
 屋貞柳の墓、超心寺、西性寺、法界寺、大光寺、法善寺、圓正寺、善福寺、宗慶寺、
 善龍寺、稱名寺、西照寺、正覺寺、幸念寺、西年寺、良運寺、大泉坊、遊行寺、芭蕉
 茶屋、芭蕉翁の碑、勝鬘坂、泰清寺、合邦ヶ辻、西方寺、天王寺公園、西蓮院、安井

神社、天曉院、引導地藏、一心寺、仙千代丸・本多忠朝・小西來山の墓、相坂の清水、
 観音寺、牛市、茶臼山、茶臼山の戦、川床池、男爵住友家本邸、金性院、邦福寺、普
 茶料理、廣瀬旭莊・藤井藍田・村田春門・同嘉言・飯田玉吟・河竹能進の墓、妙善寺、
 堀越神社、和氣清麻呂の開鑿に着手して成らざりし堀川の址、紹隆寺、本勝院、南照
 寺、施行院、佛足寺、専宗寺、金蓮寺、超願寺、竹本義太夫の墓、正善寺、松井寺、
 脈戒寺、光圓寺、河堀神社、地藏院、清壽院、久保神社、専立寺、壽法寺、眞法院、
 圓明寺、五條宮、百濟野、桃山、正祐寺、藏鷲庵、獨嘯庵の墓、観音寺、舊梅屋敷、
 生野國分町
 國分寺、聖武大皇塔、熊野大神宮の址、淨長寺

第三項 西區

第一聯合

土佐堀通一丁目 同二丁目 土佐堀裏町 江戸堀上通一丁目 同二丁目 江戸堀北通一丁目 同二丁目 江
 戸堀南通一丁目 同二丁目 江戸堀下通一丁目 同二丁目 京町堀上通一丁目 同二丁目 京町堀通一丁目

七六六

同二丁目

京町堀川、江戸堀川、藏屋敷、淨光寺、圓照寺、三藏院、正覺寺、金光寺、徳照寺、
 頼春水家居の址、町名及び區畫の變遷表、

第一聯合

七七六

土佐堀通三丁目 同四丁目 同五丁目 江戸堀北通三丁目 同四丁目 同五丁目 江戸堀南通三丁目 同四
 丁目 同五丁目 江戸堀下通三丁目 同四丁目 同五丁目 京町堀上通三丁目 同四丁目 同五丁目 京町
 堀通三丁目 同四丁目 同五丁目

川魚市場、薩摩藏屋敷の焼失、藏屋敷、雜喉場、覺圓寺、願宗寺、順正寺、光明寺、
 町名及び區畫の變遷表、

第三聯合

七六五

靱北通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 靱上通一丁目 同二丁目 同三丁目 靱中通一丁目 同二
 丁目 同三丁目 靱下通一丁目 同二丁目 靱南通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

海部堀川、永代濱、鹽魚商、靱、舊住吉神社、乾物鹽魚の造物、せともの店、舊陶器

神社、陶器の造物、常源寺、光圓寺、圓證寺、大鹽平八郎父子終焉の所、町名及び區畫の變遷表、

第四聯合……………七九四

阿波堀通一丁目 同二丁目 同三丁目 阿波堀裏町 阿波座上通一丁目 同二丁目 同三丁目 阿波座中通
一丁目 同二丁目 阿波座下通一丁目 同二丁目 阿波座一番町 同二番町 立賣堀北通一丁目 同二丁目
同三丁目

阿波堀川、七小公園の一、正善寺、正福寺、町名及び區畫の變遷表、

第五聯合……………七九九

阿波堀通四丁目 同五丁目 阿波座三番町 同四番町 立賣堀北通四丁目 同五丁目 同六丁目 立賣堀裏
町 薩摩堀東の町 同四の町 同南の町 同北の町 同裏町 江の子島上の町 同東の町 同西の町

江の子島、崎吉町、百間堀川、薩摩堀川、藏屋敷、大阪府廳、西區役所、廣教寺、専念寺、應因寺、町名及び區畫の變遷表、

第六聯合……………八〇六

立賣堀南通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁目 新町北通一丁目 同二丁目 新
町通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 新町南通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目
同五丁目 裏新町 西長堀北通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

長堀川、立賣堀川、藏屋敷、鯉座、舊大福院、白洲崎、博勞淵、伯樂島、博勞淵の砦、
慶長十九年冬の役と薄田兼相、新町遊廓開發の徑路、遊廓内外の設備、青樓・遊女・
置屋等の發展、傾城・引舟・禿・藝者・舞妓及び仲居、名妓、明治維新後の遊廓、大
正七年末藝娼妓數、砂場、和勝院、光禪院、蓮生寺、町名及び區畫の變遷表、

第七聯合……………八二五

西長堀南通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 北堀江通一丁目 同二丁目 北堀江上通一
丁目 同二丁目 同三丁目 北堀江一番町 同二番町 同三番町 北堀江御池通一丁目 同二丁目 同三丁
目 同四丁目 同五丁目 同六丁目 北堀江通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁
目

上下難波村の内下博勞、新玉造八町、堀江川の開鑿、堀江遊廓、いろは茶屋の址、荒木芝居の址、六丁目、藏屋敷、稻荷神社、和光寺、光源寺、閻徳寺、最勝寺、町名及び區畫の變遷表、

第八聯合……………八三八

南堀江通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 南堀江上通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 南堀江下通一丁目 同二丁目 同三丁目 西道頓堀通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 幸町通一丁目 同二丁目 同三丁目

相撲場の址、本重寺、難波神社の行宮、妙知焼、幸橋筋及び汐見橋筋、町名及び區畫の變遷表、

第九聯合……………八四七

南堀江通五丁目 同六丁目 南堀江上通五丁目 南堀江下通四丁目 西道頓堀通五丁目 同六丁目 南堀江一番町 同二番町 同三番町 幸町通四丁目 同五丁目

穢多崎、穢多崎岩、安政元年に於ける地震及び津浪の碑、大坂に於ける津浪の概要、

日吉橋、淨徳寺、西照寺、町名及び區畫の變遷表、

第十聯合……………八五六

松島町一丁目 同二丁目 仲の町一丁目 同二丁目 高砂町二丁目 同二丁目 花園町 十坂町

遊廓設置、堀川、大坂に於ける一般遊所の變遷、明治以後に於ける群小遊所の取締、群小遊所の泊茶屋渡世差止、上難波社内の芝居外五ヶ所の芝居禁止、指定地以外の群小遊所禁止、群小遊所營業者の松島移轉、松ヶ鼻、天滿宮の行宮、町名及び區畫の變遷表、

岩崎町 松島町三丁目

岩崎墓址、領主及び區畫の變遷、

第十一聯合……………八六九

本田一番町 同二番町 同三番町 本田町通一丁目 同二丁目 同三丁目 梅本町 川口町

船番所・船藏・船手屋敷の址、天滿天神の舊旅所、竹林寺、音門寺、善源寺、九島院、光泉寺、町名及び區畫の變遷表、

九條聯合……………八七六

九條北通一丁目 同二丁目 同三丁目 九條通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 九條中通一丁目
同二丁目 同三丁目 同四丁目 九條南通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目

茨住吉神社、勝光寺、正行寺、大琳寺、七小公園の一、南宗寺、妙見寺、梅翁寺、

北境川町

境川運河、舊九條村の領主及び區畫の變遷、

三軒家聯合……………八八九

三軒家上之町

船番所の址、八阪神社、久昌寺、萬福寺、地藏院、專稱寺、領主及び區畫の變遷、

三軒家下の町

三軒家川、八阪神社、天海庵、碓庵、領主及び區畫の變遷、

泉尾聯合……………八九六

難波島町

東林庵、領主及び區畫の變遷、

今木町

船園場、領主及び區畫の變遷、

中口町

領主及び區畫の變遷、

千島町 東千島町

領主及び區畫の變遷、

新炭屋町

領主及び區畫の變遷、

平尾町

領主及び區畫の變遷、

南恩加島町

領主及び區畫の變遷、

北恩加島町

領主及び區畫の變遷、

小林町

産土神社、領主及び區畫の變遷、

新千尋町

領主及び區畫の變遷、

泉尾町

了照寺、領主及び區畫の變遷、

市岡聯各

市岡町

町勢發展の一斑、三社神社、宗久寺、領主及び區畫の變遷、

前田屋町

尻無川改良工事及び岩崎運河の開鑿、領主及び區畫の變遷、

池山町

本地開發者池山新兵衛、波除山、領主及び區畫の變遷、

木屋町

領主及び區畫の變遷、

湊屋町

住吉神社、上行寺、領主及び區畫の變遷、

石田町

領主及び區畫の變遷、

田中町

石中神社、領主及び區畫の變遷、

新池田町

天満宮、領主及び區畫の變遷、

八幡屋町

領主及び區畫の變遷、

北福崎町

甚平渡、住吉神社、領主及び區畫の變遷、

南福崎町

領主及び區畫の變遷、

南境川町

築港聯合……………

九二七

天保町

天保の川凌、目標山、高燈籠、露艦投錨、攝海の警備、目標山砲臺、天保山燈臺、船溜場、大阪府入津料取立所、領主及び區畫の變遷、

- 一條通一丁目 同二丁目 二條通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 三條通一丁目 同二丁目 同三丁目
- 四丁目 同四丁目 四條通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 五條通一丁目 同二丁目 同三丁目 六
- 條通一丁目 同二丁目 同三丁目 七條通一丁目 同二丁目 同三丁目 八條通一丁目 同二丁目 同三丁
- 目 出崎町一丁目 同二丁目 同三丁目

築港埋立地、埋立地の整理、本聯合の面積、遊園地、住吉神社、釋迦院、天保山運河、三つ樋入堀、大阪築港の現況、築港の沿革、大阪灣、難波海、難波沖、難波浦、難波江浦、難波江、難波瀉、津國海、高津浦、

新地各町……………

九六〇

- 北海岸通 南海岸通一丁目 同二丁目
- 南海岸通三丁目 新福崎町一丁目 同二丁目
- 福町一丁目 同二丁目 鶴町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 鶴濱通一丁目 同二丁目 同三丁目
- 船町

木津川運河、千歲運河、福町入堀、

春日出聯合……………

九六三

春日出町

八州軒、西法寺、領主及び區畫の變遷、

四寶島町

住吉神社、領主及び區畫の變遷、

北安治川通一丁目

梓ヶ鼻、領主及び區畫の變遷、

川岸町

朝日神明神社、専修寺、一の洲、みをつくし、領主及び區畫の變遷、

櫻島町

臨港地の設備、

恩貴島南之町 同北之町

領主及び區畫の變遷、

島屋町

産土神社、領主及び區畫の變遷、

秀野町

領主及び區畫の變遷、

西島町

領主及び區畫の變遷、

常吉町

領主及び區畫の變遷、

島舟町

西九條聯合……………九八〇

西九條上之町 同下之町

西野上之町 同下之町

住吉神社、領主及び區畫の變遷、

第四項 北區

第一聯合……………九八三

相生町

備前島橋、京橋、鮎市場、光妙寺、徳龍寺、町名及び區畫の變遷表、

綱島町

將棊島、町名及び區畫の變遷表、

野田町

町名及び區畫の變遷表、

東野田町二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁目 同七丁目 同八丁目 同九丁目

ワザト切、大長寺、鯉塚、比翼塚、弘誓寺、領主及び區畫の變遷、

新喜多町

第一聯合……………九九二

川崎町 白屋町 今井町 天滿橋筋一丁目 空心町一丁目 金屋町一丁目 朝日町 信保町一丁目 岩井町
一丁目 龍田町 壺屋町一丁目 河内町一丁目 瀧川町

天滿、北渡邊、藏屋敷、祐泉寺、蓮澤寺、正覺寺、西慶寺、妙安寺、源光寺、萬福寺、西
福寺、興正寺天滿別院、光明寺、淨蓮寺、圓宗寺、定專坊、町名及び區畫の變遷表、

新川崎町

造幣局、歷代局長氏名、泉布觀、舊川崎東照宮、町名及び區畫の變遷表、

第三聯合……………一、〇〇九

天滿橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 空心町二丁目 金屋町二丁目 信保町二丁目 岩井町二丁目 壺屋
町二丁目 河内町二丁目 松ヶ枝町

鐵砲同心屋敷跡、藏屋敷、東本願寺天滿別院、本教寺、順教寺、大阪に於ける火災の
概要、北區の大火、町名及び區畫の變遷表、

第四聯合……………一、〇一〇

此花町一丁目 市の町 天神橋筋一丁目 天神筋町 菅原町 鳴尾町 樽屋町 地下町

藏屋敷、天滿青物市場、淨教寺、町名及び區畫の變遷表、

第五聯合……………一、〇一六

此花町二丁目 大工町 天神橋筋二丁目 同三丁目 同四丁目 南森町 北森町 旅籠町 東堀川町 綿屋
町 末廣町 紅梅町

天滿宮、天神水、梅翁の句碑、靈符、八軒、新宅、大鏡寺前、七夕池の址、明星池の
址、智源寺、蓮興寺、妙福寺、墨江武禪の墓、三田淨久の墓、成止寺、大鹽平八郎の
墓、町名及び區畫の變遷表、

第六聯合……………一、〇四三

源藏町 西堀川町 伊勢町 富田町 木幡町 老松町一丁目 同二丁目 同三丁目 樋の上町 若松町 眞砂町 絹笠町

天満入堀川、藏屋敷、堀川神社、常圓寺、淨信寺、大阪控訴院、大阪地方裁判所、大阪區裁判所、歴代控訴院長氏名、舊老松神社、町名及び區畫の變遷表、

第七聯合……………一、〇五六

堂島濱通一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 堂島中通一丁目 同二丁目 堂島北町 堂島裏一丁目 同二丁目 同三丁目 堂島船大工町

堂島、合羽島、福澤諭吉翁出生の地、藏屋敷、大阪堂島米穀取引所、大阪商業會議所、大阪工業試驗所、大阪市役所、五花堂の址、町名及び區畫の變遷表、

曾根崎新地一丁目 同二丁目 同三丁目

曾根崎新地、町名及び區畫の變遷表、

第八聯合……………一、〇八二

中の島一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 同六丁目 同七丁目 宗是町 常安町 玉江町

一丁目 同二丁目

藏屋敷、豐國神社、大阪府立圖書館、中央公會堂、中の島公園、大阪朝日新聞社、舊鶴の松及び龜の松、大阪醫科大學、竹尾結核研究所、鹽見興化學研究所、山口厚生病院、町名及び區畫の變遷表、

第九聯合……………一、一〇三

安治川上通一丁目 同二丁目 北安治川通一丁目 同二丁目 同三丁目

安治川の開鑿に依りて轉換せる航路の影響、新堀、町名及び區畫の變遷表、

第十聯合……………一、一〇六

南安治川通一丁目 同二丁目 同三丁目

町名及び區畫の變遷表、

古川町

羅生門、町名及び區畫の變遷表、

富島町

大佛島、藏屋敷、川口、大阪税關、波止場、大阪商船株式會社、河村瑞軒の紀功碑、町名及び區畫の變遷表、

都島聯合……………一、二五

善源寺町

心宗寺、産土神社の址、駒繫楠、領主及び區畫の變遷、

澤上江町

十五神社、母恩寺、鶴塚、領主及び區畫の變遷、

中野町

源八渡、櫻宮、櫻宮堤防、淨光寺、舊櫻宮水源地、領主及び區畫の變遷、

北野聯合……………一、二六

東寺町 南同心町一丁目 同二丁目 興力町一丁目 同二丁目 北同心町一丁目 同二丁目 天滿橋筋五丁目

目 天滿橋筋四一丁目 同二丁目 天神橋筋五丁目 同六丁目 天神橋筋東一丁目 同二丁目 天神橋筋西

一丁目 同二丁目 西寺町一丁目 東梅ヶ枝町

砂原屋敷、櫛村屋敷、五箇所請負地、堀川堤、夫婦池、天滿山、葭原墓地、藏屋敷、專念寺、靈屋、岸田素屋の墓、大信寺、運潮寺、龍海寺、瑞光寺、長徳寺、九品寺、二東生梯・五井持軒の墓、寶珠院、栗東寺、葛子琴の墓、天徳寺、筱崎三島・同小竹・同竹陰及び後藤松陰・同箕山・同桐坪・今泉芝軒の墓、善導寺、超泉寺、大鏡寺、冷雲寺、幡龍寺、大林寺、西福寺、西山宗因の墓、森狙仙・同周峯の墓、龍淵寺、夫婦橋、舊夫婦池、日羅塚、正善院、明福寺、知足庵、

樋之口上之町 同下之町 天滿橋筋六丁目 同七丁目 天滿橋筋西三丁目 同四丁目 天神橋筋東三丁目

木村堤、國分寺、本照寺、天神社、正徳寺、領主及び區畫の變遷、

天神橋筋東四丁目 本庄中野町 本庄黒崎町 本庄浮田町 本庄葉村町 本庄横道町 本庄東權現町 本庄

西權現町

大阪監獄の舊址、幸松寺、稱名寺、善徳寺、

南濱町

如在庵

北野佐藤町 北野牛丸町 北野大深町 北野小深町 北野芝田町 北野茶屋町 北野松本町 北野角田町

北野小松原町 北野高垣町 北野堂山町 北野東之町 北野西之町 北野太融寺町 北野兎我野町 西寺町

二丁目 西梅ヶ枝町 野崎町

兎餓野、法輪寺、法住寺、日限地藏、妙香院、圓通院、奥野小山の墓、正泉寺、本傳寺、法界寺、寒山寺、菅沼東廓の墓、梅ヶ枝新地、善正寺、夕願寺、本要寺、善通寺、善覺寺、不動寺、宗金寺、聲引庵、龍興寺、西念寺、萬善寺、稱名寺、綱敷天神、梅塚天神の址、七小公園の一、自香寺、蓮華寺、太融寺、淀姫の墓、永正庵、圓頓寺、花屋の辻、音無池、風呂小路、稻荷山、金臺寺、正法寺、淨方寺、西善寺、領主及び區畫の變遷、

曾根崎聯合……………一、一六九

曾根崎永樂町 曾根崎上一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 曾根崎中二丁目 同二丁目 梅田町 東梅田町 西梅田町 北梅田町

梅田、成恩寺、矢頭教兼父子の記念碑、法清寺、遊女かしくの墓、北區役所、露天神、舊難波神明社、舊金比羅神社、榮種御殿、新屋敷、藤井寺、三光寺、長教寺、領主及び區畫の變遷、

上福島聯合……………一、一七九

上福島一丁目 同二丁目 同三丁目 上福島中一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目 上福島北二丁目 同三丁目 同四丁目

富島の舊地、淨祐寺、矢頭長助の墓、遊女菊野の碑、天滿宮上之社、本過寺、福泉寺、逆櫓の松、天滿宮中之社、西善寺、林伊織の墓、西成郡役所、地藏庵、光智院、攝取院、妙徳寺、樂郊及び金城の墓、羅漢前及び編笠茶屋、岡松寺、正念寺、清風寺、領主及び區畫の變遷、

下福島聯合……………一、一八二

下福島一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 同五丁目

藏屋敷、天滿宮下之社、領主及び區畫の變遷、

安井町

領主及び區畫の變遷、

西野田聯合……………一、一九五

- 西野田半松町 西野田草開町 西野田玉川町一丁目 同二丁目 同三丁目 同四丁目 西野田龜甲北之町
- 西野田龜甲南之町 西野田中江町 西野田江成町 西野田吉野東之町 西野田吉野西之町 西野田今開町
- 西野田大野町一丁目 同二丁目 西野田十六町 西野田對込町 西野田兼平町 西野田茶園町 西野田大開町
- 西野田新家東之町 西野田新家西之町 西野田上島町 西野田下島町 西野田嬉ヶ崎町
- 野田城、野田の藤、蛭子神社、七小公園の一、極樂寺、圓滿寺、南德寺、大仙寺、因順寺、領主及び區畫の變遷、

附記

大阪市區改正……………一

大阪府全志卷之二目次 (終)

大阪府全志

井上正雄著



第參篇 國郡市町村志

第壹章 攝津國

位置 面積

境界

河川

當國は五畿内の一にして其の西部に位し、今は兵庫縣と本府とに分屬せり。其の本府の所管地は東西八里十六町・南北十二里二十一町にして、四十二方里零七の面積を有し、一市四郡即ち大阪市及び東成・西成・三島・豊能の四郡と包容す。北は本山寺山・神峰山・勝尾寺山・箕面山・妙見山・月峰山等を以て丹波・山城に界し、池田川は源を其の山間に發して西方兵庫縣との界を爲し、神崎川に合して海に注ぎ、東は淀川を以て河内國を限り、南の一面は大和川に依りて和泉國を界し、西南の一面は大阪灣に臨り。其の河内との境を流れる淀川は江口に至りて神崎川を分ち、毛馬に至りて更に兩

交通
街道

派となり、本流は西成郡を貫き河北村に至りて海に注ぎ、支流は閘門を通りて大阪市に入り、天満橋下に於て河内より東成郡を過ぎ大阪城の北に沿ひ來れる寢屋川を受け、堂島・土佐堀の両川に分れ、安治・木津・尻無の三川を爲して大阪灣に入れり。國道第三號路線即ち西國街道は山城國より來り三島・豊能の兩郡を横斷し北豊島村大字今在家より兵庫縣川邊郡に入り、同第二號路線即ち京街道は大阪市東區の高麗橋に起り東成郡を経て河内國北河内郡に入り、同第二十六號路線は同高麗橋より西成郡歌島村大字加島を経て兵庫縣に入り、同第二十九號路線は同市堺筋國道第二十六號路線より分れ天王寺を過ぎ西成郡を経て和泉國堺市に向ひ、安治川海港路線は同市東區平野町二丁目堺筋の國道第二十九號路線より分れて西區天保町に至り、木津川海港路線は同平野町四丁目心齋橋筋の安治川海港路線より分れて南區難波の材木置場に達し、新堀街道は同市北區上福島浄正橋北詰より同區曾根崎新地三丁目の梅田停車場に通ず。奈良街道は同市南區天王寺國道第二十九號路線より分れて河内國中河内郡に入り、暗越奈良街道は同市高麗橋より東成郡を経てまた同郡に向ひ、古堤街道は同市北區相生町國道第二號路線より分れて北河内郡田原村に入り、八尾街道は東成郡安立町の國道第二十九號路線より分れて河内國南河内郡志紀村大字老原の奈良街道に合し、古市街道は同郡平野郷町の奈良街道より分れて南河内郡古市町大字譽田に至り、阿部野街道は大阪市南區天王寺の奈良街道と東成郡墨江村大字遠里小野の八尾街道とを聯絡し、中高野街道は東成郡鶴橋町大字東大橋より起りて南河内郡三都村大

字菜夏木の西高野街道に接し、下高野街道は同郡天王寺村大字天王寺より起りてまた南河内郡野田村大字北花田の甘山街道に合し、北八尾街道は同郡神路村大字大今里の暗越奈良街道より分れて中河内郡八尾町大字大信寺の八尾街道に接す。住吉街道は同郡長居村大字寺岡の八尾街道と住吉村の國道第二十九號路線とを聯絡し、勝間街道は西成郡今宮町より起りて粉濱村の國道第二十九號路線に合し、平野街道は東成郡平野郷町大字平野々堂の奈良街道より分れて中河内郡長瀬村大字吉松の北八尾街道に聯絡し、劍街道は同郡古市村大字森小路の國道第二號路線より分れて神路村大字深江の暗越奈良街道に合す。尼ヶ崎街道は大阪市西區江の子島安治川海港路線より分れて西成郡千船村大字佃の梅田街道に合し、蒲田街道は西成郡北中島村大字蒲田の能勢街道より分れて西中島村大字薬師堂に至りて龜岡街道に聯絡す。龜岡街道は大阪市東區高麗橋詰町暗越奈良街道より分れて西成郡を貫き三島郡に入り西國街道を横ぎり豊能郡東能勢村大字餘野を経て丹波に向ひ、能勢街道は西成郡中津町の國道第二十六號路線より分れて豊能郡歌垣村より丹波に貫き、丹州街道は豊能郡西郷村大字下田の管轄界より同郡根根莊村大字天王の管轄界に達し、篠山街道は同郡池田町の能勢街道より分れて丹波に入り、餘野街道は同郡細川村大字木部の能勢街道より分れて東能勢村大字餘野の龜岡街道に聯絡し、龜能街道は同郡田尻村大字下田尻の能勢街道より分れて歌垣村大字吉野の能勢街道に合し、野間街道は東能勢村大字餘野の龜岡街道より分れて東郷村大字野間中の能勢街道に接し、明月峠街道は根根莊村大字森上の丹州街道よ

り分れて東郷村大字野間出野の能勢街道に接し、瀬川街道は箕面村大字瀬川の國道第三號路線より分れ北豊島村大字井口堂の能勢街道に合し、箕面街道は豊能郡豊中村大字新免の能勢街道より分れ箕面村大字平尾の勝尾寺街道に聯絡し、吹田街道は同郡中豊島村大字服部の能勢街道より分れ三島郡吹田町の龜岡街道に接す。高槻街道は三島郡三宅村大字宇野邊の龜岡街道より分れて磐手村大字安滿の國道第三號路線に入り、高槻街道支線は同郡高槻町大字高槻の高槻街道より分れて西成郡豊里村大字菅原の龜岡街道に聯絡し、前島街道は三島郡高槻町大字上田部の國道第三號路線より分れて北河内郡牧野村大字阪の國道第二號路線に合し、枚方街道はまた北河内郡枚方町大字三矢の國道第二號路線より分れ來りて三島郡芥川村大字芥川に於て國道第三號路線に聯絡す。茨木街道は三島郡豊川村大字祖本の國道第三號路線より分れ茨木町を過ぎ大冠村大字大塚に至りて枚方街道に接し、枝切街道は三島郡茨木町大字茨木の高槻街道より分れて烏飼村大字烏飼下に至りて高槻街道支線に接し、茨木街道支線は同茨木町大字茨木の高槻街道より分れ安威村大字安威の妙見街道に合し、小野原街道は同郡豊川村大字小野原の國道第三號路線より分れ味舌村大字味舌上の龜岡街道に聯絡し、眞上街道は同郡清水村大字原の管轄界より起りて芥川村大字芥川の國道第三號路線に合し、清阪街道は同郡福井村大字道井の龜岡街道より分れ見山村大字清阪の管轄界に達す。百濟街道・我孫子街道・阿部野街道支線・中福街道・西住吉街道・庚申街道・桑津街道・俊徳街道・杉山街道・長柄街道・豊里街道・野里街道・本庄街道・

鐵道

三國街道・横關街道・櫻塚街道・伊丹街道支線・山田街道・石橋街道・丹波街道・妙見街道・妙見街道支線・吳服街道・吉川街道・丹州街道支線・三田街道・園部街道・道祖本街道・勝尾寺街道・富田街道・山家街道・江口街道・乙辻街道・東吹田街道・市場街道・富田街道・馬街道・柳谷街道及び其の他幾多の道路は分岐聯絡して縦横に貫通す。更に官設鐵道は京都府下山城國大山崎より來りて大阪市の北部を貫き梅田驛を経て西方兵庫縣に走り、同西成線は同梅田驛に起りて安治川口の櫻島町に達し、同阪鶴線は同驛より分れ兵庫縣川邊郡を過ぎて丹後國舞鶴に達し、同關西線は一は大阪市網島より、一は湊町より起りて共に河内國中河内郡を経て前者は山城國、後者は大和國に入り、其の城東線は梅田・天王寺の兩驛間を聯絡す。南海鐵道は同市難波より起りて和歌山市に向ひて南方和泉國に馳せ、高野鐵道は同市汐見橋に起り紀州橋本に向ひて南方和泉・河内に走る、南海鐵道支線電車の一は同市惠美須町より起りて和泉國堺市を経て濱寺公園に走り、一は同所より東成郡平野郷町に達し、一は同市天王寺より住吉に至りて同濱寺線に聯絡す。阪神急行電車は同市梅田より起りて豊能郡に入り、石橋に於て兩派となり、一は箕面公園に達し一は池田町の南邊を過ぎて兵庫縣の寶塚に向ひ、また西成郡十三より分れて兵庫縣神戸市の上筒井町に至る。阪神電車は復た同市梅田と神戸市とを聯絡し、其の支線は野田停留所より分れて大阪市の北部を通ず。大阪軌道電車は同市南區上本町六丁目より起り大和の奈良市に向ひて中河内郡に入り。京阪電車は同市東區天滿橋南詰に起り京都市に向ひて北河内郡に入る。

軌道

また大阪市内には同市經營の電車四通せり。

地勢
水路
治水

地勢は西北に高く、漸次南方に低下し、坦地平衍沃野遠く連りて謂ゆる畿内の平野を爲せり。然れども往古にありては河内より來れる大和川と山城より注げる淀川と相合し、聯絡漚洄して河内の山際に至る迄の間海水の之に通せしは、神武天皇の東征に當り難波之崎より流に遡りて、徑に河内國草香邑青雲白肩之津に至り給ひしに徴して知るべし。後漸次地形を變じて河川は不規則に陸地の間を流れ、河口には難波の八十島を爲せしかば、淫霖日を累ぬることあらんか暴漲横溢田園を没し人畜を漂はし、其慘害の甚しきものありしは想像するに餘りあり、即ち日本書紀仁德天皇十一年の條に「夏四月戊寅朔甲子、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水横逝以流末不駛、聊逢霖雨海潮逆上而巷里乘船、道路亦溼、故群臣共視之、決横源而通海、塞逆流以全田宅」と見ゆるものは是れ實に當時の光景なり。同天皇の此の詔に依り、同年冬十月宮北の郊原を掘り南水を引き以て西海に入れて堀江と號し、又北河の勞を防がんが爲めに茨田堤を築かる、北河は大和川の南河なるに對して淀川を呼べるなり。想ふに當時大和川の流末に當れる河口即ち現今の天滿橋上方なる東成郡北部の地は、其の流出せる泥沙のために淤塞して郊原を爲し、爲めに流水は快瀉を缺き河水横逝せしを以て、其の郊原を掘りて放瀉せしめ、且つ淀川の南浸を防がんが爲めに茨田堤を築き給ひしものにして、今の古川は全堤築設以前淀川支流の大和川に通せし舊河道の残れるものならん。河内の茨田郡より當國東成郡の北部に亘りては

其の後も兩川激流の衝となり、且つ東成郡の東部には玉造江の巨浸を爲しければ、洪水毎に氾濫の巷となり、平時にありても汗澤卑濕を極め、畿内治河記に「昔者自洛到大坂、其道經飯盛山下、出四條驛、或由野田福島、或過渡邊橋、今所往來牧方面下迄京橋之地方、舊皆汗澤也、天正中築堤防以制河道、因爲伏見大阪間之捷路、於是水所游蕩汗澤、遂爲良田」と記せるが如く、今の京街道も後世に成れり。洪水の被害甚しかりしを以て桓武天皇は延暦四年春正月使を遣はして、攝津國神下梓江・鱒生野を掘りて三國川に通せしめらる、即ち今の神崎川にして、爾來淀川は神崎・長柄・淀の三派となる。全七年三月攝津大夫和氣清麻呂の奏言に依り全人をして天王寺荒陵の南より河内川を導きて西方海に通せしむるの工事を督せし給ひ、後(年紀不詳)柴島の北なる故水道を疏し、淀川の水勢を三國川に漏洩して中津川と呼べり、然るに全川は水路其の宜しきを得ざりしなりけん、後、長柄川を浚へて此の水路を塞ぎしかば河形を失して名のみ長柄川の別名となりて殘れり、また和氣清麻呂の河内川を導きて西方海に通せしむるの工事も遂に成らざりしといふ、跡のみを茶臼山の南邊に殘せり。後玉造江は何れの時にか埋没して菑甬日に開け、其の東界を圍繞せし劔巖も亦其の形を損せり。降て豊臣秀吉の石山に築くに至りて東横堀川成り、徳川氏に及びて大阪市内の諸支流通じ、また寶永元年大和川の轉鑿行はれて全川の水害を減じ、其の舊河道は悉く新田と化し、尙ほ西方淀・長柄・神崎三川の流末海邊には漸次新田開發せられて地形は舊時と其の觀を異にするに至れり。而して復た明治十一年神崎川の流

域中、曲折せる個所ありて水害少からざりしを以て、西成郡江口村より直に島下郡吹田村に至るの間を改修し、更に淀川の水害を除去せんが爲めに、其の大改修は斷行せられて現時の河形を爲せり。是れ皆水害に備ふるの工事にして、其の旱害に備ふるは歷代を通じて單り崇神天皇の六十二年冬十月に依羅池を作り給ひしことの見ゆるあるのみ、されば今の平野の地は歷代修治の功に成りしものなり。かゝれば水害の記事は仁德天皇以來代々の史上に頻出し、如何に其の慘狀を極め又當局者をして如何に苦心せしめしかを想はしむるものあり、依て今其の水害に關する梗概を掲記せん。

洪水

一、仁德天皇十一年冬十月、堀宮北之郊原引南水以入西海、因以號其水曰堀江、又將防北河之滂、以築茨田堤、(日本書紀)

一、元明天皇和銅二年五月乙亥、河内・攝津・山背・伊豆・甲斐五國、連雨損苗、(續日本書紀)

一、孝謙天皇天平勝寶二年五月辛亥、京中驟雨、水潦汎溢、又伎人茨田等堤往々決壞、(同上)

一、淳仁天皇天平勝寶五年九月壬寅、攝津國御津村南風大吹、潮水暴溢、壞損廬舍一百十餘區、漂沒百姓五百六十餘人、並加賑恤、仍追海濱居民遷置於京中空地、(同上)

一、稱德天皇寶龜元年秋七月壬午、修志紀澁川茨田等堤、單功三百餘人、(同上)

一、光仁天皇寶龜三年八月、是月自朔日雨、加以大風、河内國茨田堤六處・澁川堤十一處・志紀郡五處並決、冬十月丁亥、去八月大風、産業損壞、率土百姓被害者衆、詔免百畿七道田租、(同上)

一、桓武天皇延曆三年閏九月戊申、河内國茨田郡堤決一十五處、單功六萬四千餘人、給糧築之、(同上)

一、桓武天皇延曆十八年夏四月癸未、勅、澇水經日苗稼傷損、窮弊之民不得更播、宜令山城・河内・攝津等國巡檢貧民以正稅給之、(日本後記)

一、桓武天皇延曆二十三年五月丙申、攝津國言、頻年不登、百姓乏食、加以春夏水害資糧赤盡、伏請正稅二萬束、假貸貧民令濟家産、許之、(同上)

一、平城天皇大同元年八月丁亥、是月霖雨不止、洪流汎溢、天下諸國多被其害、九月壬子、遣使封左右京及山崎津・難破津酒家甕、以水旱成灾甕米騰躍也、(同上)

一、平城天皇大同元年十月丁丑、定河内攝津兩國堤、(日本紀略)

一、嵯峨天皇光仁三年七月壬午、賜山城・攝津・河内三國新錢各二百卅貫、出舉取利、宛隄防用、(全上)

一、嵯峨天皇弘仁八年七月甲辰、攝津國言、海潮暴溢、漂沒二百二十人、(日本紀略)

一、淳和天皇天長九年八月己卯、河内・攝津大風雨、洪水泛溢、堤防決壞、(大日本史)

一、仁明天皇嘉祥元年八月丁亥朔己丑、雨降通宵不止、庚寅雨勢如倒井、終日不息、辛卯洪水浩々人畜流損、河陽橋斷絕僅殘六間、宇治橋傾損、茨田堤往々隕絶、故老僉曰倍于大同元年水可四五尺、壬辰遣左大臣檢非違使及督看近等、巡察京中被水害者、兼復遣左衛門佐從五位下紀朝臣道茂齋米賑賑恤之、甲午遣使攝津河内兩國、巡檢於被水災者、開使近倉庫賑給之、九月己亥、是日遣

左中辨從四位下藤原朝臣嗣宗・治耶少輔從五位下藤原朝臣眞世・外從五位下山代宿禰氏益・六位判官四人・主典四人等、令築茨田堤、(續日本後紀)

一、光孝天皇仁和三年七月辛丑申時地大震動、經歷數剋震猶不止、天皇出仁壽殿、御紫宸殿南庭、命大藏省立七丈輦二爲御在所、諸司舍屋及東西京廬舍往々顛覆、壓死者衆或有失神頓死者、亥時亦震三度、五畿七道諸國同日大震官舍大損、海潮漲陸溺死者不可勝計、其中攝津國最甚、(類聚國史)

一、醍醐天皇延喜八年八月十七日淀川溢、人畜多漂沒、(日本紀略)

一、醍醐天皇延喜十八年八月十七日、京都洪水、淀川大溢、人畜漂沒、(同上)

一、醍醐天皇延長七年、自七月廿六日至八月霖雨、京畿及諸國大風雨洪水、(同上)

一、後一條天皇長元七年八月九日、京都大風、殿舍門廊社寺民屋多倒、人畜壓死、洪水淀川溢、濱河民舍被害、(左經記)

一、後村上天皇正平十六年七月二十四日、難波浦海溢、死者數百人、(大日本史)

一、後村上天皇正平十六年七月十四日、攝津國難波浦の澳、數百町半時許乾あがりて、無量の魚ども沙の上に息づきける程に、傍の浦の海人共網を巻き釣を捨て、我劣らじと拾ひける處に、又俄に大山の如くなる潮溢來て漫々たる海に成りにければ、數百人の海人共一人も生て歸れるは無かりけり、(參考太平記)

一、後土御門天皇文明七年、攝津國難波浦及尼崎大潮、死亡千餘人、(日本野史)

一、後奈良天皇天文十三年七月九日、畿内洪水、攝津河内其害特甚、(皇年代略記)

一、後奈良天皇弘治三年八月廿六日、攝津播磨海溢死亡多、(日本野史)

一、天正十八年七月淀川洪水あり、島上郡唐崎村堤防決す、(大阪府誌)

一、慶長十三年二月暴雨日を累ね、畿内并に攝津河内の兩國洪水し、京都室町筋は家屋を浸し財寶を流し、大河の堤防所々破壊し田園を損す、八月畿内洪水、是實に七十年來の洪水なり、(凶荒誌)

一、慶長十四年八月島上郡大塚村淀川堤防決壊す、(大阪府誌)

一、元和四年六月島上郡唐崎村裏玉川堤防を決す、(同上)

一、元和六年八月島上郡西面村界玉川堤防破壊す、(同上)

一、寛永五年島上郡唐崎村淀川堤防決す、(同上)

一、寛永十年五月島上郡三島江村淀川堤防延長八十間決し、堂宇を傾け、民家を顛壞し、三島江村・柱本村等の耕地一圓淤沙を蒙り、又島下郡鳥飼の諸村に及ぼして慘害最も甚し、(同上)

一、慶安三年八月島下郡別府村神崎川堤防長二十四間を決す、(同上)

一、明暦元年六月島上郡大塚村淀川堤防決壊す、(同上)

一、万治元年八月島下郡鳥飼八町村に於ける安威川の堤防決し、同郡別府・一津屋・新在家等の各

村より、島上郡柱本・三島江・西面・唐崎等の各村に亘る耕地一圓浸水して、稻作皆無となりたり、(同上)

一、万治三年八月安威川暴漲し、島下郡新在家村堤防決壊す、(同上)

一、延寶二年六月十四日淀川洪水にて、河内國茨田郡仁和寺堤防決し、同年九月之を修築す、同年七月安威川暴溢し、島上郡西面村堤防決壊す、(同上)

一、延寶四年安威川暴漲し、島下郡島飼八町村・新在家村の堤防及び淀川西岸島上郡番田村堤防破壊し、同村一圓浸水を蒙る、(同上)

一、貞亨三年島下郡島飼八町村俗に不明池と稱する安威川の堤防決す、(同上)

一、元祿元年安威川暴漲し、島上郡西面村堤防を決す、(同上)

一、享保二十年六月二十一日淀川洪水あり、河内國茨田郡三矢村の堤防を破壊し、攝津一圓其の害を被りて稻作凡五萬石悉く腐蝕す、因りて同年の貢税を免す、(同上)

一、元文元年六月二十一日淀川洪水あり、水量壹丈四尺に達し、河内國茨田郡三矢村及び出口村の堤防決潰す、(同上)

一、元文五年六月九日島上・島下兩郡の諸川悉く暴漲し、芥川筋に於ては島上郡庄所村・芥川村・眞上村・服部村の堤防を破壊し、高槻村以南の各村に於て死亡者參拾餘人を生じ、高槻城内は舟楫を通ずるに至る、又女瀬川筋にありては同郡津之江村及び芝生村の堤防を決して富田村以西五位莊の各村を浸し、茅木川筋にありては島下郡茨木村の堤防、安威川筋にありては二階堂村の堤防を決潰し、共に其の以南の各村を浸害せり、(同上)

一、寛保元年神崎川暴漲し、豊島郡洲止村の堤防を決す、(同上)

一、寶曆六年九月十七日淀川暴漲し、島上郡大塚村・番田村等の樋を破壊す、同時に安威川にありては島下郡別府村の堤防を破り、同村及び一津屋村・新在家村は其の浸水を蒙る、(同上)

一、明和元年八月十二日淀川大水あり、其の支流茨木川は之を阻みて島下郡鶴野新田の堤防を決す、(同上)

一、享和二年六月二十七日より降雨頻に臻り、各川大に暴漲し、同二十九日には狂風雷鳴を交へて降雨彌急なりしかば、遂に翌七月一日未明淀川南岸なる河内國交野郡楠葉村・上島村・茨田郡仁和寺村等の堤防を決して、同國及び當國東成郡を浸せり、又其の北岸なる當國島上郡にありては廣瀬村に於て一ヶ所四十間餘、前島村に於て八ヶ所延長百三十間餘、上牧村に於て一ヶ所三十間餘、大塚村に於て二ヶ所延長百三十間餘、その他各村にて四ヶ所延長二百八十間餘の堤防を破壊して高槻城内の邸舎を犯せり、西成郡に至りては野里村一ヶ所四十間餘、新家村二ヶ所延長三十八間、野田村一ヶ所三十間、申村二ヶ所延長六十間餘、福村二ヶ所延長三十八間餘、六軒屋新田

- 一ヶ所十間餘、九條村二ヶ所延長三十八間餘を破れり、其の他の小害は枚擧に遑あらず、當國に於ける浸水の郡村は島上郡二十七ヶ村・西成郡十四ヶ村・東成郡四十九ヶ村にして同年九月に至りて漸く其の決所を修築せり、此の時奉行所・代官・地頭及び京都本願寺より救恤あり、(同上) (河内國の) (前卷看)
- 一、文化四年五月五日淀川暴漲、島上郡番田村の堤防を破り、二十五日其の南岸河内國茨田郡大庭八番村の堤防八十間を決す、(同上)
- 一、文化六年六月寢屋川筋暴漲し、河内國茨田郡今津村の六郷堤を破る、(同上)
- 一、文化十二年淀川洪水し、堤防の被害ありしも詳ならず、(同上)
- 一、文政十三年六月安威川筋暴溢し、島下郡西河原村の堤防を決潰す、(同上)
- 一、嘉永元年八月十日淀川暴溢し、水量一丈三尺に上り、島上郡廣瀬村堤防を破り、同日島下郡別府村安威川筋の悪水樋門を破決す、(同上)
- 一、嘉永四年八月島下郡西河原村の安威川堤防決潰す、(同上)
- 一、慶應元年月日不詳、神崎川暴漲し、島下郡別府村の堤防破壊す、(同上)
- 一、慶應二年八月淀川暴漲し、島上郡前島村堤防決潰し、神崎川筋にありては島下郡別府村の堤防、安威川筋にありては同郡太田村堤防を破壊し、人家四百餘戸に浸水し、稻作四百餘町歩を流失せり、此の時淀川水量一丈五尺に上る、(同上)

- 一、慶應二年九月暴風大雨頻りに到り家屋を破壊する事甚しく、風位稍東北となりて天満橋の水量一丈三尺に達し、遂に安治川堤防を破りて淀川以北に於ける西成郡春日出新田・四貫島新田・恩貴島新田・島屋新田等浸水し、耕地三百二十二町歩餘を浸害す、(同上)
- 一、明治元年四月下旬より淫雨息まず、五月十一日雨益烈しく、十二日の夜に至りて水大に到り、各川暴漲し、住吉郡遠里小野村大和川堤防百五十八間決潰し、安立町の人家三十戸流失、大阪市街にありては土佐堀二丁目の邊は河水路面上り、山城國淀の板橋流れて天満橋に横はり、八番杭迄を切斷して之を落せり、十四日洪水は西成郡福島より入りて大仁村の人民は避難するに至り、同郡曾根崎村附近一圓に浸水す、河内國茨田郡枚方の往來阻りて浸水四尺に及び、淀川の水量十四尺に達す、今其の洪水に依りて蒙れる堤防決潰等の被害を擧ぐれば、淀川筋にありては島上郡前島村の堤防六十八間・廣瀬村堤防二百四十七間相尋で破れたるが爲め、其の水上下流通して耕地四百餘町歩を浸し、人家五百餘戸を漂蕩せしめ、内流失せしもの八戸、野中村字今戸堤防百三十間を決して、番田組の耕地七百餘町は洋々たる大海の觀を呈せしが、番田堤防を破り下流に於て本川と合流せり、之が爲め人家二十五戸家畜十數頭を流亡す、唐崎村字彌右衛門屋敷堤防百七十間を決潰し、洪水突入して三島江村以下の諸村を浸略し西成郡を漂蕩せしめて川邊郡尼ヶ崎の東南より海に注げり、爲めに三島江村・唐崎村・柱本村・西面村に於て被害甚しく、就中西面村

は流水の衝に當りしを以て人家を流失せしこと少からず、其の他被害の重なるものは、上牧村堤防二十七間、鵜殿村同四十六間、大塚村同百九十七間、西成郡上福島村同二十間、又神崎川筋にありては、島下郡吹田村にて同九十間、別府村にて同三百五十三間、豊島郡榎阪村にて同五十二間、小曾根村にて同八十六間、西成郡江口村にて同六十五間、小松村にて同十六間、北大道・西大道・南大道三村にて同三十五間、加島村にて同四十間、御幣島村にて同八十七間、福村にて同百五十六間、申村にて同百八十五間、大和田村にて同七十四間、佃村にて同六十二間、稗島村にて同二十七間、矢倉新田にて同七十四間、蒲島新田にて同四十四間、百島新田にて同百九十間、西島新田にて同八十二間、南新田にて同百五間、また中津川筋にありては、西成郡秀野新田にて同十間、野田村にて同十一間、本西島新田にて同十三間、十三間川筋にありては、西成郡津守新田にて同九十六間、中在家村にて同六十五間、今在家村にて同六十間、住吉郡濱口村にて同三百十六間、七道領にて同六十一間、島村にて同三百九十八間、加賀屋新田にて同二百十間、大和川筋にありては、山内村にて同三百間の破潰あり、其の他崩壊及び橋梁の流失破損せるもの數ふべからず、爰に於て本府北司農局長陸奥陽之助は、屬僚を率ゐて唐崎・柱本・江口・小松等に役丁を集め、堰埭を決所に築きて殆んど成らんとせしが、七月十七日より烈風暴雨に遇ひければ、溢水速に到りて復た之を陥落せしむ、之を再度の唐崎切といふ、依りて更に役丁を催して修繕に着

手せり、此の時淀川の水量十三尺、同月二十二日遂に南司農局長税所長藏と議し、享保二年の點野切・文化年中の八番切の時に淀川の南北相應援したるの例により、河内及び島上・島下郡の人夫數千人を募りて工事に使役し、同月二十五日從來の川方を廢して普請方と稱し、以て營繕一切の事を掌らしめ、漸次復舊の功を完成せり、當時水害に罹りたるは、東成郡十一村・西成郡四十ヶ村・住吉郡六町村・島上郡三十一村・島下郡五十六村・豊島郡二十一村にして、耕地は租賦を免じ、其の他漲溢の田畑は、荒廢の輕重を量りて蠲免其の宜を得せしめ、窮民破産蕩家の查點を爲して救助せり、(同上)

一、明治三年九月十八日烈風強雨交々臻り、同十九日淀川暴漲して壹丈四尺に上り、島上郡廣瀬村字冠の堤防五十間を破壊し、一瀉千里の勢を以て高濱村以下の十二ヶ部落を侵略し、前島村字一貫島の堤防を挾撃潰決せしめて本川と合流せり、又芥川筋にありては同郡芝生村の堤防八十間を破り、番田村外十四ヶ部落を浸害し一望洋々たる大海と化せしめ、島下郡味舌村山田川堤防・吹田村神崎川・正尺川共に堤防決潰し、浸水は吉志部・東・南・小路の四ヶ村に及び、大和川筋にありては住吉郡遠里小野村の堤防百三十間を崩壊せり、(同上)

一、明治四年五月十八日夜、風烈しく河口の逆浪騰溢し、淀川下流安治川堤防に於ては西成郡南福島新田・新千歳新田・島屋新田・南新田、中津川下流正蓮寺川堤防に於ては春日出新田・四貫島

新田を初め、中津川下流六間屋川堤防等數十ヶ所を決潰せり、(同上)

一、明治五年淀川洪漲し、島上郡上牧村字三種堤防十五間崩壊し、五領八ヶ村反別百七十一町に浸水し、六十日間に亘りしかば、作物は悉く腐蝕す、(同上)

一、明治六年八月淀川出水し、島上郡唐崎村字外島の圍堤を破壊し、耕地二十町餘を浸害す、(同上)
 一、明治九年十月疾風猛雨あり、淀川汎溢して島上郡前島村字一貫島の堤防三十間を決潰し、耕宅地一百餘町歩を浸害す、又神崎川漲溢して島下郡別府村の堤防二十二間を決し、耕地三百六十四町餘歩を浸せしかば、農作の被害甚しく、被難民路頭に迷ふもの多し、依て本府は米飯を救與し、地租を貸與して賑恤せり、(同上)

一、明治十五年八月五日午前九時、東北風起りて非常の暴風となり、午後一時頃より微雨、翌六日午前九時に至りて稍快晴となりしも、淀川の出水一丈二尺餘に上り、島上郡唐崎村字外島の圍堤二ヶ所を破り、耕地三十三町歩を蕩盡す、同日島下郡吹田村字下新田に於ける神崎川堤防十間を決し、耕地百六十五町歩を浸害し、水防天一名溺死せり、(同上)

一、明治十八年六月十五日より降雨日を重ねしが、十七日淀川及び其の支派川共に暴漲し、同日午後十一時河内國茨田郡伊加賀村の堤防二十間餘を決し、附近各村を浸して奔流滔々同郡内に滿ち、漸次南進して讚良郡を浸し、同十一時三十分本川の水量十四尺八寸に達す、之を最高度とす、午後

十二時島上郡前島村淀川合流所より凡七八十間上方なる檜尾川の堤防三ヶ所延長六十五間潰決し淀川の逆流堤内に奔注して水勢猛烈、上牧村と高濱との内堤を破り、終に鶴殿・前島・萩の庄・梶原・井尻・神内・櫻井等の十一ヶ村凡四百六十町に汎溢して人家を浸し、安威川・芥川・茨木川・檜尾川等何れも漲溢し、鐵道以南は一面の湖水となる、西成郡の諸川漲り田圃水を蒙るものあり、低地浸水二三尺に及ぶ、大阪淀川の諸支川漸く漲溢し、西區松島仲之町一丁目・同二丁目・高砂町・花園町・十返町・本田一番町・同二番町・同三番町・梅本町は水深往々床上に及び、立賣堀南通四丁目・同五丁目は深さ四寸、同六丁目に於て同一尺二寸以上、新町通五丁目・立賣堀北通六丁目・薩摩堀西之町・同北之町・土佐堀通五丁目・江戸堀北通三丁目・靱南通四丁目・同北通三丁目・幸町通一丁目・西長堀南通四丁目は共に水深五六寸なりしが、午後六時頃より同市街の西南北に接續せる西成郡の諸村にも漸次波及浸水し、午後十二時土佐堀川水量七尺を加へ、十八日午前三時同川水量十一尺五寸即ち常水量に八尺五寸を加へ、天明に至り少しく減じて十一尺となる、其の減じたるは上流伊加賀等の決所より西南諸郡に分派せしに依る、午前十時北區の川崎橋落ち、神崎川の水量十二尺となり、且つ猪名川出水して豊島郡菰江・庄本・洲到止・島江・牛立・三屋・島田・垂水・榎阪・小曾根・濱・長島・北條・寺内等の各村に於ける二百餘町歩を浸し、天竺川・千里川暴漲し、千里川の水は新免村大阪街道の東に於て堤防を破り、垂水村より長島村

字二軒屋敷に至る間三國橋以東は汎濫の中にあり、島上郡の外島下郡も淀川支川堤防破決の爲め平面は總て冠水せり、而して伊加賀の決所より噴出せる水は、己に當國東成郡の北部なる寢屋川堤防以北の二十七ヶ村に入り、其の水は寢屋川を逆流せしめて同郡の十九ヶ村は間接の浸水を蒙る、然るに伊加賀の決所より來たれる水は、寢屋川堤防即ち徳庵堤を越えて、更に河内の中部及び東成郡の東部を衝かんとするの勢を呈せしかば、十九日午後六時より東成郡野田村字大長寺の堤防截斷に着手し、同二十日午後五時十七分截斷功成り、洪水は之が爲めに忽ち斷口より瀾瀬を爲して落下するに至る、其の截斷したる個所は俗に「ワザト切」と呼び、享和の水災に截斷して放瀉したる所なるを以て此の名を存し、今回も其の故轍を踏みしものなり、二十二日伊加賀の決所堰塞の工事漸く進み、水勢十の四は本河に注ぐこととなり、寢屋川堤防幸に危を免る、二十三日午前九時三十分野田村大長寺堤防決口、水勢の爲め漸く廣まり二十六間となりて益放瀉せり、かくて同二十四日に至り淀川も次第に減水の報を告げつゝありしが、二十七日午前三時雨あり、午後九時より疾雷強雨二時間、二十八日より降雨息まず、二十九日午前六時東北風起り溢水の量漸く加はり、三十日に至りて彌増水し、野田村大長寺堤防決口の水位は淀川の水位と量を同うし、島上郡の諸支川も水量悉く加はり、前島村檜尾川決潰の堤防は其の工事を妨げられしのみならず更に南方に四十八間の決所を生じ、且つ北邊二十間は水其上を越ゆるに至りければ、淀川の水

は二ヶ所より奔來して上阪・井尻・梶原・萩の庄・神内・高濱の六ヶ村は人家の床上に浸水し、午後三時三十分より同六時三十分に至るの間、枚方水量十二尺三寸に上る、又寢屋川の水勢奔放して、伊加賀より注げる溢水と聯絡して將に寢屋川堤を破らんとせしが、午後七時に至り遂に同堤を越へて河内の中部なる若江・河内・澁川の三郡に浸入し、東成郡に於ける天王田村・中濱村及び深江堤以南は、河内の各郡に連りて一面の大海を現出し彌望渺然たり、又同日午前十時二十分大和橋も流失し、住吉郡安立町は浸水既に深くして人民は總て他村に去る、十三間川暴漲したるも堤防に被害なし、七月一日雨勢益猛、平野川復た暴漲し、溢水は東成郡の猪飼野・田島・林寺・舍利寺・寺岡・木野・東小橋より南方住吉郡に進む、大阪市街に於ては北區曾根崎新地より安治川上通一丁目邊は堂島川の水路面に上ること二尺八寸、西區の土佐堀三丁目・四丁目・五丁目邊は土佐堀川の水上ることまた二尺餘に及び、西成郡曾根崎村も浸水し、同郡役所は床上に及び、豊島郡は午後八時頃より猪名川溢れて北今在家村を浸し、同九時頃より神崎川水量十二尺に及び耕地四百町歩に浸水せり、翌二日水勢益急、枚方にて午前零時三十分淀川の水、量十三尺四寸に達し、同六時西成郡川崎村堀川の閘門、及び下福島引越場の堤防決潰し、中津川堤防以南に於ける同郡二十一ヶ村を浸し、深さ七尺以上に及び、其の水は海老江・野田二ヶ村の境界なる字一軒家堤を決潰せしむ、同時に川崎造幣局は淀川の水堤防を越へて奔注し、工廠は無事なりしも官舎

は大抵床上浸水二尺五寸となる、同八時伊加賀の堤防更に六十間を破壊され、野田橋・備前島橋及び天満橋の將葉島以北落ち、相生町・網島・備前島等は僅に其の屋根と樹梢とを見るのみ、京都神戸間の汽車は今朝一番列車を限りて不通となり、同九時頃より雨霽れ微風となりしも、水量は尙ほ次第に増加して十八尺二寸に上り、大阪市街は東區百五十七町中の二十八町、南區九十二町中の四十六町、西區百七十五町中の百七十五町、北區九十四町中の九十二町は悉く道路に溢れて家屋を浸し、西成郡に亘りて深きは五尺乃至六七尺に及び、其の免れたるは東區南區の高地のみ、依りて諸橋頻りに急を告げしが、正午十二時崩檀木橋先づ落去し、従つて其の下流に當れる淀屋橋・肥後橋・筑前橋・常安橋・越中橋は共に摧落して諸材は端建藏橋に繋る、午後一時より四時迄の間に淀川の分派口にある堀川の太平橋・東横堀川の安堂寺橋も落ち、同五時五十分頃鴨野橋・京橋及び天満橋の將葉島以南、同七時後に至り天神橋も落ち、櫻之宮堤防内三ヶ所延長三十五間二合五勺破壊し、内一ヶ所は中斷されて島嶼の形を爲せり、夜に入り北區中の島二丁目・三丁目・四丁目邊及び宗是町は水其の楢間に及ばざること僅に五寸、居民は樓上に棲みしも、家搖ぐこと舟の如くなりしかば、窓を開きて救援を乞ふに至る、此夜また西成郡九條村字鍋屋組の樋破壊し、字田中の樋損所を生ず、三日午前四時難波橋の中の島以南落ち、田箕橋・玉江橋・堂島大橋・木津川橋・大渉橋・龜井橋・松島橋・千代崎橋等も前後して同五時より七時迄の間に落

ち、午後十時難波櫻川裏手の堤防約七間決す、又東成郡の水は同日午後四時己に南方住吉郡に満ち、水勢急激、今林村・今在家村・新在家村・喜連村・湯谷島村・中野村等其の衝に當り、今林の堤防決潰し、平野街道は桑津村より舟を出して今在家村に渡れり、而して洪水は同日午前八時三十分頃より漸次減少し始め、翌四日午前十時迄に凡一尺八寸餘を減少せり、然れども其の餘勢は同日午前七時三十分大江・渡邊の二橋、同十一時三十分船津橋を流し、同六日端建藏橋は上流落橋の諸材繋りて傾圮に垂んとしければ、午前九時斧鋸を加へて橋身を截斷せり、是に於て大阪市街の本支川に架せる殘存橋は安治川橋初の三四橋となる、七日に至り西成郡中津川以南の浸水漸く減じ、大阪四區及び接近町村は復業し各郡も漸次其の堵に安するに至れり、享保以來見ざるの大水にして其の區域は攝河泉に跨り、當國のみにも大阪市街及び島上・島下・豊島・西成・東成・住吉の六郡、六百二十ヶ町村に亘り、同年七月十三日調に依れば、浸水戸口は五萬六千三百二十四戸・二十萬五千五十六人、同反別は八千九百六十五町三反一步、被害家屋は流失八百四十三・損壞三千四十八・潰崩四百四、同倉庫納屋は流失二百五十三・損壞七百七・潰崩六十五、同社祠佛堂は流失十七・損壞四・潰崩四、橋梁の流失三十三・同破損二十五、破船八、溺死男十一人・女十一人、負傷男五人・女三人、生死不明男二人・女一人、漂着死體男十三人・女八人を算せり、初め洪水の到るや各地共老を扶け幼を提げ樹を攀ち屋に上りて危急を免れ、或は茅を堤上に結び

て退水を待つものあり、或は高丘を告めて一時の晏を取れるもあり、家財は流失し、食料は之を得るに由なし、されば當局は之が救護に全力を盡し、船を出して糧を頒ち、又之を載せて各地に設けたる避難所に收容すると共に、一面に於ては堤防決潰の防備に奔走し、其の甚だしきに際しては一時大阪鎮臺兵も出で、之を應援せり、而して水災の報天聽に達するや、六月三十日水災者救恤として金參千圓を下し賜ひ、ついで八月七日能久親王殿下は勅を奉じて潰決被害を御代覽あらせられ、内務大輔芳川顯正・侍従子爵堀河康隆・歩兵中尉公爵鷹司熙通・制度取調局御用掛谷乙猪等之に従へり、外國人の寄贈金壹萬壹千拾八圓六拾六錢七厘、内國有志者の寄贈金四萬四千四百八拾四圓九拾六錢は、之を府下各郡區の罹災者に配布し、大阪府は臨時府會を開きて水災土木費の豫算を求め、國庫は之に貳拾萬圓を下渡せり、(洪水誌)

一、明治二十二年八月十八日未明微雨東風あり、翌十九日強風猛雨を加へ各川次第に増水、午後八時頃淀川の水量一丈五尺の高位を示し、同川及び支派川共堤防の決潰十六ヶ所延長四百二十七間、橋梁の流失十四ヶ所、又、大和川は同日午後七時水量一丈三尺に達し、堤防の決潰二十ヶ所延長二百七十六間、橋梁の流失二十三ヶ所に及び、道路の破損夥しく、明治十八年の災害に次ぐの慘状を呈せしが、越えて九月十一日午前四時暴風強雨篠を束ねたるが如く洪水再び至り、同日午後十一時淀川水量一丈三尺に上り、前災の修補未だ成らざるを以て損害更に一層を添へたり、(大阪府誌)

一、明治二十九年七月十九日雨あり、二十日彌強暴、二十一日午後一時淀川の水量一丈二尺九寸に上り、淀川・大和川の支派川大に暴漲して水勢洪蕩容易に制し難く、遂に三島郡三箇牧村大字唐崎外島の堤防六間、大冠村大字大塚町外島の堤防七十間を決し、流水は三箇牧村・大冠村等に汎濫して湖水の如くなりしが、大水は益々加りて翌二十二日午前十一時淀川水量一丈四尺六寸に達し、淀川の逆流を受けて五領村大字前島の檜尾川堤防二十間を決潰せり、爾後漸次平水に復せんとせしに、八月二十九日拂曉より降雨あり、翌三十日午前七時に至り風雨強暴、三十一日午前四時淀川の水量更に一丈四尺二寸餘・支流神崎川一丈三尺餘に達し、漸次水量を増加せしかば、支川安威川筋にありては、安威村大字安威西の堤防三十間、三島村大字西河原西岸堤防三十間、同佐保川筋にありては安威村大字安威字山崎東の堤防十一間、同茨木川筋にありては春日村大字畑田東堤二十間、茨木村大字茨木堤防五十間、玉櫛村大字澤良宜堤三十間、同芥川筋にありては清水村大字服部所屬堤防二十五間を破壊し、道路人家の破損復た枚擧に遑あらず、其の後も降雨は強弱交々至りければ、九月六日大に出水し、淀川水量一丈五尺六寸に上り、午後四時島本村大字廣瀬に於て百五十間、五領村大字上牧横堤二十間を決潰し、同村大字前島の檜尾川の堤防を再壊し、一貫島堤防四十七間も破られ、吹田村字新田西の町系田川東堤は神崎川逆流の爲め三十間破壊さる、豊能郡にありては細河村大字中河原堤防千八百二十二間、同村大字古江堤防五百八十一間、

同村大字本部堤防百二十四間、柳の下堤防三百四十七間破らる、翌七日午前三時淀川の水量一丈六尺七寸の高點に達し、十日午前一時又暴雨ありて益水位を高め、水量一丈七尺二寸に達し、翌十一日午前五時三島郡鳥飼村大字鳥飼に於て淀川堤防八十間を一時に決潰し、安威川筋にありては味生村大字別府上流にて十間餘、下流にて二十間餘、味舌村大字味舌下にて三十間、三宅村大字鶴野にて十間を破りしが、翌十一日午後十二時に及びて降雨繼に歇む、六日より以來尙ほ堤防の破壊せしものあり、即ち西成郡にありては神津村大字新在家神崎川南岸の堤防十四間、傳法村大字申東岸の堤防十二ヶ所延長七十間、福村大字福南岸堤防二十間、相前後して決壊し、西中島村及び北中島村・神津村・稗島村・歌島村・千船村・傳法村・福村等八ヶ村の内、三十四大字は何れも浸水して農作物皆無となる、東成郡にありては中本村大字中道堤防二千餘間、大字中濱堤防三百三十間を決潰して、同郡中本村・鶴橋村・榎並村・鯉江村・小路村・生野村・郡島村・野田村・玉造町・清水村等十ヶ町村の内、二十ヶ大字を蕩浸せり、大阪市にありては北區網島町字將基堤防百二十八間を決壊し、市内の浸水を蒙るもの北區三十一ヶ町、西區二十ヶ町、家屋の破損三十戸、全潰一戸、床上浸水參百九十八戸、床下浸水五千六百六十九戸に及び、而して各郡市を通じて道路橋梁の破壊せしもの枚擧すべからず、(同上)

一、明治三十六年七月七日より降雨ありて諸川暴漲し、同九日淀川水量最高位壹丈五尺七寸、大和川同壹丈七尺五寸、神崎川同壹丈四尺五寸に達し、同日午前八時西成郡歌島村大字加島の神崎川南岸堤防百二十間を決潰したるは其の尤も大なるものにして殆んど同郡全部に浸水せり、同川筋及び淀川筋・安威川筋・茨木川筋・檜尾川筋・久安寺川筋・天笠川筋・其の他の川域に於て堤防の決潰又は崩損、道路橋梁の破損流失せしもの多し、(同上)

一、大正六年九月二十九日より降雨ありて己まず、諸川増水し、淀川は三十日午後四時北河内郡枚方町大字三矢に於て水量八尺貳寸なりしが、時々刻々其の量を加へて同八時には拾貳尺壹寸、正午十二時には拾五尺壹寸に及び、翌十月一日には益暴漲して午前三時拾六尺九寸に上り、午後五時には遂に拾八尺參寸に達して最高位を示し、之が爲め同日午前八時三島郡大冠村大字大塚の堤防貳百六拾間を決潰し、芥川筋にありては同日午前五時同郡同村大字番田の堤防六拾間、如是村大字芝生の堤防百六拾間、安威川筋にありては午後十時味舌村大字味舌の山田川合流所上流堤防參拾間、同二日午前三時岸部村大字南字正尺の堤防拾六間、同五時貳拾分味舌村大字味舌の山田川合流所下流堤防參拾間、同七時吹田町字竹の鼻堤防參拾間、神崎川筋にありては一日午後十一時十分西成郡新庄村大字下新庄の堤防六拾間、同二日三島郡味舌村大字一津屋の堤防五拾間を決潰せり、堤防決潰の爲め溢水は其の決所より滔々として浸入し、田圃人家を没し、其の芥川及び大塚決所の水は相合して高槻町に及び、同町は舟を以て市中を往來するに至る、溢水は各決所よ

り流れて同郡を西下し、西成郡に浸水し、兩郡は爲めに一面の湖水と化す、然るに降雨息みしが爲め河水は減退に傾きたるも、兩郡内の湛水は排除するに所なければ、却て河水面よりも上位にあるの奇觀を呈せしかば、溢水の衝に當れる西成郡の各村に於ては、自ら堤防を破りて之を河川に排除するに至れり、即ち翌二日午後八時半福村と稗島村の界に於て淀川堤防壹ヶ所貳拾貳間、同日福村に於て同川堤防壹ヶ所四間五分、千船村大字大野に於て大野川(中島川水路)堤防貳拾參間を破り、尙ほ排水充分ならざりしを以て、翌三日更に福村に於て淀川堤防貳ヶ所、一は拾六間・他は參拾五間、千船村大字佃に於て西島川堤防壹ヶ所拾間、同村大字大野と同百島立合にて西島川堤防拾五間及び貳拾四間並に三間半の三箇所を破りて之を排除するに至れり、而して是れより先、大塚及び芥川堤防の決するや、當局者は直に之が修築に着手し、河水も八日の午前七時には枚方にて水量二尺に下り、上下安んじけるに、十日の夜に入りて再び降雨至り、翌十一日の午前七時には同所にて水量三尺三寸、午後四時には同六尺二寸に上りしかば、其の修築中なる大塚の決所は爲めに工事を害せられ、溢水は復た大に浸入し、下方に當れる西成郡歌島村大字佃は、其の堤防拾間を自ら破りて溢水を排除せり、後、二十五日の夜に至り三たび降雨ありて、翌二十六日の午前六時には淀川の水量枚方にて五尺一寸五分に及び、復舊工事を妨げたるも、直に降雨止みたるを以て爾後漸次平靜に復せり、此の洪水は淀川改良工事完成後なりしにつき、同堤防の堅牢を

信じ居たりしがは、其の決潰を見るや一般の驚駭一かたならず、同堤防に對する耐水の批議起るに至れり、而して堤防の決潰に依りて浸水したる町村及び反別は、三島郡にて十六ヶ町村・參千貳百拾町壹反歩、西成郡にて拾參ヶ町村・貳千四拾七町八反歩の區域に亘り、家屋の浸水せしものは三島郡四千貳百九拾參、西成郡九千參百拾四の多きに及び、道路の破損橋梁の毀壞流失せしもの多し、(大阪府調査書に依る)

一、大正七年九月二十三日・二十四日に亘り、淀川の水源地方たる木津川・宇治川・桂川の流域一帯に降雨續きて出水の警報を傳へ、二十四日午前十一時枚方水量標五尺四寸の増水なりしが、午後一時六尺貳寸に及び、一時間約壹尺六寸強の割合を以て増水し、同八時三十分には遂に拾七尺六寸五分の高位に達せり、之を最高水位とす、昨大正六年の洪水に比して低きこと僅かに六寸五分なり、之が爲め淀川及び支川流域の堤防中漏水或は崩壊に依りて危険に類したる所少からず、官民共同して警戒防護し、決潰を拒ぎ止めたるも、淀川の支流たる三島郡如是村大字芝生所屬芥川堤防の昨年決潰したる新堤防は、防禦の効なくして午後九時遂に約七十間を決潰し濁流侵入して高槻町に至るの間は一の大海と化し、浸水被害は反別約七百町歩、家屋同壹十六百戸に達せしが、洪水は漸次低下して二十五日午後一時には十尺八寸に減せり、(同上)

洪水の被害ありしは此の如し。而して淀川の水害を殆んど除去したるものは、前記の大改修なり。

勿論其の工事に依りて成りし堤防も非常の洪水には堪へざるべし、現に大正六年十月の洪水に於て、破堤の個所ありしを見れば、今後尙ほ幾多施工の要あらん。然れども普通の洪水に際し沿川人民の安心して枕を高くするに至りしは全く同工事の功ならずんばあらず。今其の沿革を叙せんとするには先づ同川の水源等より記さざるべからず。同川は源を近江の琵琶湖に發し、同國滋賀郡石山村及び栗田郡瀬田村の村界より瀉ぎ下りて瀬田川となり、山城に入りて宇治川と呼ばれ、同國紀伊郡網所村に至りて桂川を合せ、初めて淀川と稱せらる、ついで木津川を併せ、攝河の國界を流れて神崎・中津の兩川を分ち、幹流大阪市に入りて海に注ぎしは舊時の川形なり。されば其の流域は近江・山城・伊賀・大和・丹波・河内・攝津の七ヶ國に亘れるを以て、一朝霖雨に際すれば、其の水は暴溢して堤防を決潰し、古來難治の大河と稱せられ、治水工事の策は歴代苦心の跡を留めしも、多くは一局部の除害に止まりて姑息の策に過ぎざりしが、天和年中に至り河村瑞軒は幕府に建言して河流の開鑿に力を盡さんことを請ひ、幕府の容るゝ所となり、稻垣石見守・彦阪壹岐守・大岡備前守等をして畿内治河の工を策せしめしかば、瑞軒は直に當局吏員と共に山川を跋涉して詳密に河勢を察し地形を相し、水工精練の者を諸國に募りて工を起し、堤防を築き田園を拓き河身の屈曲を矯め、新に安治川其の他を開鑿せり。然れども其の施設せしは主として河川の改修にありて、水源諸山土砂捍止の施工に及ばざりしが、天明年中に至り大阪道修町の人吉田屋藤七は一商人たるに拘はらず、深く治水の法其の宜しきを

得ざるものあるを憂ひ、時の町奉行に砂防工事及び土砂捍止工事の片時も忽諸にすべからざるを説き、幕府の納るゝ所となれり、依て幕府は當局吏員に嚴命するに、淀川水源の改修に努むると同時に大に水源諸山の砂防工事を督勵すべきことを以てせり。然れども種々の積弊は容易に其の目的を達するを得せしめず、徒に巨資を耗し、人夫を苦使するのみにて、工事は更に歩武を進めず、水源諸山は依然赭赤の表面を雨雪に叩かれ、山容荒廢して土砂を流出すること夥しく、河身は埋れ川床は彌高まりて年々沿岸の堤防を破り、黄雲千里の沃野をして砂漠と變じ沼澤と化せしめ、大阪川口の如きは土砂に埋れて殆んど船舶の出入を妨げ、遂に天保二年の大浚渫を見るに至れり。

明治維新の後、政府は大に意を河川の改修に注ぎ、元年治河使を置きて屢同川に對する治水の擧あり、後同七年治河の擧ありて大阪に土木分局を置けり、今の大阪土木出張所是れなり。當時内務省は御備工師ヨハン・デレーケをして工事を督せしめ、從來慣行の堤防修築のみを専らとせるを改め、一種の粗朶工を施し、水勢を利用して自然に河身を深からしむるの方法を採り、一面に於ては水源諸山に砂防工を加へて専ら草木の繁茂を計り、以て土砂崩壞の害を除去せんとし、之が爲め五十万圓を繼續費として同二十年に至る。而して事業は進捗し、八九年を出でずして功績を顯はし、伏見の豊後橋より大阪の天満橋に至る十二三里の間は、次第に水深を増して通船の便を拓き、沿岸の沼澤も變じて

良田となりしもの少からず。然れども明治元年・同十八年・同二十二年の如き非常の大洪水あるに際しては到底此の如き遅緩なる手段の能く其の災害を拒ぎ得べきにあらず、現に明治十八年の洪水の如きは四・五・六の三ヶ月間琵琶湖の水位常に四尺乃至六尺の間を昇降し、七月四日に至りて遂に八尺九寸五分の高水に達し、湖畔の耕地水底に没したるもの一萬二千町歩、浸水家屋また甚だ多く、山城及び攝津・河内の被害は殊に甚しく、堤防を決潰して田園に氾濫し、民家を流し人畜を害し、作物腐敗して收むるに由なく、水勢の急激なりし場所は、耕土を洗流して永く其の害を後世に貽せり。而して其の小害は毎歲至らざるなく、謂ゆる尋常洪水即ち常水面以上三尺の洪水は三ヶ年に一回、非常洪水は十ヶ年に一回の割合を以て到り、尋常洪水の場合に於ける被害は、山城・河内・攝津の平原に於て一萬七八千町歩、近江の湖畔に於て七千町歩、合計二萬五六千町歩に上れり、仍て之が大改修を執行するに至れり。

同川改修は明治二十二年以來の計策にして、大阪築港の議と共に其の必要を認め、外人をして之を調査せしめられたることあるも機未だ至らざりけん議終に熟せずして止めり。然るに同川改良工事の急施を要するは、流域七府縣民の切望する所にして、或は當局大臣に陳情し或は帝國議會に請願して其の實行を促すこと切なるものあり、輿論また之を是認し、同二十四年衆議院は諸國の最大河川に關する建議案を提出し、政府は流域に於ける流路の形勢及び被害の狀況・高水・低水・流量及び經費等

を調査し、河川法案を立て、共に同二十八年の帝國議會に提出し、其の協賛を経て翌二十九年四月法律第七十一號を以て之を公布し、同年六月内務省告示第四十一號を以て淀川流域の改修を公表せられたり。総工費は壹千九萬四千圓(明治三十九年の議會に於て追加したる壹百萬圓を含む)にして、内七百拾參萬圓は國庫費に屬し、貳百貳拾壹萬五千圓は大府府の分擔納付金、參拾六萬九千圓は京都府の分擔納付金、參拾七萬九千圓は滋賀縣の分擔納付金たり。而して同二十九年より同三十八年に至る十ヶ年繼續事業として施工するに決し、工事は之を三工區に分ち、佐太以下河口に至る迄を第一工區、宇治以下佐太迄を第二工區、瀬田川を第三工區と爲し、同年十二月より實地の調査を始め、翌三十年九月に至りて西成・東成兩郡内關係者一千百六十四名に對する土地買收價格を發表したるを初めとして、其の敷地を買收し、同三十一年四月初めて長柄連河の開鑿に着手し、爾後漸次に工事を進め、同四十三年四月に至りて全部竣成せり。該洪水工事に對する低水工事は、同四十年より豫算金參百萬圓を以て目下尙ほ施行中にあり。かくて此の改良工事の爲め廢川敷地となりたるものは、淀川の堤敷拾參町四反五畝拾六歩、同川敷九拾貳町參反六畝五歩、中津川堤敷七町九畝壹歩、同川敷五拾六町六反七畝貳拾壹歩、合計百六拾九町五反八畝拾參歩にして、同川敷に沒せしものは九百二十一町三反七畝七歩なり。今潰地の内諱を示せば左の如し。

市郡名

區町村名

大字

遺地反別

市郡名

區町村名

大字

遺地反別

大阪市 西區 本西島 町 一九・六九〇一

常吉 一・五二三

秀野 二・二七〇五

計 二二・四七二八

西成郡 中津村 光立寺 五二・三〇二〇

成小路 五・三四〇九

小島古堤 二・一六二三

小島新田 一五・九六八

計 一二・一七〇〇

鷺州村 海老江 九〇・三三三

浦江 二・六八三

塚本 二・一五六

計 二四・〇六三

千船村 佃 四・八七二七

大野 町 一・七三〇五

大和田 一・七三四

百島 〇・三六一九

計 八・七二一五

豐崎村 北長柄 四・三七一七

本庄 四・〇六一三

計 八・四四〇〇

稗島村 八六・四九〇二

傳法町 北傳法 〇・〇六六

申 二二・六四一九

計 二二・七〇三五

川北村 矢倉 二七・二六〇九

西島 八・三六一八

北西島 二二・七二〇〇

歌島村 野里 五八・三四二七

御幣島 九・九五二〇

計 〇・二〇二六

福村 福 一〇・一六二六

南西島 一五・三八三四

計 七・六九三九

中島村 江口 二二・〇八三三

江口 〇・二四二六

計 一六・〇七二四

北大道 一・一五〇二

南大道 一三・四五〇一

計 三〇・六七二七

豐里村 橋寺 一五・七二一六

天王寺庄 四九・七〇二八

計 三九・六三〇八

菅原 八・〇八二〇

計 一一・一四二二

神津村 木川 二・〇八〇二

西中島村 柴島 一四・一三三二

藥師堂 一五・二八一〇

濱 二六・五三三五

南方 九・七八二二

計 三四・〇三〇九

川口 九九・七五二七

東成郡 城北村 赤川 六九九・七一〇四

赤川 一二・八二一九

毛馬 二二・三九二二

計 三四・二二一〇

三島郡 島本村 山崎 五・一八二八

高濱 二二・一四二〇

市郡名	區町村名	大字	潰地反別		
大冠村	計	廣瀬	一八・一〇三		
		大塚	四六・四〇一		
		野中	二五・一八〇		
		野中	七・二〇三		
		中小路	〇・〇〇三		
		計	三三・三九二		
		五領村	計	梶原	〇・五六一
				萩庄	〇・〇〇一
				前島	五・〇九元
				井尻	〇・〇三七
鷯殿	〇・九一三				
上牧	二・二二八				
計	八・八三九				
味生村	計			一律屋	六・一九三
				計	六・一九三
北河内郡	計			樟葉村	一七・九〇一
		楠葉	五・四二七		
		牧野村	八・一五四		
		磯島	〇・四一〇		
		上島	〇・〇一〇		
		養父	〇・二一〇		
		下島	〇・二一〇		
		坂	〇・一九八		
		落	〇・四三七		
		計	三三・三九二		
北河内郡	計	三ヶ牧村	二五・四三〇		
		唐崎	〇・一四九		
		三島江	二五・五七二		
		鳥飼村	〇・四三九		
		鳥飼下	〇・四三九		
		鳥飼西	〇・〇三九		
		計	〇・四三九		
		計	一七・九〇一		
		計	一七・九〇一		

浪速國名の由來

蹉陀村	出口	九・〇七一	庭窪村	八雲	一七・三〇四
枚方町	岡新町	五・八三六	大日	〇・〇一七	〇・〇一七
岡	岡	一・五七一〇	計	仁和寺	一七・三〇一
三矢	三矢	〇・八四三	九個莊村	仁和寺	〇・〇一六
計	計	二・七九元	點野	點野	〇・九二二
友呂岐村	木屋	五・二二二	計	計	〇・九三〇
太間	太間	〇・三三六	總計	總計	〇・九三〇
計	計	〇・二〇三	計	計	四四・〇六四
計	計	〇・五五九	計	計	九二・三七七

上古にありては浪速國又は浪華國といひ、後難波と呼べり、難波は浪速・浪華の訛なりといふ、即ち日本書紀神武天皇の條に「戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華國、今謂難波訛」と見ゆるもの是れなり。之に依れば海潮の奔流い

と速く其のさまの華の如かりしもの、是れ國名の起原にして、萬葉集大伴宿禰の「押照るや難波の國」と詠せる歌は此の國を指せるなり。然れども當時難波國といひしは、今の攝津全國の稱にあらずして淀川の河口附近數郡の稱なりしが如し、即ち古事記應神天皇の段に、新羅の王子天之日矛の妻にして、窮に小船に乗りて新羅を通れ、渡り來りて難波に留りし阿加流比賣を祀れる阿加流比賣神社は住吉郡平野にあり、同天皇の難波に幸して御し給ひし大隅宮は西成郡に其の舊址を留め、西成郡の舊名を難波小郡といひ、東成郡の舊名を難波大郡と呼びて、難波の稱を冠せしを以て見れば、舊東成・西成の兩郡及び舊住吉郡の一部を指したるものならん。一に津國の稱あり、津國といへるは萬國船舶の輻輳せる要津たりしより起れる稱にして、日本書紀應神天皇四十一年春二月の條に、阿智使主等吳の三婦女を率ゐて津國に至ると見ゆるもの是れなり。其の地は仁德天皇元年春正月都して高津宮と號し給ひ、孝德天皇の大化元年冬十二月都を大和より遷して難波長柄豐碕宮と名づけ給ひて再び帝都となり、聖武天皇の天平十三年都を難波宮に遷し給ひて三たび帝都となれり。其の帝都たらざる間に於ても難波宮は存置せしめられしを以て、天武天皇は其の六年十月攝津職を置きて宮監と國務を兼攝せしめて諸國の上に置き給ひしかば、攝津職の攝津は遂に轉じて攝津國の名を爲せり。攝津國名の出でしはかく攝津職設置の後により、故に攝津職設置以前なる日本書紀雄略天皇十七年春三月「土師連祖相吾筥、進攝津國來狹々村・山背國內村・俯見村・伊勢國藤形村及丹波・但馬・因幡私民部」と見ゆる攝津國、

津の國

攝津國

同書清寧天皇三年春正月丙辰朔「小楯等奉億計・弘計到攝津國」と見ゆる攝津國等は、何れも史家の追書せしものならん。延喜式及び和名抄には住吉・百濟・東生・西成・島下・島上・豊島・能勢・河邊・武庫・八部・菟原・有馬の十三郡を載せ、河邊以下の五郡は今兵庫縣の管地に屬し、本府の管地は住吉以下八郡の地なり。百濟郡は和名抄に東部・西部・南部の三郷を記し、續日本紀桓武天皇延暦十年八月壬子「攝津國百濟郡人正六位上廣井造眞成賜姓連」と見え、續日本後紀仁明天皇天長十年夏四月己卯「以攝津國百濟郡荒廢田廿七町野、賜源朝臣勝」と見ゆるも、何れの時にか其の名を没して關郡となり、其の地、住吉・東生の二郡に入れり。依て住吉・東生・西成・島上・島下・豊島・能勢の七郡となり來りしが、明治二十二年四月一日市町村制の施行に依り、大阪は郡外に獨立して市となり、西成郡を除きたる外は同二十九年四月一日住吉・東成の兩郡を合併して東成郡、島上・島下の兩郡を合併して三島郡、豊島・能勢の兩郡を合併して豊能郡と改稱せられしかば、今の如く一市四郡となれり。

往時河内國に屬せし伎人郷即ち後の喜連村は、貞觀四年の頃より當國の所屬となりしならん。天長二年三月江南の四郡を割きて和泉國に併せらる、四郡は即ち西成・東生・百濟・住吉の四郡なり、然るに四郡の百姓は其の轉屬に反對し騷擾して私業を顧みるものなかりしかば、同年閏七月之を當國に還附せらる。降て明徳三年足利義滿島上郡山崎村を山城國大山崎莊の離宮八幡社に寄せしより、山崎村は大山崎莊と同邑の觀を爲し、山城國の取扱を受け來りしが、國界の紛議を生じ明治六年十月五日

國境の變遷

國內都市

に至りて島上郡の所屬に明定せり。又中世國郡界の紛亂に依り、住吉郡に屬したる住道郷は河内國丹北郡に、南花田村は同國八上郡に轉出し、河内國茨田郡に屬したる千林村は當國東成郡に轉入し、丹波國桑田郡に屬せし杉原村も領主の領地交換に依りて慶長年間當國能勢郡に屬せり。然るに明治四年七月國界の改定に依りて、當國住吉郡に屬せし大和川以南なる堺の北莊及び庭井村(一部)・庭井新田・庭井村流作新田・船堂村・奥村・大豆塚村・遠里小野村(一部)・七道領(一部)・北花田村・淺香山・淺香山流作・北莊村・南島新田・西萬屋新田・花田新田・萬屋新田・彌三次郎新田は和泉國大鳥郡に轉換し、同七年八月四日西成郡北大道村・橋寺村・同村新田・南大道村の地先六町壹反七畝貳拾歩貳厘を河内國茨田郡守口町に、島上郡磯島村を同國交野郡に、住吉郡七道領の飛地を和泉國大鳥郡七道に各編入し、同八年十月兵庫縣川邊郡下川原村字今在家の反別壹町參畝九歩を當國豐島郡に入れ、豐島郡今在家村字下田原の反別壹町五反壹畝九歩を兵庫縣川邊郡に入る。同九年九月二十日能勢郡宿野・大里・柏原の三村と丹波國桑田郡上ヶ畑村とに係る國界、字南ヶ嶽・同高山嶽より同思返り上・同東タツの上に至る從來所屬不明の山反別六拾九町貳畝貳拾六歩六厘は丹波國に屬し、同三十五年四月一日河内國北河内郡今津村を當國東成郡榎本村に合併し、同年七月七日同榎本村の内壹町壹反壹畝貳拾貳歩は河内國北河内郡諸堤村に轉出し、同諸堤村の内壹町壹反九畝貳拾五歩を同榎本村に編入せらる。而して其他國內各郡の間に於て村里の交互轉換せしものは、各郡の條に記する所の如し。

當初國府のありし所は國郡沿革考に雄伴郷御津ならんとせるも詳ならず、延曆二十四年十一月國治を江頭に遷され、天長二年四月更に豐島郡の郡家以南に移さる。其の後承和十一年二月攝津國の奏言に「依去天長二年正月廿一日、承和二年十一月廿五日兩度勅旨、定河邊郡爲奈野、可遷建國府、而今國弊民疲不堪發役、望請停遷彼曠野、便以鴻臚館爲國府、且加修理者、勅許之」と見ゆれば、復た河邊郡爲奈野に其の位置を定められしも、國府を建設するに及ばずして、鴻臚館を以て國府に轉用せられたるを知るべし。江頭に置かれし國府は今の大阪市東區石町にして、鴻臚館の國府は同區中道唐居町・北國分町の邊にありしならん。而して當國は白鳳六年十月攝津職を置かれて丹比公麻呂を攝津大夫に任せられ、大寶二年正月に布施臣耳麻呂、慶雲二年八月に美努王、和銅元年三月に高向朝臣麻呂、同年九月に大神朝臣安麿、同六年八月に大石王、養老三年九月に巨勢朝臣邑治攝、同四年九月に大宅朝臣大國攝、天平四年十月に長田王、同十年閏七月に大伴宿禰牛養、同十七年九月に橋宿禰奈良麻呂、同十八年九月に平群朝臣廣成、天平勝寶二年三月に多治比真人占部、同四年四月に藤原朝臣八束、同六年四月に文室真人珍努、天平寶字元年六月に多治比真人國人、同二年に池田王、同三年十一月に佐伯宿禰今毛人、同七年正月に市原王、同年三月に中臣朝臣清麻呂兼、同八年十月に阿倍朝臣息道、神護景雲元年八月に百濟王理伯、寶龜二年九月に小野朝臣小贊、同五年四月に掃守王、同六年十一月に藤原朝臣楓麻呂、同七年十月に藤原朝臣田麻呂、同十年九月に多治比真人長野、天應元年五月に豐野

真人奄智、延暦二年三月に和氣朝臣清麿等相繼いで之に任せられしが、同十二年三月攝津職を罷めて國司を置かれ、和氣晴光を以て攝津守に任せらる此の晴光のみは伊呂波字類抄に依る。晴光の後は同十八年に百濟王英孫、同二十三年に藤原朝臣雄友、大同三年七月に布施朝臣尾張麻呂、弘仁元年九月に藤原朝臣藤嗣、同三年正月に小野朝臣野主兼、天長十年十月に大朝臣淵魚、承和六年正月に高道宿禰調鈞、同十年正月に有雄王、同十一年十一月に藤原朝臣助長官、同十五年正月に藤原朝臣關主、嘉祥三年十月に藤原朝臣雄瀧、齊衡元年正月に益善王、貞觀元年正月に滋野朝臣貞雄、同二年正月に紀朝臣今守、同年六月に安倍朝臣貞行、同六年正月に忠貞王、同八年正月に藤原朝臣廣基權守、同十一年一月に橘朝臣安吉雄、元慶元年に三原朝臣永道、同二年正月に菅野朝臣佐世權守、同七年に平朝臣實世、仁和元年正月に多治比真人藤善、同二年六月に小野朝臣俊生、同三年二月に在原朝臣一貫、同年六月に小野朝臣春風權守之に任せらる以上六國史に依る。其の後は寛平年中に源雅胤・藤原尹文、延喜年中に藤原近光・藤原俊房・藤原仲正・藤原三仁・藤原文利、延長年中に藤原佐光、承平年中に源相規・藤原頼利、天慶年中に藤原棟世、天曆年中に藤原治方・源滿仲・藤原爲信、天德年中に藤原方隆、康保年中に藤原理兼、天祿年中に和氣致頼、貞元年中に源頼光、永觀年中に大江齋光、長保年中に大江成基、寛弘年中に藤原隆經、長和年中に藤原銳孝、寛仁年中に菅原爲職、治安年中に源頼國、長元年中に藤原範光、長久年中に藤原爲頼、寛德年中に藤原資頼、天喜年中に藤原資宗、治曆年中に紀頼任、承暦年中に藤原家定、永長年中

に源行國、天仁年中に藤原範長、天治年中に藤原公信・藤原公國、保延年中に源忠政・藤原光房、天養年中に藤原有光、仁平年中に源頼盛、保元年中に藤原經保・藤原貞憲、平治年中に紀守隆、仁安年中に平恒平、承安年中に源季政、文治年中に藤原行房、建久年中に高階泰行・源實忠等國守たり以上攝津志に依る。然るに建武二年に至りて河内守楠正成の兼ねる所となり、延元年中足利尊氏は赤松範資をして州疆を信略せしめしが、文和元年佐々木秀詮代りて守護となり、應安七年細川頼之復た之に代りて終に其の管國となり、六轉して政元に至り、高國・澄元の兄弟牆に閱ぎて互に仇讐を爲せしかば、池田・伊丹・能勢・有馬の諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に屬して閩州瓜分せり。永正五年高國遂に當國を取りて尼ヶ崎城に居りしが、享祿四年高國は澄元の子晴元と戦ひて敗死しければ、晴元の有に轉せしも、天文年中三好長慶は高國の義子氏綱を奉じて州境を侵し、晴元を逐ひて復た當國を奪ひしが、永祿十一年九月織田信長の攻略する所となりて、伊丹親興・池田勝政・和田惟政に分與されしも、元龜四年に至り惟政は誅せられ勝政は退治せられて荒木村重攝津守に補せらる。しかるに天正七年村重は信長に叛きて滅び、且つ天文年中より石山に據りし本願寺も、信長に攻められて同八年紀伊の雜賀に通れ、一時池田信輝は信長より與へられて當國を領せしも、豊臣秀吉は信輝を轉封せしめて自己の領と爲し、同十一年大阪城を築きて之に居り、布政司を置きて政務を執らしむ。其の子秀頼に至り元和元年五月同氏滅び、徳川氏は松平下總守忠明を封じて城主たらしめしも、同五年大和郡山に移し、爾

後徳川氏は城代・定番を置きて之を鎮し、大阪市街地には町奉行を置きて之を支配せしめ、郡部の地は、其の直管地には代官を置きて支配せしめ、或は有司の役知に充て、其の他は高槻・麻田の國內藩と國外諸藩及び宮・堂上家・麾下・社寺等に分領せしめしかば、各領各管は犬牙交錯し、加ふるに封境の變換、役知の轉屬頻りに行はれて其の末造に至れり。今其の末造に於ける分布を示せば左の如し。

區別	氏名	西成郡	東成郡	住吉郡	島上郡	島下郡	豊島郡	能勢郡	計
高槻藩	永井日向守	石	石	石	石	石	石	石	三九、二九七、九九一
麻田藩	青木民部少輔	石	石	石	石	石	石	石	三、七九七、七〇〇
芝村藩	織田攝津守	石	石	石	石	石	石	石	二、一五九、二二〇
淀藩	稻葉美濃守	石	石	石	石	石	石	石	二、一七六、一〇三〇
加納藩	永井肥前守	石	石	石	石	石	石	石	六、四四七、七〇三
岡田藩	伊藤播磨守	石	石	石	石	石	石	石	三、三〇〇、〇〇〇
半原藩	安部攝津守	石	石	石	石	石	石	石	五、〇〇〇、〇〇〇
古河藩	土井大炊頭	石	石	石	石	石	石	石	一、二六五、一四五
飯野藩	保科正忠	石	石	石	石	石	石	石	四、七五五、二六〇

其末に於ける各領各管の分布

小田原藩	大久保加賀守	石	石	石	石	石	石	石	八、〇〇七、三三三
三卿	一橋大納言	石	石	石	石	石	石	石	八、九四三、〇五五
同	田安大納言	石	石	石	石	石	石	石	七、八九八、六七六
大阪城代	牧野越中守	石	石	石	石	石	石	石	一〇、〇〇〇、〇〇〇
京代	松平越中守	石	石	石	石	石	石	石	一、六七七、二二〇
代官	内海多次郎	石	石	石	石	石	石	石	六、六〇、〇〇〇
代官	齋藤六藏	石	石	石	石	石	石	石	八、八三二
代官	小堀數馬	石	石	石	石	石	石	石	七、六九〇
高槻藩	永井日向守	石	石	石	石	石	石	石	一、四三三、六二〇
宮	閑院宮	石	石	石	石	石	石	石	六、五七二、六七二
堂	上烏丸家	石	石	石	石	石	石	石	一、〇二六、九二〇
同	水無瀬家	石	石	石	石	石	石	石	六、〇〇〇、九二〇
同	九條家	石	石	石	石	石	石	石	六、一五〇、〇〇〇
同	日野家	石	石	石	石	石	石	石	一、〇〇〇、〇〇〇

區別	氏名	西成郡	東成郡	住吉郡	島上郡	島下郡	豊島郡	能勢郡	計
同	下小笠原七右衛門	石 五〇〇・〇〇〇							石 五〇〇・〇〇〇
同	雨宮權左衛門	石 七〇〇・〇〇〇							石 七〇〇・〇〇〇
同	稻富三五郎		石 五〇〇・〇〇〇						石 五〇〇・〇〇〇
同	鈴木潤之助			石 一〇〇・〇〇〇					石 一〇〇・〇〇〇
同	樋口久左衛門			石 一〇〇・〇〇〇					石 一〇〇・〇〇〇
同	本間彈正			石 三〇〇・〇〇〇					石 三〇〇・〇〇〇
同	青山主水			石 六〇〇・五〇〇					石 六〇〇・五〇〇
同	小田切愛之助			石 三〇〇・〇〇〇					石 三〇〇・〇〇〇
同	松下鎌太郎			石 二六・六二〇	石 一五七・二五〇				石 四二三・八七〇
同	石川主膳			石 一三〇・〇〇〇	石 一三〇・〇〇〇				石 二六〇・〇〇〇
同	中川飛彈守			石 五〇・〇〇〇	石 五〇・〇〇〇				石 一〇〇・〇〇〇
同	深野彌左衛門			石 五〇・〇〇〇	石 五〇・〇〇〇				石 一〇〇・〇〇〇
同	深津兼次郎			石 一〇〇・〇〇〇	石 一〇〇・〇〇〇				石 二〇〇・〇〇〇

同	青木孫太郎	石 四二・六六六							石 四二・六六六
同	渡邊爲之助	石 四九・六五〇							石 四九・六五〇
同	長谷川都五郎	石 一三六・六三〇							石 一三六・六三〇
同	柘植三四郎	石 五〇・一五〇							石 五〇・一五〇
同	宮崎七郎右衛門	石 四九・三〇〇							石 四九・三〇〇
同	青木寅之助	石 一〇五・六二〇							石 一〇五・六二〇
同	板橋與五左衛門	石 七〇・〇〇〇							石 七〇・〇〇〇
同	佐藤兵庫	石 一三〇・〇〇〇							石 一三〇・〇〇〇
同	森川左近	石 四〇・〇〇〇							石 四〇・〇〇〇
同	渡邊鐘次郎	石 二二・八〇〇							石 二二・八〇〇
同	青木九十郎	石 一四一・六二七							石 一四一・六二七
同	蒔田鐵太郎	石 四二・八〇〇							石 四二・八〇〇
同	森宗兵衛	石 一五二・〇〇〇							石 一五二・〇〇〇
同	大島雲八郎	石 五三・五五二							石 五三・五五二

區別	氏名	石	計
同	大島鐵太郎	石	三〇・〇〇〇
同	大島伊豫守		一八三・七九九
同	鈴木庄左衛門		三〇〇・〇〇〇
同	渡邊幸之助		一〇〇・〇〇〇
同	渡邊半左衛門		一〇〇・〇〇〇
同	森左近		三〇〇・〇〇〇
同	船越主水		五八・六〇〇
同	能勢日向守		三〇・六五〇
同	能勢金之助		八四・二五〇
同	能勢總右衛門		一五・〇九〇
同	今井彦次郎		一・六六〇
同	竹中萬壽藏		一・六六〇
同	越智主馬		八五・五〇〇
計		石	一、六六六・七九〇

同	仙石松溪		八四・六五〇
同	鈴木菊次郎		三〇〇・〇〇〇
同	森檜之助		一一〇・〇〇〇
同	島山飛彈守		四一・九〇〇
同	船越柳之助		五五・八五六
神社	生國魂神社		三〇一・五〇〇
同	惠比須社		一八・六五〇
同	住吉神社		一、一三三・六三〇
同	男山八幡社		六九・三〇〇
同	離宮八幡社		二四・五九〇
寺院	四天王寺		一、五二〇・九一〇〇
同	妙國寺		一一〇・〇〇〇
同	高臺寺		五〇〇・〇〇〇
同	神宮寺		五〇〇・〇〇〇
計		石	一、六六六・七九〇

區別	氏名	西成郡	東成郡	住吉郡	島上郡	島下郡	豊島郡	能勢郡	計
同	金龍寺	石	石		石	石	石	石	石
同	淨國寺				石				石
同	妙心寺				石				石
同	龍安寺				石				石
同	勝尾寺				石				石
同	普門寺				石				石
同	總持寺				石				石
同	妙心寺				石				石
同	龍安寺				石				石
同	勝尾寺				石				石
同	普門寺				石				石
同	總持寺				石				石

各領各管地の大阪府に統轄されたる徑路

一橋大納言茂榮領・田安大納言慶頼領・大阪城代牧野越中守貞明並に京都所司代松平越中守定敬の役知、及び代官内海多次郎・同齋藤六藏・同小堀數馬の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、其の内の代官小堀數馬の支配地は同人に當分預けとなり、一橋・田安の兩家領、大阪城代・京都所司代の兩役知、代官齋藤六藏の支配地は櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に屬せしが、代官齋藤六藏の舊

支配地は同三月晦日其の當分取締を解かれて兵庫裁判所の支配に轉じ、一橋・田安兩家領は同五月晦日兩家の藩屏に列し舊領故の如くせられたる爲め其の當分取締を解きて兩家領に復す。また代官内海多次郎の支配地は同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同月十日社寺領の内、離宮八幡社領は京都府、淨國寺・妙心寺神峯山寺・龍安寺本山寺の各領は加納藩、勝尾寺領は高槻藩の支配に移り、其の他は全部大阪府司農局の支配に歸し、元代官齋藤六藏の舊支配地は兵庫縣より同月二十三日、宮・堂上家領及び麾下の采地全部は同月二十四日、元代官小堀數馬の當分預所は其の當分預けを解かれて翌六月二十二日、大阪城代・京都所司代の舊役知はまた兩藩の當分取締を解かれ、小田原藩の領地は沒收せられ、同月何れも同司農局の支配となりて、同七月北司農局に屬す。而して同局支配地は同二年正月二十日攝津縣の設置あるに及び、大阪市街地を除くの外は同縣の管轄に移り、翌二月二十四日大和川以南に於ける六千貳拾石壹升五合八勺の地は管轄界改定の結果として堺縣の管轄に轉じ、同三月大阪の市街に接續せる東成・西成兩郡の内貳萬六千貳百五拾石八斗壹升七合五勺の地は更に大阪府の管轄に復す。而して同縣は同五月十日豊崎縣と改稱せらる。同六月諸藩は藩籍を奉還して知藩事を置かれしかば、七郡の地は大阪府・京都府・攝津縣、及び高槻・麻田・芝村・淀・加納・岡田・半原・古河・飯野・一橋・田安十一藩の管地たり。然るに同年八月二日豊崎縣は廢せられて其の管地は兵庫縣の管轄に轉じ、同轉管地の内住吉・東成・西成三郡の七萬九百九拾五石五斗六升參合八

勺一才は翌九月十九日更に大阪府の管轄に移れり。同年十二月二十六日一橋・田安の兩藩も廢せられて、其の西成郡にある田安藩の支配地は大阪府の管轄に入り、島下・豊島の兩郡にある兩藩支配地は兵庫縣の管轄に移りしが、同三年十月四日には飯野藩の支配地、同年十二月二十四日には高槻藩の預所も共に兵庫縣の管轄に屬す。同四年七月十四日の廢藩置縣に依り、七郡の地は大阪府・京都府・兵庫縣及び新設の高槻・麻田・芝村・淀・加納・岡田・半原・古河八縣の管轄たり。然るに岡田・半原・古河の三縣は同年十一月十五日に廢せられ、岡田縣の管地は深津縣、半原縣の管地は額田縣、古河縣の管地は印幡縣の當分管轄に換り、同月二十日の大改革に依り、京都府の管地を除くの外は大阪府の管轄に屬し、同六年十月五日に至り京都府の管地もまた大阪府の管轄に歸し、攝津七郡の全部は初めて大阪府の統管する所となれり。

然るに是れより先、攝津縣は明治二年四月同縣の管地を一番組より四十番組に至る迄の四十區に分畫せしが、今其の全部は詳ならず。兵庫縣は同四年八月同縣管内の分畫に際し、當時其の管轄に屬したる能勢・豊島・島上・島下の四郡内を第三十區乃至第四十二區の十三區に分てり。而して大阪府は明治二年五月四日其の管轄せる大阪市街の三郷を廢して四大組に分ち、町組を置きしを初めとして、同四年五月八日いろは組に分畫し、同五年三月十七日更に七十九區に分ちしが、同十一月二十日の大改革に依り攝津七郡の殆んど全部を統轄せしを以て、翌五年五月七郡の地を二十三區に分ちて番組を置

區畫の變遷

き、同八年四月三十日更に市郡を通じて大小區の制に改めて、十一大區・一百三小區に分ち、同九年九月三十日大阪市の七十九小區を三十五小區に更正し、同十年九月十八日大阪市街接近町村を除きたる各郡の番組を廢し、接近町村は同年十一月六日を以て其の番組を更正せり。同十二年二月十日郡區編成法に依り、四區七郡即ち大阪市に於ける東・西・南・北の四區役所、西成・東成・住吉・島上・島下・豊島・能勢の七郡役所を設け、同月二十一日區・郡内の町村を分畫して百九十九と爲し、同十三年七月二日毎町村制に改めて例外を置き、同十四年一月六日東成・住吉兩郡を聯合して東成住吉郡役所、島上・島下兩郡を聯合して島上島下郡役所、豊島・能勢兩郡を聯合して豊島能勢郡役所と改む。同年八月二十九日大阪の四區に於ける各町を聯合制に改めて三十七に分畫し、同十六年二月二十八日各郡に於ける町村の聯合又は分離を許し、同十七年七月一日市郡を通じて戸長役場管理區域を定めて百六十ヶ所の戸長役場を置き、以て同二十二年四月一日の市町村制施行に至るまで繼續せり。

延喜主稅式に依れば、當國の主稅公廩は各拾八萬五千束・國分寺料壹萬五千束・大日寺料五千束・修理池溝料參萬束・救急料六萬束・營田春米貳百九石七斗九升と見え、和名抄には田壹萬貳千五百貳拾五町百七拾八歩にして正公各拾八万五千束・本稻四拾八万束・雜稻拾壹万束と記し、見稻簿には米參拾七万貳千壹百七拾八石八斗七升と載す。江源武鑑には元文二十二年將軍足利義輝の日本國中に於ける知行の員數を知らんと欲し高木光資・上野晴時の二人をして改めしめしときの石高は參拾五万六

租税、石高
反別、人口

千六拾九石と記し、豊臣氏の檢地目録には參拾五万六千七拾石と録し、天保石高帳には四拾壹万七千參百九十九石壹斗貳升七合となせり。然れども是れ當國舊十三郡の石高にして前記の如く當國は兵庫縣と本府とに分屬せるを以て、其の本府所屬各郡に於ける舊石高の何程なりしかは詳ならず。徳川氏の末造に於ける現在各郡市の舊石高及び其の後の反別人口等は左の如し。但し大阪市の舊市には有租地としての舊石高なく、且つ地租改正當時の反別及び明治九年現在人口は不明なるを以て、同市に記載せるものは明治初年以後に編入せし舊郡村のものとするべし。

市郡名	石高		町村制施行		同上人口	大正元年十二月		同上人口	大正九年十月	
	舊	新	町	村		末日現在反別	一日調査		一日調査	一日調査
大阪市	一七、一七九、二四四〇	二、一五〇、九七二六	六六、三四	四、三三六、四七〇二	五、三三〇、七〇九一	一、三三〇、七〇九一	二、一五〇、九七二六	二、一五〇、九七二六	二、一五〇、九七二六	二、一五〇、九七二六
東成郡	五、五〇七、一五七八	五、三七三、六七二五	六〇、四四九	六、二六〇、八二〇三	六、九二七、四〇〇〇	一、一九二、三三	五、五〇七、一五七八	五、五〇七、一五七八	五、五〇七、一五七八	五、五〇七、一五七八
西成郡	三九、七六二、〇五七〇	四、二五八、三四三二	四九、四四二	五、六七八、二八〇八	五、九二七、四〇〇〇	一、四六、六三三	三九、七六二、〇五七〇	三九、七六二、〇五七〇	三九、七六二、〇五七〇	三九、七六二、〇五七〇
三島郡	八九、七五二、一六二二	三、四〇〇、三五二四	六二、九八二一五	一、一三〇、五二四	六八、一六五、一〇九七、七〇〇〇	八二、四七四	八九、七五二、一六二二	八九、七五二、一六二二	八九、七五二、一六二二	八九、七五二、一六二二
豊能郡	四四、一四六、七六三〇	九、七五三、二二二	四一、八六三二一	六、六五八、五五二〇	四四、九五八二一、八〇一、四〇〇〇	五、四、四七四	四四、一四六、七六三〇	四四、一四六、七六三〇	四四、一四六、七六三〇	四四、一四六、七六三〇
計	二四六、三〇、三三八〇三二	八七六、五七二八	二八一、〇五九四三、〇四七	一八、一六七六五、一八四三、〇四六、八〇〇〇一、七三三、五二二、九二二、六九一	二、一五〇、九七二六	六三、四四〇	二四六、三〇、三三八〇三二	二四六、三〇、三三八〇三二	二四六、三〇、三三八〇三二	二四六、三〇、三三八〇三二

備考 既記明治初年の各領石高貳拾五萬壹千七百七拾貳石壹升四合八勺に比し五千四百五拾壹石六斗七升六合八勺を減ずるは、大阪市に壹萬七千壹百七十九石貳斗四升四合を増加したるも、西成郡に於て壹萬四千參百六十四石參升貳合五勺、東成郡に於て七

千八百參拾六石四斗貳升五合參勺、三島郡に於て四百參拾石四斗六升參合、計貳萬貳千六百參拾石九斗貳升八勺を減じたるに依る。

第一節 大阪市

河地面境位
川勢積界置

本市は攝津國の南部に位し、北は西成郡に接し、東より南に廻りて東成郡及び西成郡に界し、西は大阪灣に蒞のり。東西約貳里拾九町、南北約貳里貳拾四町にして、三方里七分の面積を包容す。地勢は東部に岡陵を爲せるの外は、其の西部に亘りて坦地平衍なり。東部岡陵の東に猫間川あり、平野川に注ぎて寢屋川に入り、寢屋川は更に鯉江川を入れて淀川の支流に合す。淀川の支流は毛馬の閘門より來り、將菜島に於て東部より來れる此の寢屋川を併せて大川と呼び、中の島に至り分れて堂島川・土佐堀川となり、同島の西邊に於て復た合して安治川となる。土佐堀川は木津川を分ち、木津川は更に尻無川を分ち、安治川及び尻無川は大阪築港に入り、木津川は同港の南側を経て大阪灣に注げり。北部には天満堀川・曾根崎川及び中津川・傳法川・正蓮寺川・六軒家川・逆川・木場川あり、中部には東横堀川・西横堀川・江戸堀川・京町堀川・海部堀川・阿波堀川・薩摩堀川・立賣堀川・百間堀川・長堀川・堀江川・道頓堀川あり、南部には高津入堀川・難波入堀川・颯川・十三間川あり、西部には古川・境川運河・天保山運河・木津川運河・千歳運河・福町入堀・櫻島運河あり、水利は縱横に通じ、

其の流路及び井路・溝渠・入堀等には幾多の橋梁を架設せらる。今其の大正八年十二月三十一日現在のもの及び新設工事中のものを擧ぐれば左の如し。

但し諸橋中天満・天神・難波・京橋・鳴野・高麗・本町・農人・長堀・日本・備前島・野田の十二橋は徳川時代に於ける公儀橋たりしもの、又左表中▲を附せるは現在電車を通ずるものなり。

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
澁川橋	淀川	混	八〇八・五〇	二〇・〇〇	東詰北區中野町	西詰北區新川崎町
天満橋	同	鐵	七九・七〇	三六・七〇	南詰東區京橋二丁目	北詰北區空心町一丁目
天神橋	同	鐵	八〇〇・六〇	三六・〇〇	南詰東區京橋三丁目	北詰北區天神橋筋一丁目
▲難波橋	同	混	六六・二〇	七・四〇	南詰東區北濱二丁目	北詰北區樋の上町
京橋	寢屋川	混	二二・三三	三・四〇	南詰東區京橋前の町	北詰北區相生町
▲鴨野橋	平野川	鐵	一九二・〇〇	二〇・〇〇	南詰東區杉山町	北詰東成郡城東村大字鴨野
鵠橋	猫間川	木	三三・六〇	一〇・四〇	東詰東成郡中本町大字森	西詰東區森之宮東之町
猫間橋	同	木	三三・二〇	七・二〇	東詰東成郡中本町大字森	西詰東區森之宮東之町
大和橋	同	土	三七・五〇	一〇・六〇	東詰東成郡中本町大字本庄	西詰東區森之宮東之町
黒門橋	同	石	二三・八〇	一六・〇〇	東詰東成郡中本町大字中道	西詰東區中道黒門町

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名	
大師橋	空堀大溝	石	八・七〇	一〇・七〇	南詰	東區空堀通一丁目	
琴之橋	小橋大溝	木	八・一五	一一・〇〇	南詰	東區東高津北之町	
葎屋橋	東橫堀川	鐵	一七〇・四〇	七二・〇〇	東詰	東區京橋三丁目	
今橋	同	混	二四九・一〇	二五・五四	東詰	東區京橋三丁目	
高麗橋	同	鐵	三三・六〇	二〇・八〇	東詰	東區島町二丁目	
平野橋	同	混	二〇四・七〇	二〇・〇〇	東詰	東區高麗橋詰町	
大手橋	同	鐵	一八一・五〇	三三・〇〇	東詰	東區豐後町	
▲本町橋	同	鐵	一五四・八〇	七六・二〇	東詰	東區內本町橋詰町	
農人橋	同	混	二七三・〇〇	二六・〇〇	東詰	東區農人橋詰町	
久寶寺橋	同	木	一五〇・〇〇	三〇・〇〇	東詰	東區住吉町境	
安堂寺橋	同	鐵	一六三・六〇	三三・〇〇	東詰	東區住吉町境	
末吉橋	同	鐵	一六三・八〇	五〇・四〇	東詰	南區松屋町	
九之助橋	同	木	二七・九〇	二〇・〇〇	東詰	南區瓦屋町一番町	
瓦屋橋	同	混	二四〇・〇〇	一八・〇〇	東詰	南區瓦屋町三番町	
						西詰	南區問屋町

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名	
上大和橋	同	鐵	二六・四五	二〇・〇〇	東詰	南區瓦屋町四番町境	
西國橋	西橫堀川	木	一四・四五	二〇・四〇	東詰	東區橫堀一丁目	
船町橋	同	鐵	一三・〇〇	一五・〇〇	東詰	東區橫堀一丁目	
尼崎橋	同	木	一三・八〇	一五・〇〇	東詰	東區橫堀一丁目	
筋違橋	同	混	一三・九〇	二五・九〇	東詰	東區橫堀二丁目	
吳服橋	同	混	八九・〇〇	一五・〇〇	東詰	東區橫堀二丁目	
京町橋	同	鐵	九四・二〇	二〇・八〇	東詰	東區橫堀三丁目	
新天滿橋	同	木	九〇・一〇	一八・〇〇	東詰	東區橫堀三丁目	
相生橋	同	木	九〇・〇〇	一五・〇〇	東詰	東區橫堀三丁目	
敷津橋	同	木	七八・四〇	一三・一〇	東詰	東區橫堀四丁目	
▲信濃橋	同	鐵	七六・二〇	七六・八〇	東詰	東區橫堀四丁目	
江達橋	同	木	八六・二五	一五・〇〇	東詰	東區橫堀五丁目	
篠橋	同	木	九四・〇五	一五・〇〇	東詰	東區橫堀五丁目	
新渡邊橋	同	木	六七・五〇	一三・五〇	東詰	東區橫堀六丁目	
助右衛門橋	同	木	八三・八五	二〇・〇〇	東詰	東區橫堀六丁目	
						西詰	南區大和町
						西詰	西區土佐堀通一丁目
						西詰	西區土佐堀裏町
						西詰	西區江戸堀上通一丁目
						西詰	西區江戸堀南通一丁目
						西詰	西區江戸堀下通一丁目
						西詰	西區京町堀通一丁目
						西詰	西區榎上通一丁目
						西詰	西區榎中通一丁目
						西詰	西區榎下通一丁目
						西詰	西區榎南通一丁目
						西詰	西區阿波座上通一丁目
						西詰	西區阿波座中通一丁目
						西詰	西區阿波座下通一丁目
						西詰	西區立賣堀南通一丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰町名
新町橋同		鐵	七六・〇〇	三〇・〇〇	東詰東區橫堀七丁目 西詰西區新町通一丁目
▲上繫橋同		鐵	九〇・〇〇	五四・〇〇	東詰南區末吉橋通四丁目 西詰西區長堀北通一丁目
下繫橋同		鐵	一九・八〇	二〇・二〇	東詰南區北炭屋町 西詰西區西長堀南通一丁目
御池橋同		木	六九・五〇	一五・〇〇	東詰南區北炭屋町 西詰西區北堀江上通一丁目
清水橋同		木	九四・四〇	一五・二〇	東詰南區北炭屋町 西詰西區北堀江通一丁目
木綿橋同		混	七六・〇〇	一五・〇〇	東詰南區南炭屋町 西詰西區南堀江上通一丁目
金屋橋同		混	一〇〇・〇〇	二〇・四六	東詰南區久左衛門町 西詰西區西道頓堀通一丁目
▲逢坂橋逢坂大溝		混	一〇・二〇	四八・〇〇	東詰南區惠美須町一丁目 西詰南區惠美須町一丁目
西側橋天王寺井路		石	七・二〇	一〇・二〇	南詰南區天王寺勝山通一丁目 北詰南區天王寺勝山通一丁目
毘沙門橋毘沙門池水路		木	一三・四五	九・一〇	東詰南區天王寺眞法院町 西詰南區天王寺眞法院町
筆先橋同		石	一〇・二〇	一三・〇〇	南詰南區天王寺堂ヶ芝町 北詰南區天王寺筆ヶ崎町
清津橋高津人堀川		木	四六・〇〇	二六・三〇	東詰南區二つ井戸町 西詰南區高津町十番町
吉田橋同		鐵	五〇・〇〇	一八・八〇	東詰南區高津町三番町 西詰南區高津町八番町
▲磐舟橋同		鐵	五三・七〇	七五・六〇	東詰南區高津町三番町 西詰南區高津町八番町

末廣橋同	鐵	五〇・〇〇	二四・八〇	東詰南區高津町三番町 西詰南區高津町八番町
高津橋同	鐵	五〇・〇〇	一八・八〇	南詰南區高津町六番町 北詰南區高津町三番町
福知橋同	鐵	五〇・〇〇	二四・八〇	東詰南區高津町五番町 西詰南區高津町六番町
沖田橋同	木	六二・九〇	一五・〇〇	東詰南區高津町五番町 西詰南區高津町六番町
堀初橋同	混	三三・三〇	一三・二〇	東詰南區高津町五番町 西詰南區御藏跡町
深田橋同	木	四四・七〇	一三・二〇	東詰南區下寺町三丁目 西詰南區日本橋筋東一丁目
齒坪橋同	木	四五・〇〇	一三・二〇	東詰南區下寺町三丁目 西詰南區下寺町三丁目
愛染橋同	木	四四・二〇	一三・二〇	東詰南區下寺町四丁目 西詰南區下寺町四丁目
增井橋同	木	四四・九〇	一三・二〇	東詰南區日本橋筋東二丁目 西詰南區日本橋筋東二丁目
玉水橋同	木	四四・四〇	一五・〇〇	南詰南區日本橋筋東二丁目 北詰南區日本橋筋五丁目
▲名吳橋同	混	四六・二〇	五〇・四〇	南詰南區日本橋筋東二丁目 北詰南區日本橋筋五丁目
夕日橋同	木	四五・一〇	一五・〇〇	南詰南區廣田町 北詰南區廣田町
廣田橋同	木	四九・一〇	三〇・〇〇	南詰南區廣田町 北詰南區廣田町
星池橋同	木	四三・九〇	一三・一〇	東詰南區南高岸町 西詰南區北高岸町
高岸橋同	木	四三・三〇	一三・二〇	東詰南區北高岸町 西詰南區北高岸町

橋名	川名	種類	延長	幅員	町名
船出橋同	浪芳橋難波入堀川	混	四九・二〇	一六・一七	東詰南區舟出町
浪芳橋	難波入堀川	木	五八・〇〇	二六・八〇	東詰南區九郎右衛門町
賑橋同		鐵	六四・八〇	七九・五〇	東詰南區難波新地四番町境
新川橋同		木	六二・九〇	二四・九〇	東詰南區難波新地四番町境
叶橋同		混	六〇・〇〇	五〇・四〇	東詰南區難波新地六番町境
入堀橋同		木	五七・九〇	一五・〇〇	東詰南區難波藏前町
大倉橋	大倉橋	木	四八・九〇	一三・五〇	東詰南區船出町
蘆柳橋同		木	四七・四〇	一五・〇〇	南詰南區北高岸町
市場橋同		鐵	四三・六〇	六二・八〇	南詰南區木津敷津町
大國橋同		鐵	四〇・〇〇	一三・〇〇	南詰南區木津敷津町
鷗橋同		木	五九・〇〇	一八・〇〇	南詰南區木津助町一丁目境
蘆原橋同		鐵	四七・五〇	六三・六〇	南詰南區木津北島町一丁目
勘助橋同		木	五六・四〇	一四・四〇	南詰南區木津三島町境
五百井橋同		木	四九・九〇	一五・〇〇	南詰南區木津北島町一丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	町名
江上橋同		木	六二・四〇	一五・〇〇	南詰南區北島町一丁目
三石橋	今宮井路	石	一一・〇〇	一八・〇〇	南詰南區木津三島町境
若水橋同		木	一九・七〇	四・七〇	東詰南區木津北島町三丁目
春雨橋同		木	一三・二〇	七・〇〇	南詰西成郡今宮町大字木津
早苗橋同		木	一六・七〇	七・〇〇	南詰西成郡今宮町大字木津
紅葉橋同		木	一五・二〇	七・〇〇	南詰西成郡今宮町大字木津
網代橋同		木	二九・八〇	四・二〇	南詰西成郡今宮町大字木津
櫻木橋同		木	八・二〇	六・五〇	東詰南區木津北島町三丁目
薄雪橋同		木	一一・五〇	二・八〇	東詰南區木津北島町四丁目
南口橋同		石	一〇・八〇	一七・七〇	南詰南區北島町境
出口橋同		石	七・三〇	一三・〇〇	南詰西成郡今宮町大字木津
月正橋	十三間川	木	五九・四〇	一三・二〇	南詰南區木津川町三丁目
外島橋同		木	四一・四〇	一三・〇〇	東詰南區難波久保吉町境
琴江橋同		木	五九・四〇	一三・三〇	東詰南區西濱北通三丁目
萬歲橋同		土	五一・六〇	一四・〇〇	東詰南區西濱南通三丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰町	町名
新橋同	全川支川	木	五三・〇〇	四・七〇	東詰南區木津北島町四丁目	西詰西成郡津守村大字津守
津守橋	七瀬川	土	五二・二五	一三・〇〇	南詰西成郡津守村大字津守	北詰南區西濱北通四丁目
九倉橋	木津川入堀	木	二四・三〇	一三・〇〇	南詰南區西濱東通四丁目	北詰南區木津川町三丁目
下大和橋	道頓堀川	木	一八・八五	二〇・〇〇	南詰南區二ツ井戸町	北詰南區大和町
▲日本橋同		鐵	一三三・三〇	七三・二〇	南詰南區日本橋筋一丁目	北詰南區長堀橋筋二丁目
相合橋同		木	一三七・六〇	二〇・〇〇	南詰南區東橋筋一丁目	北詰南區宗右衛門町
太左衛門橋同		木	一三五・七〇	一六・三〇	南詰南區西橋筋一丁目	北詰南區宗右衛門町
戎橋同		混	一三五・一〇	二六・四〇	南詰南區西橋筋一丁目	北詰南區心齋橋筋二丁目
新戎橋同		木	一三〇・六〇	二〇・〇〇	南詰南區九郎右衛門町	北詰南區久左衛門町
大黒橋同		混	一六六・五〇	三〇・〇〇	南詰南區九郎右衛門町	北詰南區久左衛門町
▲深里橋同		鐵	一七九・四〇	五〇・七〇	南詰南區湊町	北詰西區西道頓堀通二丁目
住吉橋同		木	一七八・五〇	二〇・〇〇	南詰西區幸町通一丁目	北詰西區西道頓堀通二丁目
幸橋同		木	一七八・九五	二〇・〇〇	南詰西區幸町通二丁目	北詰西區西道頓堀通三丁目
▲幸西橋同		混	一七四・三〇	六〇・〇〇	南詰西區幸町通三丁目	北詰西區西道頓堀通四丁目

沙見橋同		木	一八四・三〇	一九・四〇	南詰西區幸町通三丁目	北詰西區西道頓堀通四丁目
日吉橋同		混	一九九・〇〇	二二・〇〇	南詰西區幸町通五丁目	北詰西區西道頓堀通六丁目
▲湊町橋	湊町入堀	鐵	二二六・五〇	四八・三〇	東詰南區湊町	西詰南區湊町
▲幸榮橋同		鐵混	二四〇・〇〇	二四・〇〇	東詰南區湊町	西詰西區幸町通一丁目
南金澤橋	道頓堀入堀	木	二二三・二〇	二五・八〇	東詰西區西道頓堀通一丁目	西詰西區西道頓堀通一丁目
堀江橋	堀江川	木	二二〇・三〇	二〇・〇〇	南詰西區南堀江通一丁目	北詰西區北堀江通一丁目
▲浪速江橋同		鐵	八二・二〇	五〇・四〇	南詰西區南堀江通一丁目	北詰西區北堀江通一丁目
隆平橋同		木	七九・八〇	一九・八〇	南詰西區南堀江通二丁目	北詰西區北堀江通二丁目
賑江橋同		混	八四・二〇	一八・〇〇	南詰西區南堀江通二丁目	北詰西區北堀江通二丁目
高臺橋同		鐵	七六・八〇	一五・〇〇	南詰西區南堀江通三丁目	北詰西區北堀江通三丁目
▲繁榮橋同		混	七四・四〇	六〇・〇〇	南詰西區南堀江通三丁目	北詰西區北堀江通三丁目
瓶橋同		混	八一・二〇	二〇・〇〇	南詰西區南堀江通四丁目	北詰西區北堀江通四丁目
黒金橋同		木	八四・九〇	一八・〇〇	南詰西區南堀江通六丁目	北詰西區北堀江通五丁目
水分橋同		木	一八四・四〇	一九・三〇	南詰西區南堀江通六丁目	北詰西區北堀江一番町
安綿橋	長堀川	鐵	一三八・五〇	二〇・〇〇	南詰南區鱧谷東之町	北詰南區末吉橋通一丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	両詰	町名
板屋橋同		鐵	一八・七〇	二〇・〇〇	南詰南區鱸谷東の町	北詰南區末吉橋通一丁目
▲長堀橋同		鐵	二四・九二	七三・五〇	南詰南區長堀橋筋一丁目	北詰南區末吉橋通二丁目
藤中橋同		木	一六・〇〇	一六・三〇	南詰南區鱸谷中の町	北詰南區末吉橋通二丁目
中橋同		混	一二・六〇	一五・〇〇	南詰南區鱸谷中の町	北詰南區末吉橋通三丁目
三休橋同		混	一六・〇〇	一五・〇〇	南詰南區鱸谷中の町	北詰南區末吉橋通三丁目
心齋橋同		石	二二・八〇	二四・五〇	南詰南區鱸谷中の町	北詰南區末吉橋通四丁目
佐野屋橋同		木	一〇七・六〇	二〇・〇〇	南詰南區鱸谷西の町	北詰南區末吉橋通四丁目
炭屋橋同		木	一八・一五	二〇・〇〇	南詰南區北炭屋町	北詰南區末吉橋通四丁目
吉野屋橋同		木	一三三・七〇	二〇・四〇	南詰西區西長堀南通一丁目	北詰西區西長堀北通一丁目
▲西長堀橋同		鐵	一六・四〇	五五・二〇	南詰西區西長堀南通一丁目	北詰西區西長堀北通一丁目
宇和島橋同		混	一四三・〇〇	一五・〇〇	南詰西區西長堀南通二丁目	北詰西區西長堀北通二丁目
富田屋橋同		混	一四七・二〇	一五・〇〇	南詰西區西長堀南通三丁目	北詰西區西長堀北通二丁目
問屋橋同		混	一四九・〇〇	二〇・〇〇	南詰西區西長堀南通三丁目	北詰西區西長堀北通三丁目
▲白髮橋同		混	一五〇・九〇	六四・八〇	南詰西區西長堀南通四丁目	北詰西區西長堀北通四丁目

鯉座橋同		混	一四九・六〇	一五・〇〇	南詰西區西長堀南通五丁目	北詰西區西長堀北通四丁目
玉造橋同		木	一五四・八〇	二〇・四〇	南詰西區西長堀南通五丁目	北詰西區西長堀北通五丁目
洲崎橋同		木	一七〇・四五	二〇・〇〇	南詰西區北堀江三番町	北詰西區西長堀北通五丁目
▲新一橋立賣堀川		木	五九・一〇	二〇・〇〇	南詰西區立賣堀南通一丁目	北詰西區立賣堀北通一丁目
▲阿古島橋同		鐵	五五・二〇	五〇・四〇	南詰西區立賣堀南通一丁目	北詰西區立賣堀北通一丁目
樋橋同		木	五五・〇〇	一八・〇〇	南詰西區立賣堀南通二丁目	北詰西區立賣堀北通二丁目
明治橋同		木	六七・〇〇	一五・〇〇	南詰西區立賣堀南通二丁目	北詰西區立賣堀北通二丁目
阿波橋同		木	六五・一〇	一五・二〇	南詰西區立賣堀南通三丁目	北詰西區立賣堀北通三丁目
立賣橋同		混	六八・一五	一五・〇〇	南詰西區立賣堀南通三丁目	北詰西區立賣堀北通三丁目
▲尖喰屋橋同		混	六八・四〇	一六・〇〇	南詰西區立賣堀南通四丁目	北詰西區立賣堀北通四丁目
西二橋同		木	六九・一〇	一三・四〇	南詰西區立賣堀南通五丁目	北詰西區立賣堀北通四丁目
高橋同		木	七二・〇〇	一六・二〇	南詰西區立賣堀南通六丁目	北詰西區立賣堀北通五丁目
鳴戸橋薩摩堀川		木	五九・四〇	一三・五〇	東詰西區阿波堀通四丁目	西詰西區阿波堀通五丁目
薩摩橋同		木	六〇・二五	一五・〇〇	東詰西區薩摩堀東の町	西詰西區薩摩堀北の町
中筋橋同		鐵	五七・七〇	一三・七〇	南詰西區薩摩堀南の町	北詰西區薩摩堀北の町

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
島津橋同		鐵	六〇・二〇	一五・〇〇	南詰	西區薩摩堀南の町
江東橋同		木	六六・〇〇	七・〇〇	南詰	西區薩摩堀南の町
阿波堀橋阿波堀川		木	六六・一〇	二〇・二〇	南詰	西區阿波堀通一丁目
▲鞆橋同		鐵	五五・八〇	五〇・四〇	南詰	西區阿波堀通一丁目
花屋橋同		木	五三・五〇	一六・一〇	南詰	西區阿波堀通一丁目
奈良屋橋同		木	五八・〇〇	一三・二〇	南詰	西區阿波堀通二丁目
太郎助橋同		木	五五・三五	一五・一〇	南詰	西區阿波堀通三丁目
松榮橋同		木	五五・〇〇	一五・〇〇	南詰	西區阿波堀通三丁目
▲岡崎橋同		混	五四・〇〇	六〇・〇〇	南詰	西區阿波堀通四丁目
▲門樋橋海部堀川		木	五七・四〇	一五・〇〇	南詰	西區阿波堀通五丁目
永代橋同		木	二〇・〇〇	一〇・七〇	東詰	西區鞆南通二丁目
上之橋同		鐵	七六・四〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆中通二丁目
中之橋同		木	七九・二〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆中通三丁目

下之橋同		鐵	五七・四〇	一四・八〇	南詰	西區鞆中通三丁目
東上橋京町堀川		鐵	六五・〇〇	二六・〇〇	南詰	西區鞆北通一丁目
▲伏見橋同		鐵	六一・二〇	五・〇〇	南詰	西區鞆北通一丁目
羽子板橋同		木	六〇・〇〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆北通二丁目
紀伊國橋同		鐵	五六・〇〇	一五・九〇	南詰	西區鞆北通二丁目
新難波橋同		鐵	六〇・五〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆北通三丁目
千秋橋同		鐵	五六・六〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆北通三丁目
兩國橋同		木	五七・四〇	一五・〇〇	南詰	西區鞆北通四丁目
茂左衛門橋同		混	九一・七〇	二〇・〇〇	南詰	西區鞆南通五丁目
撞木橋江戶堀川		木	六七・八〇	二一・〇〇	南詰	西區江戶堀南通一丁目
▲江戶橋同		鐵	六一・八〇	一五・〇〇	南詰	西區江戶堀南通一丁目
犬齋橋同		木	五九・八五	一八・四〇	南詰	西區江戶堀南通二丁目
阿波殿橋同		鐵	五四・七〇	一六・二〇	南詰	西區江戶堀南通三丁目
大目橋同		木	五六・一〇	一三・五〇	南詰	西區江戶堀南通四丁目
江戶堀橋同		木	五八・四〇	一五・〇〇	南詰	西區江戶堀南通五丁目

第三篇 國都市町村志

第一章

攝津國

第一節

大阪市

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
西北橋	同	木	九三・三〇	一五・〇〇	南詰	西區江戶堀南通五丁目
崎吉橋	同	木	九七・五〇	一四・九〇	南詰	西區江の子島上の町
鷺島橋	百間堀川	木	二五・八〇	一六・八〇	東詰	西區江戶堀南通五丁目
雜喉場橋	同	混	二〇・〇〇	二六・六〇	東詰	西區京町堀通五丁目
▲江之子島橋	同	鐵	一七三・五三	七五・〇〇	東詰	西區靱南通五丁目
子島橋	同	混	一〇三・二〇	二〇・〇〇	東詰	西區薩摩堀南の町
江島橋	同	木	一六・六〇	一九・八〇	東詰	西區立賣堀通五丁目
▲木津川橋	木津川	鐵	二五・二二	七四・四〇	東詰	西區江の子島上の町
大涉橋	同	混	二二・二〇	二五・二〇	東詰	西區江の子島西の町
松島橋	同	鐵	三九・四〇	二二・七〇	東詰	西區新町南通五丁目
千代崎橋	同	混	三八・八〇	二六・三三	東詰	西區北堀江二番町
▲大正橋	同	鐵	三〇・六〇	七三・二〇	東詰	西區木津川町一丁目
▲東雲橋	松島堀割	混	二二・六〇	六〇・〇〇	南詰	西區松島町二丁目
身襖橋	同	木	二六・三〇	一三・二〇	南詰	西區花園町

太陽橋	同	木	二八・〇〇	一〇・二〇	南詰	西區花園町
▲梅本橋	尻無川	混	七二・〇〇	六〇・〇〇	東詰	西區高砂町一丁目
常盤橋	同	鐵	八八・五〇	一六・三〇	東詰	西區高砂町一丁目
花園橋	同	木	八五・一〇	二〇・〇〇	東詰	西區花園町
▲花宮橋	同	混	八〇・四〇	四八・〇〇	東詰	西區花園町
▲新植橋	同	混	七五・〇〇	六〇・〇〇	南詰	西區岩崎町
百濟橋	三軒屋川	木	七〇・〇〇	一四・一〇	東詰	西區今木町
紡績大橋	同	木	二三・〇〇	一三・五〇	東詰	西區今木町
紡績橋	三軒家井路	木	二四・四五	一三・二〇	東詰	西區三軒家上之町
第二紡績橋	同	木	三〇・五〇	一三・二〇	東詰	西區三軒家下之町
宮前橋	同	木	一五・〇〇	七〇・〇〇	東詰	西區東千島町
三泉橋	立合井路	木	一四・一五	一〇・六〇	南詰	西區三軒家下之町
(無名)橋	泉尾町井路	土	一一・〇〇	一一・〇〇	南詰	西區三軒家上之町
八つ橋	同	土	三〇・〇〇	一一・〇〇	南詰	西區三軒家上之町
▲第一橋	同	土	七九・二	四八・〇〇	南詰	西區泉尾町

橋名	川名	種類	延長	幅員	町	名
▲第(全)二橋	千島町井路土	土	一三・八〇	四・〇〇	南詰西區千島町	北詰西區千島町
▲第(全)三橋	小林町井路土	土	一五・〇〇	四・〇〇	南詰西區小林町	北詰西區小林町
▲第(全)四橋	南恩加島町井路	土	八・一〇	四・〇〇	南詰西區南恩加島町	北詰西區南恩加島町
▲第(全)五橋	橋同	土	一四・一〇	四・〇〇	南詰西區南恩加島町	北詰西區南恩加島町
(無名)橋同	橋同	木	二六・〇〇	二・〇〇	南詰西區南恩加島町	北詰西區南恩加島町
入船	橋境川運河	木	一〇八・〇〇	一三・四〇	南詰西區南境川町	北詰西區北境川町
▲玉藻	橋同	混	一三・三六	九六・〇〇	南詰西區南境川町	北詰西區北境川町
北六	橋同	木	二四・四〇	一三・二〇	南詰西區南境川町	北詰西區北境川町
辰己	橋同	木	二三・七〇	一三・二〇	南詰西區南境川町	北詰西區北境川町
汐干	橋同	木	一五・〇〇	一三・三〇	南詰西區南境川町	北詰西區北境川町
境	橋同	木	二三・三〇	二・〇〇	南詰西區南安治川通二丁目	北詰西區南安治川通二丁目
藻鹽	橋境川井路	鐵	一八・四三	九〇・〇〇	南詰西區市岡町	北詰西區南境川町
蘆花	橋市岡井路	混	二七・四八	九〇・〇〇	東詰西區市岡町	西詰西區市岡町
汐路	橋同	混	四五・九〇	九〇・〇〇	東詰西區市岡町	西詰西區市岡町

▲朝風	橋同	木	一七・七〇	九〇・〇〇	東詰西區市岡町	西詰西區市岡町
▲夕風	橋同	混	七三・五六	九〇・〇〇	東詰西區市岡町	西詰西區市岡町
▲漣	橋山中井路	木	一五・三〇	九〇・〇〇	東詰西區田中町	西詰西區田中町
▲男波	橋同	木	一五・三〇	九〇・〇〇	東詰西區田中町	西詰西區田中町
▲女波	橋同	混	二二・一二	九〇・〇〇	東詰西區田中町	西詰西區田中町
▲朝潮	橋新池田井路	混	四九・八四	九〇・〇〇	東詰西區新池田町	西詰西區新池田町
▲千舟	橋天保山運河	混	二七・六〇	七三・〇〇	東詰西區三條通二丁目	西詰西區三條通二丁目
浮島	橋同	木	一七・五〇	四八・〇〇	東詰西區七條通二丁目	西詰西區七條通三丁目
靜波	橋同	木	一七・五〇	三六・〇〇	東詰西區六條通一丁目	西詰西區五條通一丁目
天保	橋同	木	二七・四〇	一五・〇〇	東詰西區天保町	西詰西區二條通二丁目
難波津	橋同	木	二六・〇〇	三六・〇〇	南詰西區六條通三丁目	北詰西區五條通一丁目
大運	橋千歲運河	木	二二・〇〇	四八・〇〇	東詰西區南恩加島町	西詰西區鶴町一丁目
千歲	橋同	木	一九・二〇	一五・〇〇	東詰西區新千歲町	西詰西區鶴町四丁目
(新設工事中)	橋同	木	一九・二〇	一五・〇〇	東詰西區新千歲町	北詰西區鶴町一丁目
南福	橋福町堀	木	一三・八〇	一五・〇〇	南詰西區鶴町一丁目	西詰西區鶴町一丁目
(同)	橋同	木	一三・八〇	一五・〇〇	南詰西區鶴町一丁目	西詰西區鶴町一丁目
西福	橋同	木	一三・八〇	一五・〇〇	東詰西區福町二丁目境	西詰西區鶴町三丁目境

第三篇 國都市町村志

第一章 攝津國

第一節 大阪市

七三

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰町名
新橋同		木	四・七〇	一三・〇〇	南詰北區西野田中江町境
欄干橋同		木	四・八〇	六・一〇	南詰北區西野田吉野東之町
西浦橋同		木	二・三〇	九・〇〇	東詰北區西野田玉川町三丁目
堤橋同		木	一六・〇〇	七・〇〇	東詰北區西野田玉川町三丁目
大北橋同		木	一四・六〇	六・五〇	東詰北區西野田玉川町三丁目
岸路橋同		木	一六・四〇	五・一〇	南詰北區西野田大野町一丁目
南北橋同		木	一九・八〇	五・〇〇	南詰北區西野田大野町一丁目
郷藏橋同		木	一五・六〇	六・〇〇	南詰北區西野田大野町一丁目
弓場橋同		木	一八・〇〇	六・七〇	南詰北區西野田大野町一丁目
玉川橋同		石	一三・二〇	一〇・四〇	南詰北區西野田草開町
新道橋同		石	一一・〇〇	一〇・六〇	南詰北區下福島三丁目境
日之出橋同		木	一八・七〇	一三・三〇	東詰北區西野田十六町
樋之前橋同		木	二〇・〇〇	一一・九〇	南詰北區西野田新家東之町
城之内橋同		土	一六・三〇	一一・八〇	南詰北區西野田玉川町三丁目
					北詰北區西野田中江町

南龜甲橋同		木	一〇・八〇	一一・九〇	東詰北區西野田龜甲南之町	西詰北區西野田龜甲南之町
第二江成橋同		土	九・九〇	一一・八〇	南詰北區西野田江成町	北詰北區西野田江成町
第三江成橋同		土	九・七〇	一一・二〇	東詰北區西野田中江町	西詰北區西野田江成町
大開橋同		木	一三・八〇	一一・〇〇	南詰北區西野田大開町	北詰北區西野田大開町
▲聖天川橋同		混	六・八〇	六・六〇	南詰西區西野田江成町	北詰北區西野田茶園町
瀧津橋 <small>西野田井路 新家</small>		木	五一・二〇	平均 一〇・四〇	東詰北區西野田新家西之町	西詰北區西野田新家西之町
瀧津小橋同		木	二四・二〇	九・八〇	南詰北區西野田新家西之町	北詰北區西野田新家西之町
▲端藏橋 <small>土佐堀川 (目下破損撤却)</small>		鐵	三〇・八〇	九・八〇	南詰西區川口町	北詰北區中の島七丁目
湊橋同		鐵	二五・四〇	二・〇〇	南詰西區土佐堀通五丁目	北詰北區中の島六丁目境
越中橋同		鐵	二五・〇〇	三・四〇	南詰西區土佐堀通三丁目境	北詰北區中の島五丁目
常安橋同		混	二三・五〇	三・四〇	南詰西區土佐堀通三丁目境	北詰北區中の島四丁目
筑前橋同		鐵	二三・〇〇	二・五〇	南詰西區土佐堀通二丁目	北詰北區中の島四丁目
▲肥後橋同		鐵	一八・七〇	九・六〇	南詰西區土佐堀通一丁目	北詰北區中の島三丁目境
▲淀屋橋同		鐵	一八・七四	七・三〇	南詰東區大川町	北詰北區中の島一丁目
梅檀木橋 <small>(新設工事中)</small>		混	二八・二〇	二四・六〇	南詰東區北濱三丁目	北詰北區中の島一丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
秋月橋	中の島堀割	鐵	四〇・六〇	二六・四〇	東詰北區中の島三丁目	西詰北區中の島三丁目
▲中島橋	同	混	四一・四〇	七三・六〇	東詰北區中の島三丁目	西詰北區中の島三丁目
▲鳥取橋	中の島入堀	混	二七・〇〇	六六・〇〇	東詰北區宗是町	西詰北區宗是町
▲高松橋	同	混	二七・〇〇	六六・〇〇	東詰北區玉江町一丁目	西詰北區玉江町一丁目
▲德島橋	同	混	二二・六〇	六八・八〇	東詰北區玉江町一丁目	西詰北區玉江町一丁目
▲熊本橋	同	混	四二・〇〇	七二・二〇	東詰北區玉江町二丁目	西詰北區玉江町二丁目
▲鉾流橋	堂島川	混	三六・七〇	二四・六〇	南詰北區中の島一丁目	北詰北區若松町
▲大江橋	同	鐵	二七・五〇	七三・〇〇	南詰北區中の島一丁目	北詰北區堂島濱通一丁目
▲渡邊橋	同	鐵	二七・五〇	七三・〇〇	南詰北區中の島一丁目	北詰北區堂島濱通二丁目
▲田蓑橋	同	鐵	二八・〇〇	二六・〇〇	南詰北區常安町境	北詰北區堂島濱通三丁目
▲玉江橋	同	混	二六・〇七	三三・四〇	南詰北區常安町境	北詰北區堂島濱通三丁目
▲堂島大橋	同	木	二五・〇〇	二〇・〇〇	南詰北區玉江町二丁目	北詰北區堂島濱通四丁目
▲船津橋	同	鐵	二五・八〇	二六・〇〇	南詰北區中の島七丁目	北詰北區下福島三丁目
▲新船津橋	同	鐵	二九・八〇	六二・四〇	南詰北區中の島七丁目	北詰北區下福島三丁目

梅田橋	曾根崎川	木	五三・〇〇	二六・五〇	南詰北區堂島濱通三丁目	北詰北區上福島一丁目
淨正橋	同	木	五二・〇〇	二〇・〇〇	南詰北區堂島濱通三丁目	北詰北區上福島二丁目
汐津橋	同	木	五五・六〇	一五・〇〇	南詰北區堂島濱通四丁目	北詰北區上福島二丁目
堂島小橋	同	木	五六・〇〇	一三・三〇	南詰北區堂島濱通四丁目	北詰北區下福島三丁目
柳橋	堂島堀割	木	四四・〇〇	二七・〇〇	東詰北區堂島濱通二丁目	西詰北區堂島濱通二丁目
青柳橋	同	木	四一・〇〇	一八・〇〇	東詰北區堂島北町	西詰北區堂島濱通二丁目
出入橋	梅田入堀	石	七六・二六	一六・五九	東詰北區曾根崎新地三丁目	西詰北區上福島一丁目
▲新出入橋	同	鐵	五三・四六	六〇・九〇	東詰北區曾根崎新地三丁目	西詰北區西野田町
妙見橋	下福島西、野田文會井路	木	二四・二〇	一三・〇〇	南詰北區下福島四丁目	北詰北區西野田十六町
耕作橋	下福島二丁目	石	一三・四〇	三〇・〇〇	東詰北區上福島三丁目	西詰北區下福島二丁目
曳越橋	上福島井路	石	一六・一〇	七四・〇〇	東詰北區下福島一丁目	西詰北區下福島二丁目
打越橋	同	木	二九・四〇	一三・〇〇	東詰北區北梅田町	西詰北區上福島北一丁目
福島橋	同	木	一八・〇〇	二四・〇〇	南詰北區上福島北一丁目	北詰北區上福島北一丁目
登口橋	同	石	二四・七〇	一三・〇〇	南詰北區上福島北三丁目	北詰西成郡鷺洲町浦江
(無名)橋	同	木	三三・五〇	一一・〇〇	東詰北區上福島北二丁目	西詰西成郡鷺洲町浦江

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
御影橋同		石	九・〇〇	一三・〇〇	東詰北區上福島北二丁目	西詰西成郡鷺洲町大仁
北小深橋北野井路		木	一六・〇〇	三・〇〇	東詰北區北野大深町	西詰北區北野大深町
南小深橋同		木	一四・〇〇	六・八〇	東詰北區北野大深町	西詰北區北野大深町
中道橋同		木	二五・〇〇	三・五〇	南詰北區北野佐藤町	北詰北區北野佐藤町
水棹橋同		木	一一・九〇	一三・〇〇	東詰北區北野大深町境	西詰北區北野佐藤町
南浮田橋本庄井路		石	一〇・四〇	二・一〇	東詰北區本庄浮田町境	西詰北區本庄中野町
北浮田橋同		木	一三・〇〇	一・〇〇	東詰北區本庄浮田町	西詰北區本庄中野町
大平橋天滿堀川		木	八〇・八〇	二六・四〇	東詰北區菅原町	西詰北區樋の上町
▲菅原橋同		鐵	五・八〇	六・二〇	東詰北區菅原町境	西詰北區樋の上町
樽屋橋同		木	六九・〇〇	二〇・〇〇	東詰北區樽屋町	西詰北區老松町一丁目
天神小橋同		木	六六・六〇	一五・七〇	東詰北區東堀川町境	西詰北區源藏町
▲堀川橋同		鐵	六一・四〇	六・三〇	東詰北區東堀川町	西詰北區西堀川町
寺町橋同		木	六七・〇〇	二〇・〇〇	東詰北區綿屋町	西詰北區西堀川町
綿屋橋同		木	六四・〇〇	一三・二〇	東詰北區綿屋町	西詰北區天神橋筋西一丁目

▲扇橋同	鐵	四四・四〇	六二・四〇	南詰北區末廣町	北詰北區天神橋筋西一丁目
夫婦橋同	混	四三・二〇	二四・〇〇	南詰北區天神橋筋三丁目	北詰北區天神橋筋四丁目
北辰橋同	木	四三・三〇	九・二〇	南詰北區北同心町二丁目	北詰北區天神橋筋東一丁目
長江橋同	木	五一・四〇	九・一〇	南詰北區天神橋筋西二丁目	北詰北區天神橋筋西二丁目
樋之口橋同	木	四七・五〇	一四・〇〇	南詰北區天滿橋筋五丁目	北詰北區天滿橋筋六丁目
堺橋善源寺井路石	石	六・〇〇	三・〇〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
村北橋同	水	一〇・五〇	六・〇〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
宮前橋同	木	一三・三〇	九・〇〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
宮西橋同	木	一三・二〇	六・〇〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
八幡橋同	木	二二・〇〇	一・二〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
東田橋同	木	一四・四〇	一・〇〇	東詰北區善源寺町	西詰北區善源寺町
野江橋同	木	二六・〇〇	一三・〇〇	東詰東成郡板並町野江南之町	西詰北區善源寺町
都島橋同	木	三六・〇〇	一三・〇〇	南詰北區善源寺町	北詰東成郡城北村大字友淵
佐輪橋同	木	三三・〇〇	一三・〇〇	東詰東成郡板並町野江中之町	西詰北區東野田町
大道橋澤上江井路石	石	一三・二〇	八・八〇	東詰北區澤上江町	西詰北區東野田町八丁目

橋名	川名	種類	延長	幅員	兩詰	町名
南橋同		木	一三・二〇	六・〇〇	東詰北區澤上江町	西詰北區澤上江町
城前橋同		木	二二・〇〇	一・二〇	南詰北區澤上江町	北詰北區澤上江町
西之口橋同		木	二六・四〇	一・二〇	東詰北區澤上江町	西詰北區澤上江町
春駒橋同		木	一一・〇〇	一・六〇	東詰北區澤上江町	西詰北區澤上江町
夕顔橋同		木	二五・八五	五・八〇	東詰北區澤上江町	西詰北區澤上江町
中野橋中野井路		木	一四・八〇	六・五〇	東詰北區中野町	西詰北區中野町
雁橋同		木	二〇・〇〇	四・〇〇	東詰北區中野町	西詰北區中野町
初雪橋同		木	一八・二〇	三・九〇	東詰北區中野町	西詰北區中野町
堤筋橋東野田井路		木	二四・二〇	六・九〇	東詰北區東野田町一丁目	西詰北區東野田町一丁目
櫻小橋同		木	二二・一〇	九・〇〇	東詰北區東野田町一・二丁目	西詰北區東野田町一丁目
朝日橋同		木	三九・五〇	九・八〇	東詰東郡鯉江町大字蒲生	西詰北區東野田町七丁目
備前島橋鯉江川		木	九・二〇	二・六〇	南詰北區相生町	北詰北區網島町
野田橋同		木	九・三〇	二・〇〇	南詰北區相生町	北詰北區東野田町境

築港・鐵道・
軌道・臨港
鐵道
市營電車

水利の縦横に通ずるのみならず、築港は已に殆んど完成して大船巨船の埠頭を爲し、道路及び鐵道・軌道は市の各部より起りて各地に聯絡し、市内には市營の電車縦横に通じ、木津大國町四丁目の關西線より分岐して木津川・尻無川・境川運河を越えて築港埠頭に達する官設臨港鐵道は、將に成らんとして今其の準備中にあり。而して市營電車は市債を發行して工費に充て、線路の特許を得て着手せしものにして、明治三十六年九月十二日築港線の竣工以來引續き工事を進め、今や殆んど其の大部分を了へ、残れる線路も目下起工中なれば全部の完成遠きにあらざるべし。既成線の延長四十四哩七厘、之に未成線の十哩六分九厘を加ふれば實に五十四哩七分六厘に達すべし。原動力は火力電氣にして、線路は未成線の一小部分を除くの外總て複線なり。かくて其の既成線に要せし投資額は、大正十年三月三十一日現在に於て五千壹萬參千五百五拾參圓七拾七錢九厘に上れりといふ。今其の各線名・經過地・哩數及び開通年月日等を掲記すれば左の如し。

特許線路名	經過地	哩數	開通年月日
築港線	自築港・至花園橋	三・二四	明治三十六年九月十二日
東西線	自九條二番道路・至四橋	一・四〇	同 四十一年八月一日
同	自四橋・至末吉橋西詰	〇・八三	同 四十一年十一月一日
玉造線	自末吉橋西詰・至上本町二丁目	〇・五五	同 四十三年三月一日

特許線路名	經過地	哩數	開通年月日
同	自上本町二丁目・至玉造東雲町一丁目	〇・七	大正元年九月十二日
上本町線	自逢阪上之町・至上本町二丁目	一・七	明治四十四年一月二十九日
谷町線	自谷町六丁目・至同三丁目	〇・五	同 四十四年六月十二日
同	自谷町三丁目・至釣鐘町	〇・三	同 四十四年六月二十四日
同	自釣鐘町・至京橋一丁目 <small>(天満橋南詰)</small>	〇・六	同 四十四年八月二十日
北濱線	自天満橋南詰・至大江橋南詰	一・三	同 四十四年十月七日
堺筋線	自北濱二丁目・至日本橋筋三丁目	二・〇	同 四十五年五月一日
天神橋西筋線	自北濱二丁目・至樋の上町	〇・九	大正四年一月八日
同	自樋の上町・至天神橋筋六丁目	一・四	同 二年十二月十七日
南北線	自梅田・至惠美須町二丁目	三・六	明治四十一年八月一日
同	自渡邊橋・至大江橋	〇・三	同 四十一年十月一日
同	自大江橋・至梅田	〇・六	同 四十二年十二月廿八日
九條中の島線	自渡邊橋・至船津橋	一・〇	同 四十二年十一月一日
同	自船津橋・至花園橋	〇・八	同 四十二年十二月廿一日

特許線路名	經過地	哩數	開通年月日
西道頓堀天王寺線	自惠美須町二丁目・至逢阪下之町	〇・六	同 四十二年四月一日
同	自逢阪下之町・至天王寺西門前	〇・三	同 四十二年十二月廿一日
同	自惠美須町二丁目・至難波櫻川二丁目	一・九	大正四年一月八日
同	自難波櫻川二丁目・至西道頓堀通四丁目	〇・六	同 八年四月十一日
福島線	自梅田新道・至堀川橋西詰	〇・九	明治四十四年六月二十四日
同	自堀川橋西詰・至天満橋北詰	〇・八	同 四十四年七月二十一日
同	自梅田新道・至出入橋東詰	〇・四	同 四十五年五月一日
同	自出入橋東詰・至上福島中五丁目	〇・三	大正元年九月十二日
同	自天満橋北詰・至同南詰	〇・四	大正二年三月二十八日
靱本町線	自靱南通五丁目・至同一丁目	〇・三	同 二年二月二十一日
同	自江の子島・至靱南通五丁目	〇・三	同 二年五月十六日
同	自靱南通一丁目・至谷町三丁目	一・八	同 二年五月十六日
同	自川口町・至江の子島	〇・五	同 二年七月八日
九條高津線	自難波入堀川東岸・至上本町六丁目	一・七	同 三年三月一日
同	自難波新川 <small>(南北線分岐點)</small> ・至難波入堀川東岸	〇・五	同 三年七月七日

特許線路名	經過地名	哩數	開通年月日
同	自難波櫻川四丁目・至幸町通一丁目	〇・六	同 四年一月八日
同	自幸町一丁目・至深里橋南詰	〇・六	同 四年四月十三日
同	自三軒家上之町・至北境川町	〇・四	同 四年四月十三日
同	自難波櫻川四丁目・至三軒家上之町	〇・三	同 四年八月三日
同	自九條中通四丁目・至北境川町	〇・八	同 四年十一月四日
霞町線	自惠美須町二丁目・至南霞町	〇・二	同 二年四月二十日
松島安治川線	自松島一丁目・至南安治川通二丁目	一・〇	同 四年四月十三日
難波木津線	自難波元町一丁目・至木津敷津町	〇・八	同 五年二月三日
西野田線	自中の島七丁目 <small>(端建藏橋北詰)</small> ・至西野田兼平町	〇・九	同 五年十二月二十七日
西野田福島線	自西野田玉川町四丁目・至福島中五丁目	〇・四	同 五年十二月二十七日
野田線	自西野田玉川町三丁目・至西野田茶園町 <small>(阪神電鐵野田停留所前)</small>	〇・四	同 七年四月二十五日
松島南恩加島町線	自三軒家上之町・至泉尾町	〇・八	同 七年八月四日
同	自泉尾町・至木津川運河	一・七	同 七年十月二十六日
霞町玉造線	自南霞町・至天王寺阿倍野筋二丁目	〇・六	同 七年六月十五日

同	自天王寺阿倍野筋二丁目・至天王寺東上町	一・六	同 九年八月十二日
櫻川中の島線	自西道頓堀通四丁目西道頓堀天王寺線・至靱南通四丁目 <small>(岡崎橋)</small>	〇・七	同 八年四月十一日
同	自靱南通四丁目・至江戸堀南通四丁目	〇・二	同 九年十二月二十八日
梅田善源寺町線	自北野角田町・至北野高垣町	〇・三	同 八年十二月十四日
同	自天神橋筋六丁目・至樋之口上之町	〇・六	同 九年四月十七日
同	自北野高垣町・至天神橋筋西二丁目	〇・四	同 九年六月十六日
同	自天神橋筋西二丁目・至天神橋筋六丁目	〇・一	同 九年八月二十八日
西野田櫻島線	自西野田兼平町・至西九條上之町	〇・四	同 九年十月二十三日
鶴町線	自南恩加島町・至鶴町四丁目	一・二	同 九年十二月二十八日
九條高津聯絡線	自湊町・至難波新地四番町	〇・一	同 九年十二月二十八日
計		四・七	

未成線

霞町玉造線	自天王寺東上町・至東雲町	〇・七
梅田善源寺町線	自樋之口上之町・至善源寺町	〇・九

特許線路名	經過地名	哩數	開通年月日
櫻川中の島線	自江戸堀南通四丁目・至玉江町二丁目	〇・元	
西野田櫻島線	自朝日橋東詰・至櫻島町	二・九四	
築港北海岸通線	自三條通三丁目・至同四丁目	〇・五二	
松島南恩加島町線	自松島町二丁目・至大正橋西詰	〇・三三	
安治川築港線	自九條中通四丁目・至三條通一丁目	二・一五	
天満橋善源寺町線	自京橋一丁目・至善源寺町	一・五九	
鶴町線	自鶴町四丁目・至小林町	一・〇八	
計		一〇・六九	

大正九年十二月末日現在調査による

難波津

上古にありては浪速又は浪華といひ、訛して難波となり、難波に於ける津頭たりしを以て難波津の名起り、難波里と呼べり。難波大郡と同小郡とに跨り、兩郡の境界は今の谷町筋それならんといふ。海に瀕し岡陵に據り、岡陵の邊は大坂城のある所を最北部として、南方は天王寺。阿部野を経て住吉に連り、神武天皇紀に見ゆる難波碕は其の北邊に當り、攝津風土記に見ゆる高津は此の岡陵の地ならん。物變り星移り河川の流出せる泥沙は海岸を埋めて洲渚を爲し、陸地と化して岡陵以西に於ける低部の

大坂 小坂

地を爲せり。低部の地にありし津頭は復た地形の推移と共に其の位置に變動ありしなるべきも、水邊に蘆葦叢生しければ濬標を設けて入津船舶に航路を示せしが爲め、蘆と濬標とは難波津の名物となりて、濬標は現に大阪市の徽章に採用せらる、今の船場及び島之内は其の名の示せるが如く船着場又は洲渚の地たりし當時の有様を語り傳へしものならん。降て明應七年十一月廿一日日本願寺八世蓮如の文章に「東生郡生玉の庄内大坂といふ在所」とありて、大坂の名初めて見え、嚴如往來記永祿四年三月廿八日の條に「小坂本願寺」の名見えたり、されば大坂又は小坂の名の出では足利時代以降のことなるべし。或はいふ大坂の名は日本書紀仁德天皇の御製に「阿佐豆磨能避箇能鳥瑳箇」と見ゆる鳥瑳箇にして、後「小坂」と書し、更に「大坂」に作り、天王寺の西門前なる逢坂は鳥瑳箇の遺稱なりと。然れども、御製の鳥瑳箇は大和國南葛城郡葛城村大字朝妻附近なりといへば從ひがたし。浪速國志には「大坂といふ語上古聞えず、案するに大江坂の略訓なり、大江は難波江の一名にして、仁德天皇第一の皇子を大江伊邪本和氣命と申す、受禪の後は履仲天皇と稱す、此の時大江の號初めて聞ゆ、今時金城の南一堆の丘山にして大江の岸の古詠も多く、谷町・坂町の名を呼ぶ、坂町は後世道頓堀の南に替地あり、大江岸は今の八軒屋の濱也」と記せり。又之と同じく大坂を大江坂の略なりとなせる一説に、大江坂は生玉庄内より大江里に越ゆる街道なるが故に此の名ありしを、豊臣秀吉の手みじかに江の字を取除きて單に大坂と地名を改めしなりと傳ふるは、秀吉以前なる明應年間に大坂の名の已に現はれ

居たるを知らざるより出でし附會の説ならん。而して「小坂」又は「大坂」の稱は互用され来りしが、後「小坂」の文字を没し單に「大坂」の文字を用ひて「おほさか」と呼べるも、土人の尙ほ大坂を「おさか」と唱ふるは小坂の遺習なるべしといふ。大坂の「坂」の字は後年復た「阪」に作りて互用せられしが今は多く「阪」の字を用ゆ、攝陽落穂集に依れば「坂」の字は土篇に反るとある故に之を忌みきらひて「篇」に書きしものなりとなん。

- | | | |
|-----|------------------------------|------|
| 萬葉 | おしける難波すけ笠おきふるし後はたかさん笠ならなくに | 高安王 |
| 同 | 難波へに人のゆれは後れおて若菜つむ見か見るか悲しき | 柿本人麿 |
| 同 | わかきぬと人にはきせそ綱引する難波男の手にはふるとも | |
| 同 | 難波人蘆火たくやのすゝたれと己か妻こそ床めつらなれ | |
| 古今序 | なには津に咲くや此の花冬こもり今は春へと咲くや此の花 | 紀貫之 |
| 新古今 | 難波女の衣ほすとてかりてたくあし火の煙たゝぬ日そなき | 藤原俊成 |
| 同 | 難波人蘆火焚くやに宿かりてすゝるに袖のしほたるゝ哉 | 藤原信實 |
| 續古今 | 津の國の難波の里の夕涼あしのしのひに秋風そ吹く | 藤原真經 |
| 新勅撰 | なには津に咲くや昔の梅の花いまも春なる浦風そ吹く | 藤原清輔 |
| 千載 | なには女のすくも焚く火の下こかれ上はつれなき我身なりけり | 源季通 |
| 同 | 心なき我が身なれとも津の國の難波の春に絶えずものるかな | |

難波津の現
はれ初め
帝都の地と
なる

- | | | |
|------|----------------------------|---------|
| 續千載 | さそとたにほめかさば難波人折たゝこのあしのしのひに | 爲氏 |
| 同 | 難波女の蘆のしののすゝきよのふしも忘れやはする | 藤原俊成 |
| 同 | 煙さへ霞そへけるなには人蘆火焚くやの春のあけほの | 爲世 |
| 夫木 | 波かゝる難波の里のあし枕月見んとてや給ひ置きけん | 藤原門院少將 |
| 拾遺 | 津の國の難波の事が法ならぬ遊びたわむれまてとこそ聞け | 遊女宮木 |
| 續拾遺 | 浦風や猶寒からし難波人蘆火焚くやに衣うつなり | 權僧正實祐 |
| 同 | うつもれぬこれや難波のたま柏ものあらはれて飛ぶ螢かな | 如願法師 |
| 續後拾 | 難波人御破すゝしも夏川のあしの一夜の秋をへたてゝ | 等持院贈左大臣 |
| 風雅 | つの國のなにはの里のうらちかみまかきん出る海士の釣舟 | 光明寺入道 |
| 源太 | なにはにて明石のせとを見渡せば雲の浪こそ立ち隔てけれ | 源行宗 |
| 明月香艸 | 立ちかへる難波の春をうらみても霞はのこる跡のしら浪 | 藤原雅經 |

難波津の名の史上に現はれしは應神天皇御宇にあり、即ち古事記同天皇の段に日向諸縣君の女髮長比賣の召命に應じて難波津に其の初來泊せしものは是れなり。ついで仁徳天皇元年正月都を奠めて高津宮に御し給ひしかば茲に帝都の地となりて其の名顯はれ、同十一年冬十月宮北の郊原を掘り南水を西海に通じて堀江といひ、同十四年京中に大道を作り南門より直に指して河内の丹比邑に通せしめ給ひて漸次發展の機運に向へり。同三十年秋九月磐之媛皇后は紀國に遊幸し、熊野岬に至りて御綱柏を取

韓半島との交通

りて歸り、難波濟に至りて其の不在中に八田皇女の宮中に入れるを知りて之を恨み、其の御綱柁を海に棄て給ひしより其の地を號して御津前といへり、御津前は此の岡陵海邊の一角を指したるものなるべし。皇后の怒りて岸に着かせられざるを知らず、天皇は幸して其の船を大津に待ち給へり、其の大津は應神天皇紀に「二十二年夏四月兄媛自大津發船而往之、天皇居于高臺望兄媛之船」と見ゆる大津と同所なるかは詳ならず、想ふに大津といへるは地名にあらずして各所に於ける其の津頭を指したるの稱ならんか。而して難波津の繁榮を助長したるものは韓半島との交通なり、允恭天皇四十二年同天皇崩御あらせられしに新羅は調船八十艘・樂人八十人を貢し來りて難波津に泊し、貢物を捧げ且つ樂を奏して大和の遠飛鳥宮に至れり、是れ韓半島より調貢船の難波津に入泊せしことの史上に現はれたる初音にして、繼體天皇六年冬十二月難波館の名亦初めて見ゆ。難波館は來貢蕃客の爲め止宿接待の便を圖りて建てられたる客館なり、推古天皇の朝に高麗館・舒明天皇の朝に三韓館・皇極天皇の朝に百濟館の名見ゆるは、使臣の本國に従ひて史家の假に命名せしものにして、孝德天皇の朝に津館・仁明天皇の朝に鴻臚館と見ゆるも之と同館なり。欽明天皇十三年冬十月百濟の聖明王佛像及び經論を獻じ、大臣蘇我稻目受けて之を禮拜せしに疫氣流行せしを以て、物部尾與・中臣鎌子の奏言に依りて佛像を難波の堀江に流棄し、敏達天皇十三年秋八月鹿深臣・佐伯連等百濟より佛像を齎し歸り、蘇我馬子請けて佛塔を建て之を崇拜しけるに疫病流行して死者衆かりしかば、翌十四年復た物部守屋及び中臣勝海の奏言

神佛の争ひ

漢土との交通

遣外使船の發航

に依りて再び佛像は難波の堀江に棄てらる、難波の堀江は難波津に於ける堀江ならん。崇佛と排佛の議は偶政權上の軋轢より發したる争なりしが、用明天皇の崩後、泊瀬部・穴穗部兩皇子繼承の争を加へて破裂し、戦争の結果物部守屋滅びて聖德太子は四天王寺を玉造の岸頭に建立せらる。物部守屋の滅びしとき其の資人鳥捕部萬が一百人を將ゐて守屋の難波の宅を守りしこと見ゆれば、當時大官名族の難波津に邸宅を有する者の多かりしを推想し得らるべし。ついで漢土との交通開くるに及びて、難波津は益繁榮せり。推古天皇の十六年四月小野妹子の歸朝と共に隋客裴世清以下十二人來朝しければ、新館を高麗館の上に建て、同六月隋客は難波津に着し、飾船三十艘を以て之を江口に迎へて新館に安置し、中臣宮地連麻呂・大河直糠手・船史王平を掌客と爲し、秋九月難波大郡に饗せらる。難波大郡は東成郡にして此の新館及び難波館は總て同郡にあり、單に難波郡と見ゆるも同郡なるべし。同二十一年冬十一月難波津より京師に通ずるの大道を開かる、外客の往來頻繁なるに至りしを以て其の往來の便に資せしめ給ひしものならん。舒明天皇四年冬十月唐使高表仁等難波津に來りければ、大伴連馬養を遣はし船卅二艘を率ゐて之を江口に迎へ、難波吉士小槻・大海直矢伏は之を難波館前に導き、伊岐史乙等・難波吉士八牛は客を導きて館に入らしめ即日神酒を給へり。孝德天皇大化二年より白雉三年の間に亘りて見ゆる蝦蟇行宮及び小郡宮は此の岡陵中の難波小郡にありしなるべく、又味經宮即ち大郡宮も其の難波大郡にありしならん。其の後齊明天皇の五年七月遣唐使坂合部石布・大山下津守吉祥

難波津の全盛

の船は此の難波三津の浦より發し、尋で聖武天皇の天平五年三月遣唐大使多治比廣成・副使中臣石代の船も此の難波津より發航し、孝謙天皇天平勝寶四年の遣唐大使藤原清河・副使大伴古麻呂・同吉備眞備、及び桓武天皇延暦二十三年の遣唐大使藤原葛野麿・副使石川道益、並に仁明天皇承和三年の遣唐大使藤原常嗣・副使小野篁の船も共に此の難波津より發航せり。即ち難波津は帝都と爲り、或は離宮・行宮の所在地となり、又外國交通の要津となりて繁榮發達せしを見るべし。殊に當時歴代の帝都は少數の場合を除くの外は大抵大和・河内・攝津の間にありしを以て、調貢船及び遣唐使船の如きは必ず此地に出入しければ、難波館の如きも設けられて蕃客の迎接行はれ、帝都との間を聯絡する交通の要衝に當りて一大市場を現じ、商業の如きも隆盛を極めしならん。

古事記 應和天皇の段 天皇聞看日回國語縣君之女名髮長比賣其顏容麗美、將使而喚上之時、其太子大雀命見其嬖子泊于難波津而感其姿容之端正、

日本書紀 應神天皇十三年春三月、天皇遣專使使徵髮長媛、秋九月中髮長媛至日向、便安置於桑津邑、

同 仁德天皇六十二年夏五月、遠江國司表上言、有大樹自大井河流之、淳于河曲、其大十圍、木一以末剛、時遣倭直吾十籠令造船、而自南海運之、將來于難波津以宛御船也、

同 允恭天皇四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩、時年若干、於是初羅王聞天皇既崩驚怒之、貢上調船八十艘及種々樂人八十、是泊對馬而大哭、到筑紫亦大哭、泊于難波津則皆素服之、悉捧御調且張種々樂器、自難波至于京、或哭泣或歌舞、遂參會於殿宮也、

同 仁賢天皇六年秋九月己酉朔壬子、遣日靈吉士、使高麗召巧手者、是秋日靈吉士被遣後、有女人居于難波御津、哭之曰於母亦兄於吾亦兄、弱草吾夫何怙矣、

同 繼體天皇六年冬十二月、百濟遣使貢調云々、適以物部大連鹿鹿火宛宣勅使、物部大連方欲發向難波館宣勅於百濟客、欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王獻釋迦佛金銅像一軀・幡香若干・經論若干卷云々、有司乃以佛像流奔難波堀江、復縱火於伽藍燬燼更無餘、

同 欽明天皇二十二年、新羅遣久禮叱及伐千貢調賦、司賓發遇禮數減常、及伐千忿恨而罷、是歲復遣奴氏大舍獻前調賦於難波大郡、次序諸蕃掌客、額田部連・葛城直等使列于百濟之下而引導、大舍怒還不入館舍、乘船歸至穴門、

同 敏達天皇十二年冬十月、是歲復遣吉備海部直羽鳥召日羅於百濟云々、復遣大夫等於難波館使訪日羅、敏達天皇十四年三月丙戌、物部弓削守屋大連自詣於寺踏坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、並燒佛像與佛殿、既而取所燒餘佛像令棄難波堀江、

同 崇峻天皇の條 物部守屋大連資人捕鳥部萬高將一百人守難波宅、而聞大連滅騎馬後、向茅渚野有眞香邑、推古天皇十一年夏四月壬申朔、更以來日皇十之兄當麻呂子爲征新羅將軍、秋七月辛丑朔癸卯當麻呂子自難波發船、推古天皇十六年夏四月、小野臣妹子至自大唐、唐國黃妹于臣曰蘇因高、即大唐使人裴世清下客十二人從妹子臣至於筑紫、遣難波吉師雄成召大唐客裴世清等、爲唐客更造新館於難波高麗館之上、六月壬寅朔丙辰唐客等泊于難波津、是日以簡船三十艘迎客等于江口安置新館、於是以中臣宮地連麻呂・大河內直權手・船史王平爲掌客、九月辛未朔乙亥饗客等於難波大郡、

同 舒明天皇三年十月、是歲改修難波大郡及三津館、舒明天皇四年冬十月辛亥朔甲寅、唐國使人高表仁等到于難波津、則遣大伴連馬養迎於江口、船三十二艘及鼓吹旗幟皆

月度長、遣唐使拜朝、壬辰、是日召遣唐大使從四位上葛野鷹・副使從五位上石川道益等賜饗殿上、近召御床下特賜恩酒一杯、實
琴一面奏樂、癸卯、授大使葛野鷹節刀、

續日本後紀

仁明天皇承和元年春正月庚午、是日任遣唐使、以參議從四位上右大辨兼行相權守藤原朝臣常嗣爲持節大使、從五位下

彈正少弼兼行兼作介小野朝臣章爲副使、判官四人、錄事三人、全三年五月庚戌、是日右近衛中將從四位下藤原朝臣助衛勅語向攝

津國難波海口、慰勞聘唐使發遣、辛亥、右少辨藤原朝臣當道於濱頭稱揚大政官宣曰、遣唐使判官以下無國室而有犯事者、隨罪輕

重死罪以下科決（注）、大使主小使主節節刀於都、諸如此狀謹勤仕奉宣、是日使等駕船、壬子、四船共解纜發去、

難波津の衰微

難波津は前記の如く繁榮を極めたりしが、桓武天皇の延暦十三年十月帝都の平安京に移りてより、
帝都と海口との交通は専ら神崎川の流路に依りて行はるゝに至りしかば、江口・神崎・加島・河尻等の
繁榮するに反して難波津は漸次衰運に傾き、仁明天皇の承和十一年十一月に至りて鴻臚館も亦國府廳
に轉用せらる。王朝の末より鎌倉時代に亘りては天王寺・住吉乃至高野參詣の爲め皇室の行幸・名門鉅
相の往來行はれて、其の行路は淀川を舟にて下り渡邊に上陸するを普通とし、壽永四年二月源義經の
兵船も同所より發航せしといへば、渡邊は難波津の舊觀を僅に存したる唯一の河港たりしならん。鎌
倉時代の末期より戰塵の巷となり、南北朝時代を通じて足利時代に移り、江口・神崎・加島・河尻の
繁榮も移りて堺津に轉じ、堺津は應永年間已に長足の發展を爲して殊に繁榮を極めたりしが、難波津
は益衰微して往時の繁榮は史上の一夢と化せり。後に掲記せる土佐日記及び西行の歌、並に住吉詣記
等は、河川の淤塞して舟行を害し、津頭の風は徒に葦の枯葉を吹きて、水禽の長閑に水上に戯れし、

當時の實景を寫せるものなるべし。

土佐日記

（注）

二月七日、けふ川尻に船りたりて漕ぎのほるに、川の水ひてなみ煩らふ、舟の上ることいとがたし、

かゝる間にふなきみの病者、もとよりこちくしき人にて、かうやうのことさらに知らざりけり、かゝれとも淡路たうめの歌に

めて、みやこ誇りにもやあらん、辛くしてあやしき歌ひれりいたせり、そのうた

きときては川の堀江の水た浅み舟も我身もなつむけふかな

これはやまひをすればよめるなるへし、ひとうたにことのおかれは、今ひとつ

とくと思ふ舟なやますは我が爲に水の心のあささなるへし

この歌は都近くなりぬるよろこびにたえずしていへるなるへし、淡路のこのうたにおとれり、れたくいわさらましものかと、く

やしがるうちに、よるになりてれにけり、八日なを河のほとりになすみて、鳥飼のみまきといふと、ころにと、まる、

新古今集

（注）

津の國の浪速の春に夢なれや葦の枯葉に風渡るなり

西行

足利義詮住吉詣

（注）

やうく難波の浦につきぬ、聞きしよりは見るはまされり、葦ののさ、みつの浦など

いふ、よせくる波になしやかちめの水をもてあてひてたはふる、さまいとおもしろし、

難波かたあしきの小舟いとまなみ棹の葉に袖を打ちぬる

大阪再興の曙光

然るに明應五年九月僧兼壽は本願寺別院を生玉の庄内石山に創立し、光教の本願寺を移すに及び、
形勢は轉じて再び曙光を見るに至れり。當時の難波津は往時の繁盛なりしに反し、竹籬茅舎の錯落せ
る寒村たりしが、同本願寺の設けらるゝや近國の門徒陸續として踵を接し來れるを以て、忽ちにして邑

を爲し市を爲し街巷を形勢するに至れり。加之其の門徒は六十餘州に満ちて權勢武門を凌ぎ、且つ織田信長と隙を生じ防戦屢勝を制して附近を管領せしかば、益繁榮し、天正十一年豊臣氏の城を築くに及び、其の擴張に伴ひて生玉・玉造・渡邊を大阪に包容し、當時なほ船場・島之内・天満等の如きは概ね田圃或は洲渚若くは蘆原なりしを、河渠を通じ土地を廣めて街衢を開き、天正十三年東横堀川成れり。川は秀吉が大阪城の外濠として開鑿せしものと傳へ、一に内堀・内横堀・上堀・東堀等の名あり、西横堀川の成りて後之に對しての稱なるべし。ついで慶長三年天満堀川を掘り、同五年阿波堀川を開鑿し、西横堀川も此の時代に掘られて、市街の大體を爲せしも、東横堀川以西なる船場・下船場・天満は其の稱ありて未だ大阪の中に入らざりしが如し。然るに當時已に成りし市街村落は、慶元の兩役に遭ひて兵火の慘害を蒙り、市民は四方に避難流離せり。依て元和元年五月の落城後、此の地に封せられたる松平忠明は市街の整理に着手し、本丸・二の丸を城地に充て、三の丸を壊平し、城地附屬の地若干を残して他は悉く市街地に充て、四方に避難せる市民を招集して其の堵に安んせしめ、伏見の町家八十餘町を移して市街を復興し、市中及び接近村落の寺院及び墓地の移轉廢合を行ひ、市中の富豪にして町人の信用厚き者若干名を選び、元締衆に擧げて町割を爲さしめ、翌二年町割の完成を見るや更に水帳を制定して地子銀を徴收せり。道頓堀川は元和元年十一月に成り、同三年京町堀川・江戸堀川成りしかば、市街は茲に一變して舊に復せしのみならず、其の市街は東横堀川以西船場・下船場及び天満に延び、伏見よ

三郷の起源

り來れる八十餘町は伏見組を爲し、船場・下船場の地を合して南組・北組に分ちしが、伏見組に間もなく其の名を没す、蓋し南・北兩組に合併せられしものならん。天満の地は別に天満組を爲して茲に大阪三郷の名を成し、漸次繁榮して往時の盛に復し、堺津を凌ぎて後年の大繁榮を胚胎せり。而して道頓堀南岸に於ける道頓堀九郎右衛門町・同吉左衛門町・同立慶町・同湊町の地は西成郡下難波村の内より元和二年町割成りて編入せられたるものとす。

關西の鎮府

市街の整理及び其の發達に盡力せし松平忠明は、元和五年七月二十二日大和國郡山に移封せられて大阪は幕府の直管地となり、大阪城は關西の鎮府と定められ、城代を置き、定番・番頭、及び加番を之に附屬せしめて衛戍の局面に當らしめ、別に町奉行を置きて市政の局面に當らしむ。町奉行は已に第二篇第一章の第一項に記載せしを以て之を省き、茲には城代以下に就て其の梗概を記さんとす。城代は定番・大番頭・加番を率ゐて城中を警衛し、特に二の丸追手内外及び南北大仕切を守り、又遠く西國諸侯を統帥するの重任を帯び、五六万石以上の譜代諸侯より選任し、役知一万石を給せらる。定番は二員にして一を玉造口定番といひ、一を京橋口定番といふ。京橋口定番は京橋口内外及び北の外曲輪筋鐵門の警衛を掌り、玉造口定番は玉造口内外及び東仕切の警衛に當り、兩定番には與力同心附屬す、一二万石の小諸侯より選任せられ、役料は三千俵たり。大番頭は東・西二組にありて組頭・大番衆・與力同心之に附屬し、毎年交代して本丸及び追手より玉造に至る二の丸南面の警備を東西に分ちて掌り、

麾下の士又は其の子弟より選任せらる。加番は四人を定員とし、一加番(山里)三加番(青屋口)は東大番頭に屬し、二加番(中小)四加番(雁木坂)は西大番頭に屬す。山里加番は山里丸及び梅樂橋外二の丸南曲輪・南東兩仕切の内を守り、中小屋加番は二の丸青屋口を守り、青屋口加番及び雁木坂加番は半月交代にて二の丸雁木坂を守る。山里加番は三四万石の諸侯中より選任し、其の他は一二万石の諸侯中より任命せり。尙ほ此の外に目附あり六役あり、六役とは鐵砲奉行・弓奉行・具足奉行・金奉行・藏奉行・破損奉行をいふ。此の職制は徳川氏の時代を通して變動なく繼續して其の末造に及べり。而して、歴代城代の氏名は左の如し。

勤務年代	祿高	氏名	勤務年代	祿高	氏名
自寛文五年七月 至貞享二年三月	五万九千石	内藤紀伊守信政	自寛文二年四月 至正保四年七月	拾万石	阿部備中守正次
自慶安元年二月 至同三年七月	参万石	○稻垣攝津守重次	自慶安二年十月 至同三年	参万六千石	○永井日向守直清
自慶安三年 至同四年	五万九千石	○内藤豊前守信照	自慶安四年三月 至承應元年	参万石	○稻垣攝津守重次
自承應元年九月 至同三年	参万石	○水野出羽守忠胤	自承應三年三月 至明暦二年	七万石	○内藤帶刀忠興
自明暦二年九月 至萬治元年	六万石	○松平丹波守光重	自萬治元年九月 至同二年	参万石	○水野出羽守忠胤
自萬治二年 至同三年	七万石	○内藤帶刀忠興	自萬治二年 至寛文元年	六万石	○松平丹波守光重

自寛文元年 至同二年	参万石	水野出羽守忠胤	自寛文二年三月 至延寶元年六月	五万石	青山因幡守宗俊
自延寶元年六月 至貞享元年四月	五万参千石	太田攝津守資次	自貞享元年四月 至同七年	六万石	○水野右衛門太夫忠春
自貞享元年七月 至同二年九月	九万五千石	土屋相模守政道	自貞享二年九月 至同四年十月	参万石	内藤大和守重頼
自貞享四年十月 至元祿三年七月	八万貳千石	松平因幡守信興	自元祿四年正月 至正徳二年二月	参万五千石	土岐伊豫守頼隆
自正徳二年四月 至享保三年八月	五万石	内藤豊前守式信	自享保三年八月 至同七年五月	五万石	安藤對馬守重行
自享保三年六月 至同八年正月	六万石	松平左近將監柔色	自享保八年正月 至同十二年七月	拾貳萬参石	酒井讚岐守忠音
自享保七年正月 至同八年正月	拾壹萬石	堀田伊豆守正虎	自享保十二年七月 至同十五年七月	七万石	松平伊豆守信稅
自享保七年七月 至同九年六月	五万参千石	土岐丹後守頼稔	自享保十五年七月 至元文五年五月	貳萬貳千石	稻葉佐渡守正親
自享保九年九月 至元文五年二月	五万石	太田備中守資晴	自元文五年五月 至延享元年五月	拾五萬石	酒井雅樂頭忠知
自延享元年五月 至同二年七月	拾壹萬石	堀田相模守正亮	自延享二年七月 至同四年七月	拾萬石	阿部伊勢守正襲
自延享四年七月 至寶曆二年四月	拾貳萬参石	酒井讚岐守忠用	自寶曆二年四月 至同六年五月	八萬貳千石	松平右京太夫頼高
自寶曆二年五月 至同八年七月	六万石	井上河内守正賢	自寶曆六年七月 至天明元年六月	拾萬石	青山因幡守忠朝
自寶曆八年八月 至同十二年三月	六万石	松平周防守康福	自天明元年六月 至安永六年九月	五万八千石	阿部飛彈守正允
自明和元年六月 至同六年九月	六万石	松平和泉守乗佑			久世出雲守廣明

勤務年代	祿高	氏名	勤務年代	祿高	氏名
自安永六丙午九月 至天明元丑年五月	八萬石	牧野越中守貞長	自天明元丑年五月 至同 二寅年八月	參萬五千石	土岐美濃守定經
自天明二寅年九月 至同 四辰年五月	七萬七千石	戸田因幡守忠寛	自天明四辰年五月 至同 七未年四月	拾萬石	阿部能登守正殷
自天明七未年四月 至寛政四子年八月	拾壹萬石	堀田相模守正順	自寛政四子年八月 至同 十年五月	七萬石	牧野備前守忠精
自寛政十年五月 至同 志甲年九月	八萬貳千石	松平右京太夫輝知	自寛政志甲年九月 至享和二戌年十月	五萬石	青山下野守忠祐
自享和二戌年十月 至文化元子年正月	拾萬貳千石	稻葉丹後守正謙	自文化元子年正月 至同 三寅年三月	拾萬石	阿部播磨守正苗
自文化三寅年三月 至同 七年六月	六萬石	松平能登守乘保	自文化七年六月 至同 志亥年四月	拾壹萬石	大久保加賀守忠置
自文化志亥年四月 至文政五午年六月	八萬貳千石	松平右京太夫輝延	自文政五午年六月 至同 八酉年五月	六萬石	松平周防守康任
自文政八酉年五月 至同 九戌年七月	六萬石	水野左近將監忠邦	自文政九戌年七月 至同 十子年七月	七萬石	松平伯耆守宗發
自文政十子年七月 至天保二卯年五月	五萬參千石	太田備後守資好	自天保二卯年五月 至同 五年四月	七萬石	松平伊豆守信順
自天保五年四月 至同 八酉年五月	八萬石	土井大炊頭利位	自天保八酉年五月 至同 年七月	拾壹萬石	堀田備中守正篤
自天保八酉年七月 至同 九戌年四月	五萬石	間部下總守詮勝	自天保九戌年四月 至同 十子年七月	六萬石	井上河内守正春
自天保十子年七月 至弘化元辰年三月	六萬石	青山下野守忠良	自弘化元辰年三月 至同 二巳年三月	六萬石	松平和泉守乘全
自弘化二巳年三月 至嘉永元申年十月	五萬八千石	松平伊賀守忠優	自嘉永元申年十月 至同 三戌年九月	五萬石	内藤紀伊守信親

市街地擴張
及び河川開
鑿の徑路

自嘉永三戊午九月 至安永五午年七月	九萬五千石	土屋采女正寅直	自安永五午年七月 至萬延元申年七月	五萬石	松平豐前守信義
自萬延元甲申三月 至文久二戌年六月	七萬石	松平伯耆守宗秀	自文久二戌年六月 至元治元子年二月	七萬石	松平刑部大輔信吉
自元治元子年七月 至明治元辰年二月	八萬石	牧野越中守貞明			備考 本表中○印は假 役なり

幕府の直管となりたる大阪の市街は、政治上の價値を加へてますます擴張し、元和五年には西成郡下難波村の内にて北は立賣堀・南は長堀川・東は西横堀川・西は木津川までの間に含まれたる村高貳百七拾六石七斗九升壹合の地を、同六年には同村の内新町北通邊の地若干を、同七年には同村の内字かはた・同しらが山の二ヶ所即ち立賣堀・喰屋橋南詰邊の地を編入し、同八年には津村の葭島を開發せられて新天満町・新靱町・海部堀町を作り、寛永元年には海部堀川、同二年には長堀川、同三年には立賣堀川の開鑿成り、同四年には西成郡下難波村の内喰屋橋近傍の地若干を入れ、同五年には薩摩堀川の開鑿成り、同七年西成郡下難波村の内字新傾城町・同喰屋町の地を編入し、同十一年七月西成郡渡邊村は天満組附屬となり、同二十年には下難波村の内なる西横堀上繫橋東詰の地若干及び佐渡島町の地を、慶安二年には高津村の内なる高津五右衛門町及び九條村の内なる九條村町を、萬治二年には東成郡野田村領の野田町内にあるものを編入し、貞享より元祿に亘りて畿内治河の擧あり、河村瑞軒之が工事の任に當り、貞享元年安治川の開鑿を初めとして同二年には曾根崎川を鑿ち、天満川沿岸の掘鑿

工事の爲め公收せられたる天満一丁目・同二丁目及び白屋町の一部は代地を西成郡勘助島に與へられ、同四年三月檢地行はれて船津町・川本町・白井町と名づけられ、當時に於て三郷の町数は已に五百四十九町の多きに上りしといふ、市街發展力の如何に強かりしかを想見すべし。治河に従ひし瑞軒は貞享四年五月工事を終へて東歸復命せしが、更に命を奉じて來り再び治河の工事に従ひ、元祿十一年には十三間川、同年十一月には堀江川の開鑿を成就せり。道頓堀川南岸の修築されしも此の年にして、難波島の堀割の成りしも同十二年二月以前にありしならん。かくて治河工事は元祿十二年二月を以て竣成を告げしかば、瑞軒は江戸に歸りて復命せり。此の前後兩回に於ける河川の開鑿其他河道の修理浚深せられし結果として、元祿元年には安治川新地の九町即ち新堀一丁目・同二丁目・新川北一丁目・同二丁目・同三丁目・新川南一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目を西成郡九條村より入れ、堂島新地の十町即ち堂島新地一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・堂島新地中一丁目・同二丁目・同三丁目・堂島新地北町・堂島新地裏町を同年堂島村より入れ、中の島西端の新地なる湊橋町も同時に成り(以上を總稱して堂島新地二十町といふ)、同十一年には古川新地の二町即ち古川町一丁目・同二丁目・富島新地の二町即ち富島町一丁目・同二丁目を共に西成郡九條村より、堀江新地の二十四町即ち北堀江一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・南堀江一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・御池通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・橋通一丁目・同二丁目・

同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目、幸町新地の五町即ち幸町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目(以上を總稱して堀江新地三十三町といふ)を同郡下難波村より入れて、其の總計五十三町は新に三郷に加へられたり。然れども堀江川の開鑿に際し、其の河道に當りし葉山町・外山町・長屋町の三町は其の名を沒したるを以て、町数を増加せしは五十ヶ町なるべし。此の間に於て他に増加せし二ヶ町あり、即ち西高津町及び南瓦屋町にして、西成郡高津村の内たりしが、元祿七年十二月編入せらる。依て町数は五十二町を増して六百一町となりしが、其の玉造伏見坂町の北組に屬する分は同十五年閏八月二十一日道頓堀南裏なる西成郡高津村字鬚割に移りて元伏見坂町となる。

ついで寶永五年閏正月、京橋片原東町・同西町を相生東町・同西町と改め、同年二月曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目を西成郡曾根崎村の内より編入し、享保九年大火の爲め本堺町・京橋一丁目・相生東町の南側西半部、及び相生西町の南側全部を火除地として公收し、代地を道頓堀吉左衛門町の南裏なる西成郡難波村字向島に與へ、其の地を編入して元堺町・元京橋町・元相生町の三町と爲し、同十八年五月には難波入堀川、翌十九年には高津入堀川成れり。延享二年正月西成郡西高津村の内なる高津新地を町奉行の管轄に移して、同年十月西高津新地一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目の九ヶ町に分ちて市郡兩屬たり。寶曆三年十月堂島新船町を加へ、明和二年三月西成郡難波村の内なる新開地を編入して難波新地一丁目・同二丁

日・同三丁目に分ち、市郡兩屬たり。而して同明和元年以後安永年間に亘り市内河川の修築浚渫行はれて沿岸に新築地のなれるもの多し。安永九年崎吉町を加へ、天明二年更に天満砂原屋敷を加へたる爲め、十九ヶ町を増して六百二十町となる。天保九年には天満堀川の延長開鑿工事成りて、西成郡國分寺村より舊天満堀川に聯絡す。かくて六百二十ヶ町の内其の二百五十ヶ町は北組、二百六十一ヶ町は南組、一百九ヶ町は天満組に屬し、其の後異動なくして徳川氏の末に至れり。

幕末三郷町名

北組 (二百五十町)

安土町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	淡路町一丁目	同 二丁目
淡路町切丁	阿波町	相生西町	相生東町	近江町
油掛町	油町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	尼崎町一丁目
同 二丁目	網島町	石津町	和泉町	今橋一丁目
同 二丁目	内淡路町二丁目	同 二丁目	同 三丁目	内平野町
内平野町二丁目	内骨屋町	内兩替町	江戸町	江の子島西の町
同 東の町	江戸堀一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	狂町	大川町	大澤町	海部堀川町

海部町	榎屋町	麴町	高麗橋一丁目	同 二丁目
同 三丁目	籠屋町	拐屋町	梶木町	瓦町一丁目
同 二丁目	上魚屋町	上中の島町	上博勞町	龜山町
龜井町	神崎町	紀伊國町	北草屋町二丁目	同 二丁目
北新町一丁目	同 二丁目	北鍋屋町	北濱一丁目	同 二丁目
北堀江一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
北渡邊町	木津川町	京橋二丁目	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	同 六丁目	京町堀一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	釘屋町	九條村町
桑名町	久保島町	過書町	劔先町	五幸町
粉川町	國分町	石町	吳服町	小右衛門町
西信町	齋藤町	坂本町	崎吉町	雜喉場町
樅木町	三耶右衛門町	三右衛門町	敷屋町	四軒町
七郎右衛門町一丁目	同 二丁目	信濃町	鹽屋六左衛門町	島町一丁目
同 二丁目	下博勞町	常安裏町	常安町	淨覺町

上人町	庄村新四郎町	撞木町	聚樂町	白子島町
白子裏町	白子町	次郎兵衛町	新淡路町	新靱町
新京橋町	新天満町	新堀町	駿河町	瀬戸物町
善左衛門町	宗是町	道空町	橋通二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	同 七丁目	谷町一丁目
同 二丁目	同 三丁目	玉澤町	玉手町	玉水町
茶染屋町	築島町	津村北の町	同 中の町	同 西の町
同 東の町	同 南の町	釣鐘上の町	釣鐘町	豊島町
寺島町	常盤町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
徳井町	土佐堀一丁目	同 二丁目	道修町一丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	中船場町	長濱町
長町六丁目	同 七丁目	同 八丁目	同 九丁目	奈良屋町
西伊勢町	錦町一丁目	同 二丁目	西笹町	西濱町
日本橋一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
二本松町	仁右衛門町	布屋町	野田町	箱屋町

南組 (百六十一町)

濱町	半入町	肥後島町	菱屋町	備前島町
兵庫町	百貫町	平野町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
備後町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
福井町	伏見町	<small>伏見屋四郎兵衛町</small>	<small>伏見兩替町二丁目</small>	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	船越町	船坂町	船町
古手町	豊後町	本靱町	本五分一町	本天満町
升屋町	松本町	松屋町	大豆葉町	丸葉町
御堂前町	南草屋町	南鍋屋町	南濱町	南渡邊町
宮川町	元相生町	元京橋町	元堺町	元伏見坂町
家根屋町	彌兵衛町	山田町	山本町	八尾町
吉原町	葎屋町	兩國町	越中町二丁目	同 三丁目
戎島町	岡崎町	岡山町	<small>小倉屋仁兵衛町</small>	折屋町

立賣堀 阿波橋町

薩摩堀 阿波堀町

安堂寺町一丁目

同二丁目上半

同 下半

同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	生駒町	石灰町
稻荷新町	稻荷中の町	稻荷門前町	岩田町	茨木町
内安堂寺町	内久寶寺町	内本町上三丁目	内本町太地左衛門町	内本町二丁目
内本町橋詰町	鱧谷一丁目	同 二丁目	上木綿町	上堺町
上本町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	上本町四丁目南半	同 北半
長堀 宇和島町	立寄堀 帶屋町	追手町	大津町	道頓堀 御前町
高津五右衛門町	高津町	鎊屋町	柏原町	鍛冶屋町二丁目
同 二丁目	金澤町	金田町	道頓堀 釜屋町	上清水町
上難波町	柏木町	唐物町一丁目	同 二丁目上半	同 下半
同 三丁目上半	同 下半	同 四丁目	神田町	道頓堀 久左衛門町
菊屋町	北勘四郎町	北久太郎町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	北久寶寺町二丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	北新町三丁目	北谷町	道頓堀 吉左衛門町
九軒町	具足屋町	九之助町一丁目	同 二丁目	車町
道頓堀 九郎右衛門町	源左衛門町	小西町	小濱町	木挽町北の町

同 中の町	同 南の町	權右衛門町	西國町	幸町一丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	農人橋 材木町
坂田町	酒邊町	櫻町	左官町	薩摩堀中筋町
同 東の町	佐渡島町	佐渡屋町	讚岐屋町	鹽町一丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	下清水町	淨國寺町
常珍町	順慶町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	長堀 白髮町	白銀町	長堀 心齋町	道頓堀 新大黒町
新難波中の町	同 西の町	同 東の町	新平野町	道頓堀 新戎町
立寄堀 助右衛門町	鈴木木町	錫屋町	周防町	炭屋町
住吉屋町	長堀 清兵衛町	關町	道頓堀 宗右衛門町	大寶寺町
道 仁町	長堀 高橋町	高間町	田島町	立賣堀二丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	立賣堀中の町	同 西の町
同 南裏町	橋通八丁目	橋町	伊達町	立賣堀 鐵町
玉木町	玉屋町	丹波屋町	長堀 治郎兵衛町	出口町
傳馬町	藤右衛門町	道頓堀 徳壽町	長堀 富田屋町	中津町

源藏町	源八町	小島町	堂島新船町	信保町
菅原町	鈴鹿町	砂原屋敷	曾根崎新地二丁目	同 二丁目
同 三丁目	大工町	堂島裏一丁目	同 二丁目	堂島新地裏町
堂島新地一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
堂島新地北町	堂島新地中二丁目	同 二丁目	同 三丁目	高島町
瀧川町	橋通一丁目	龍田町	地下町	攝津國町
壺屋町	天神筋町	天満一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	同 七丁目	同 八丁目
同 九丁目	同 十丁目	同 十一丁目	同 十丁目下半	典藥町
富島町一丁目	同 二丁目	長柄町	鳴尾町	難波新地二丁目
同 二丁目	同 三丁目	西樽屋町	農人町	旅籠町
東樽屋町	樋の上町	堂島大工町	天満船大工町	船津町
古川一丁目	同 二丁目	堀川町	又次郎町	御池通一丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目
南木幡町	南富田町	南森町	宮の前町	夫婦町

彌左衛門町 友古町 錦屋町 越後町

幕府の政權
奉還に依り
王政復古

然るに是れより先、徳川幕府は寛永十三年五月十九日鎖國政策を採りて海外渡航を禁じ、支那と和蘭船のみ來りて長崎の一港に限り貿易するを許せしを以て、國民は桃花源裏に太平を夢み來りしが、嘉永六年米艦の相州浦賀に着して互市を求むるに及び、上下の長眠は覺醒せられ海内は鼎沸し、幾變轉して勤王佐幕の争となり、將軍徳川慶喜は幕府の命數已に盡きたるを看取しけん、慶應三年十月十四日を以て其の政權を奉還せしかば、世は王政の古に復せり。かくて政權は奉還されたるも尙ほ朝廷の處置に不滿の廉やありけん、翌明治元年正月會津・桑名の兵を率ゐて京師に入らんとし、伏見鳥羽に至り薩長の兵と戦ひて撃退せられ、慶喜は六日の夜城を出で、海路江戸に歸り、幕吏また悉く逃亡しければ、當市は一時無政府状態に陥りしも、超えて九日長州藩兵城に入り、翌十日舊幕府の所領地を古の如く總て天朝の直轄に復せしめられ、同日征討將軍仁和寺宮着阪あり、同十五日宇和島少將人民撫育の旨を奉じて着阪し、同二十二日初めて大阪鎮臺を置かれ、同二十七日大阪裁判所と改め、同五月二日更に大阪府と改まりて其の管治する所となれり。而して當市は前年十二月七日を以て兵庫の開港と共に開市場となりしが、當年七月十五日開市場を開港場と改め、居留地を川口に設けらる。また久しく異動せざりし六百二十町の町名も、前年八月八日を以て戎島町を梅本町と改め、當年七月西成郡西高津村の内なる瓦土取場を編入して十一月二十六日新瓦屋町と改稱し、同十二月西成郡九條村の内なる字寺島の四町

大阪府の所
管となる
開市場
開港場

八反三畝六歩を編入して之に北組の寺島町・木津川町・九條村町を加へて松島町と改められしかば、三郷の六百二十町は差引一ヶ町を減じて六百十九町となれり。

三郷を廢して四大組に改む

大阪府の設置せられて諸般制度の改善漸次行はれ、明治二年五月四日從來の三郷を廢して東・西・南・北の四大組に分ち、大川筋・土佐堀川以北・安治川南北町を北大組、長堀川以南を南大組、西横堀川以東を東大組、其の以西を西大組とせり。依て從來の六百十九町の内其の二百六十二町は東大組に、其の百五十四町は西大組に、其の八十七町は南大組に、其の百十六町は北大組に入れり。而して此の改正と同時に、西大組の内なる白井町・川本町・船津町の三町を合併して船津町と改め、西下宿請所・東横堀新築地の二ヶ所を各一町として東大組に、西横堀新築地を一町として南大組に、東寺町前・鐵砲同心屋敷・中の島上の鼻・安治川梓ヶ鼻・檜村屋敷・曾根崎川上の口・大鏡寺前・觀音寺屋敷・五ヶ所助成地・夫婦池・堀川堤・三郷家請人引取小屋の十二ヶ所を各一ヶ町として北大組に加へられしかば、東大組は二ヶ町を増して二百六十四町、南大組は一ヶ町を増して八十八町、西大組は二ヶ町を減じて百五十二町、北大組は十二ヶ町を増して百二十八町、四大組の總計に於て差引十三町を増して六百三十二町たり。同年八月更に西成郡九條村の内字寺島の七反五畝壹歩を松島町に編入し、同年十二月松島廓を西大組に組入れらる。蓋し三郷の區畫は元和以後鼎峙して動かす、新地の開發及び替地のある毎に散在して頗る錯綜を極め施政上の不便少からざりしに依り、此の大改正を爲して整理せられしものならん。當時四大組に屬せし町名は左記の如し。

四大組所屬町名

東大組 (二百六十四町)

粉川町	聚樂町	神崎町	駿河町	江戸町
和泉町	伏見兩替町二丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
常盤町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	德井町
谷町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	内淡路町二丁目	同 二丁目
同 三丁目	北新町一丁目	同 二丁目	内骨屋町	松尾町
南草屋町	錦町一丁目	同 二丁目	折屋町	豊後町
内平野町	内平野町二丁目	大澤町	龜山町	船越町
北草屋町一丁目	同 二丁目	釣鐘上の町	釣鐘町	近江町
島町一丁目	同 二丁目	石町	彌兵衛町	京橋二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	内兩替町
北濱一丁目	同 二丁目	今橋一丁目	同 二丁目	高麗橋一丁目
同 二丁目	同 三丁目	本 鞆 町	本天満町	道修町一丁目

同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	淡路町二丁目
同 二丁目	瓦町一丁目	同 二丁目	百貫町	備後町一丁目
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	平野町二丁目
同 二丁目	同 三丁目	安土町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
上魚屋町	南渡邊町	北渡邊町	西笹町	榎木町
浄覺町	升屋町	御堂前町	南鍋屋町	北鍋屋町
三郎右衛門町	津村東の町	同 西の町	同 南の町	同 北の町
同 中の町	淡路町切丁	中船場町	濱	長濱町
善左衛門町	龜井町	古手町	伏見町	吳服町
上人町	四軒町	大豆葉町	尼ヶ崎町一丁目	同 二丁目
過書町	梶木町	大川町	七郎右衛門町一丁目	同 二丁目
玉造	同 西伊勢町	丸葉町	同 八尾町	同 半入町
同 玉造	同 越中町二丁目	同 三丁目	同 紀伊國町	同 五幸町
同 玉造	同 岡山町	同 仁右衛門町	同 菱屋町	(以上百二十九町) (は舊北組所屬)
上堺町	上本町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	龍造寺町

鈴木町	南谷町	北谷町	追手町	北久寶寺町
松山町	住吉屋町	具足屋町	藤の森町	南農人町一丁目
同 二丁目	農人橋詰町	農人橋材木町	農人橋一丁目	同 二丁目
鍵屋町	小倉町	内本町橋詰町	内本町二丁目	内本町太郎左衛門町
南新町一丁目	同 二丁目	内本町上の町	錫屋町	北新町三丁目
與左衛門町	南新町三丁目	松江町	本町一丁目	同 二丁目
同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	南本町二丁目上半	同 下半
同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目	唐物町一丁目
同 二丁目上半	同 下半	同 三丁目上半	同 下半	同 四丁目
北久太郎 一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
南久太郎町二丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
同 六丁目	北久寶寺町二丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	南久寶寺町二丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	金澤町	金田町	茨木町	博勞町
上難波町	源左衛門町	傳馬町	雛屋町	大津町

同 九丁目 道頓堀 久左衛門町
 同 宗右衛門町
 同 御前町
 同 布袋町 (以上六十八町は舊南組所屬)

大和町 立慶町 吉左衛門町 九郎右衛門町

西横堀新築地

西大組 (百五十町)

玉水町 白子町 白子裏町 土佐堀一丁目 同 二丁目
 船町 齋藤町 布屋町 江戸堀一丁目 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 玉澤町 麴町
 籠屋町 福井町 家根屋町 茶染屋町 新淡路町
 京町堀一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 崎吉町 權屋町 道空町 山田町
 雜喉場町 石津町 兵庫町 小右衛門町 坂本町
 兩國町 南濱町 劔先町 新天満町 瀬戸物町
 新敷町 油掛町 信濃町 海部町 海部堀川町
 岡崎町 敷屋町 奈良屋町 阿波町 衿町

箱屋町 豊島町 釘屋町 江の千島東の町 同 西の町
 船坂町 三右衛門町 山本町 上博勞町 下博勞町
 吉原町 新京橋町 新堀町 西濱町 北堀江一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 二本松町
 宮川町 橋通二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 同 七丁目 葎屋町 桑名町 松本町 (以上八十四町は舊北組所屬)
 玉手町 代見屋代見屋 梅本町 松島町 帶屋町
 伊達町 神田町 權右衛門町 讚岐屋町 鐵町
 日向町 阿波橋町 阿波堀町 古金町 鐵町
 同 助右衛門町 立賣堀一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
 立賣堀中の町 同 西の町 同 南裏町 中橋町 納屋町
 吉田町 西國町 薩摩堀東の町 同 中筋町 百間町
 孫左衛門町 藤右衛門町 瓢箪町 佐渡島町 小濱町
 出口町 長堀 富田屋町 宇和島町 新平野町
 清兵衛町 九軒町 佐渡屋町 高橋町 吉野屋町

東南兩大組の區域變更

大阪府全志

同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	富島一丁目	同 二丁目
古川一丁目	同 二丁目	(以上九十六町は 舊天満組所屬)	東寺町前	鐵砲同心屋敷
中の島上の鼻	安治川粹ヶ鼻	檜村屋敷	曾根崎川上の口	大鏡寺前
觀音寺屋敷	五ヶ所助成地	夫 婦 池	堀 川 堤	三福家商人引取小屋

然るに東・南兩大組の區域は其の宜しきを得ざるものやありけん、翌三年九月に至り東大組の順慶町以南なる左記の五十四ヶ町を南大組に編入せらる。依て南大組の百四十二町となりしに反し、東大組は減じて貳百拾町となれり。

順慶町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目	同 五丁目
安堂寺町一丁目	同二丁目上半	同 下半	同 三丁目	同 四丁目
同 五丁目	鹽町一丁目	同 二丁目	同 三丁目	同 四丁目
淨國寺町	初 瀬 町	北勘四郎町	南勘四郎町	車 町
橋 本 町	治郎兵衛町	心 齋 町	平右衛門町	長堀十丁目
尾張坂町	丹波屋町	松屋町表町	同 裏町	播 磨 町
内安堂寺町	玉 木 町	萬 年 町	山家屋町	櫻 町
坂 田 町	札の辻町	上本町四丁目北半	同 南半	五 幸 町

いろは組の制定に伴ふ町名の改廢

同四年五月八日いろは組の制定せらるゝに及び、東大組に於ては上本町一丁目・同二丁目を大阪城地に編入して之を除き、新に鐵砲同心屋敷を一町として加へたる爲め、同大組は一町を減じて二百九町と爲り、座摩社旅所・御弓町・平野町神明社・宮橋家屋敷・朝日神明社・玉造稻荷社・御靈宮・座摩社・西本願寺掛所・東本願寺掛所・上難波社の十一ヶ所を附屬地となし。南大組に於ては西大組の湊町を編入し、且つ南瓦屋町を南瓦屋町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目に分ち、もと町名に加へたる西横堀新築地及び新瓦屋町の二ヶ町を附屬地と爲せしに依り、差引三町を増して百四十五町となり、附屬地は前記二ヶ町の外に、三津八幡宮・生玉社地・高津社の三ヶ所たり。西大組に於ては江戸堀一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目を江戸堀川に依りて北江戸堀一丁目・同二丁目同三丁目・南江戸堀一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目を江戶堀川に依りて北江戸堀一丁目・同四丁目同五丁目を京町堀川に依りて北京町堀一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目・同十丁目に分ち、京町堀六丁目・劍先町・南濱町を合併して南京町堀三丁目と改め、平右衛門町上繋橋以西・宇和島町・富田屋町・白髮町を長堀川に依りて南宇和島町・北宇和島町・南富田屋町・北富

舊町名 新町名

立賣堀	古日向	日橋	古帶	讚	釘	箱	伊	伊	神	衞	阿	奈	奈
堀	金	右	破	右	右	達	達	達	右	波	波	其	其
一丁目	町の内	向衛門	屋	屋	屋	屋	屋	田	田	田	内	内	内
立賣堀北通	同	阿波座下通	同	阿波座中通	同	同	同	阿波座上通	同	同	同	同	阿波堀通
一丁目	二丁目	一丁目	二丁目	一丁目	三丁目	二丁目	一丁目	裏	三丁目	二丁目	一丁目		

舊町名 新町名

立賣堀	納屋	百間	同	同	薩摩	三船	中	阿	阿	波	同	立賣堀
堀	屋	間	中筋町の内	中筋町の内	堀	右衛門	右衛門	波	波	橋	三丁目	堀
三丁目	町	町	町の内	町の内	東の町	坂	橋	堀	堀	町	の内	二丁目
立賣堀北通	同	同	同	同	薩摩堀	同	阿波座	同	阿波堀通	同	同	立賣堀北通
四丁目	裏	西の町	北の町	南の町	東の町	四番	三番	五丁目	四丁目	二番	一番	二丁目

立賣堀	同	立賣堀	助右衛門	助右衛門	孫右衛門	西國	吉田	同	立賣堀
堀	中	堀	衛	衛	衛	國	田	四丁目	堀
中	中	中	門	門	門	町	町	内	中
立賣堀北通	同	立賣堀南通	同	同	同	同	同	同	立賣堀南通
五丁目	六丁目	一丁目	二丁目	二丁目	一丁目	裏	六丁目	五丁目	立賣堀南通

立賣堀	北	北	北	北	北	藤	吉	小	小	佐
堀	白	富	富	宇	宇	右	原	濱	濱	渡
西	田	田	田	島	島	衛	原	町	町	島
立賣堀南通	同	同	同	同	同	門	町	町	町	町
五丁目	三丁目	二丁目	二丁目	一丁目	一丁目	町	町	町	町	町

